

官報

号外 昭和三十五年七月十五日

第三十四回 衆議院會議録 第四十一号(その一)

昭和三十五年七月十五日(金曜日)

議事日程 第三十五号

昭和三十五年七月十五日

午前十時開議

第一 運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

〔請願日程は本号(その二)に掲載〕

○本日の會議に付した案件

日程第一 運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

九州地方開発促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

医療法の一部を改正する法律案(第三十一回国会、内閣提出)

薬事法案(内閣提出、参議院送付)

薬剤師法案(内閣提出、参議院送付)

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

国際開発協会協定の締結について承認を求めるの件

日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の通商に関する条約の締結について承認を求めるの件

南極条約の締結について承認を求めるの件

通商に関する日本国とマラヤ連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件

火薬類取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

電気工事士法案(内閣提出)

電源開発促進法の一部を改正する法律案(中村幸八君外七名提出)

道路運送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

請願日程 交付公債制度廃止等に関する請願外九百八十請願

たばこ販売手数料引上げに関する請願外二百二十一請願

各委員会における閉会中審査の件(議長発議)

午後八時三十九分開議

○議長(清瀬一郎君) これより會議を開きます。

日程第一 運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(清瀬一郎君) 日程第一、運輸省設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十五年六月二十日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 清瀬一郎君

附則

この法律は、公布の日昭和三十五年四月一日から施行する。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(参議院回付)

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年六月二十日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 清瀬一郎君

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、参議院送付、公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年六月二十日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 清瀬一郎君

附則

この法律は、公布の日昭和三十五年四月一日から施行する。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(参議院回付)

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年六月二十日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 清瀬一郎君

附則

この法律は、公布の日昭和三十五年四月一日から施行する。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(参議院回付)

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十三年七月十五日 衆議院會議録第四十一号(その二) 公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案 九州地方開発促進法の一部を改正する法律案

六五二

四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「前払金の保証」の下に「これに関連して行なう第十三条の二第一項の規定による支払を含む。」を加え、同条に次の一項を加える。

5 この法律において「保証契約」とは、前払金の保証(これに関連して行なう第十三条の二第一項の規定による支払を含む。)に関する契約をいう。

第四条第三項中「前払金の保証に関する契約(以下「保証契約」という。)」を「保証契約」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

(工事完成保証人に対する支払)
第十三条の二 保証契約に係る公共工事の請負者がその責に帰すべき事由に因り債務を履行しないために発注者がその請負契約を解除できる場合において、その解除をしないで工事完成保証人(保証契約に係る公共工事の請負者がその請負債務を履行しない場合において、請負者に代わつて自らその工事を完成することを発注者に対して約束する者をいう。以下同じ)にその工事を完成することを請求するとともに、その旨を保証事業会社に通知し、工事完成保証人がこれを完成したときは、保証事業会社は、保証約款で定めるところにより、発注者がその解除をしたとすするならば支払を請求することができた保証金に相当する額を限度として、工事完成保証人が請負者に求償することができ、金額を工事完成保証人に対して支払うことができる。

2 保証事業会社及び工事完成保証人は、協議により、発注者の意見を聞いて、前項に規定する支払の額を予定することができる。

第十七条第三項中「保証債務を」を「保証債務(第十三条の二第一項の規定による支払を含む。以下本条中同じ。)」に改める。

第十八条第一項中「発注者の同意」を「発注者(第十三条の二第一項の規定による支払に関する事項が保証約款に定められている場合において、工事完成保証人を含む。以下本条中同じ。の同意)」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。建設委員長羽田武副郎君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔羽田武副郎君登壇〕

○羽田武副郎君 ただいま議題となりました公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案につ

いて、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

公共工事の前払金保証事業に関する法律は、昭和二十七年に制定され、公共工事の前払金の実施に際し保証事業会社がこれを保証する制度を創設して、公共工事の適正かつ円滑なる施工に寄与してきたのであります。

すなわち、本制度は、前払金の保証がなされている公共工事の請負者の債務不履行の場合には、発注者は請負契約を解除して、保証事業会社から保証金を受け取ることができるようになつていたのであります。しかしながら、現在の前払金のなされている公共工事の請負契約の実情は、保証事業会社の前払金の保証を条件とするほかに、請負者の債務不履行の場合に、請負者にかわつて工事の完成を約する工事完成保証人を立てられる場合があり、万一請負者の債務不履行の場合には、発注者は契約を解除することなく、工事完成保証人に履行の請求をすることもできるのであります。

しかし、現行法によれば、保証事業会社の保証金の支払いは請負契約の解除の場合のみで、工事完成保証人が発注者の履行請求に応じて工事を完成した場合には保証金は支払われないので、工事完成保証人は、発注者から請負金と前払金の差額を支払われるにすぎず、前払金についての保証金相

当額を請負者に求償する権利を有するのみで、自己の負担となる事例が多いのであります。従つて、今回、工事完成保証人の債務履行を容易ならしめるため、これらの場合には、保証事業会社が支払いを免れた保証金相当額を限度として、これを工事完成保証人に対して支払うことができることにしようとするものであります。

本法案は、参議院先議のため、去る四月二日本委員会に予備付託され、六月二十日本付託となつたものであります。が、審査の内容の詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、七月十二日、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、本法案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

九州地方開発促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、九州地方開発促進法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられしました。

九州地方開発促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

九州地方開発促進法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十三年五月十七日

内閣総理大臣 岸 信介

九州地方開発促進法の一部を改正する法律

九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「(地方財政再建促進特別措置法の特例)」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の財政再建団体に係る開発促進計画に基づく事業で、地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政令に規定する事業に該当するものうち、自治大

臣が経済企画庁長官と協議して定める重要なものに要する経費に係る国の負担割合は、政令で定めるところにより、当該財政再建団体である間に限り、通常の国の負担割合の百分の百二十とする。

ただし、当該財政再建団体の負担割合が百分の十未満となる場合においては、当該財政再建団体の負担割合が百分の十となるように国の負担割合を定めるものとする。

本則中第十二条の次に次の一条を加える。

（財政再建団体以外の県に関する特例）

第十三条 前条第一項の財政再建団体以外の県で内閣総理大臣が当該県の財政の状況を勘案して指定するものに係る開発促進計画に基づく事業で、地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政令に規定する事業に相当するもののうち、自治大臣が経済企画庁長官と協議して定める重要なものに要する経費に係る国の負担割合は、政令で定めるところにより、通常の国の負担割合の百分の百二十以内において政令で定める割合とする。ただし、当該県の負担割合が百分の十未満となる場合においては、当該県の負担割合が百分の十となるように国の負担割合を定めるものとする。

附則中第二項を削り、第三項から第五項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

（経過措置）

2 この法律による改正後の九州地方開発促進法（以下「新法」という。）第十二条第二項及び第十三条の規定は、昭和三十五年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和三十四年度分の予算に係る国の負担金又は補助金の経費の金額で翌年度に繰り越したもののについては、なお従前の例による。

3 自治庁設置法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第 号）が施行されるまでの間は、新法第十二条第二項及び第十三条中「自治大臣」とあるのは、「自治庁長官」と読み替えるものとする。

理 由

九州地方における資源の総合開発を促進するため、九州地方開発促進計画に基づく一定の事業に要する経費に係る国の負担割合を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（清瀬一郎君） 委員長の報告を求めます。国土総合開発特別委員会理事二階堂進君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔二階堂進君登壇〕

○二階堂進君 ただいま議題となりました九州地方開発促進法の一部を改正する法律案につきまして、本委員会における審議の経過及びその結果について御報告申し上げます。

本案は、昨年四月一日から施行されております九州地方開発促進法の一部を改正して、今後一そう同地方の開発事業を促進せんとするものであり、その要旨は、九州地方開発促進計画に基づく事業のうち重要なものに要する経費にかかる国の負担割合は、財政再建団体については、通常の国の負担割合より二割引き上げることとし、財政再建団体ではないが、これらの県のうち内閣総理大臣が当該県の財政を勘案して指定する県に対しては、通常の国の負担割合の二割以内において政令で定める割合だけ引き上げる等であります。

本案は、五月十七日本委員会に付託され、去る十二日政府より提案理由の説明を聴取し、審査を進めたのでありますが、附則中、経過措置第三項を削る旨の修正案が提出され、採決の結果、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告いたします。（拍手）

〔参照〕

九州地方開発促進法の一部を改正する法律案に対する修正案

九州地方開発促進法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第三項を削る。

○議長（清瀬一郎君） 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であり、本案を委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○議長（清瀬一郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り決しました。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

〔内閣提出〕

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案〔内閣提出〕

社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部を改正する法律案

〔内閣提出〕

医療法の一部を改正する法律案

〔第三十一回国会、内閣提出〕

薬事法案〔内閣提出、参議院送付〕

薬劑師法案〔内閣提出、参議院送付〕

〔付〕

○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案、未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案、社会保険審査官及び社会保険審査会の一部を改正する法律案、第三十一回国会、内閣提出、医療法の一部を改正する法律案、内閣提出、参議院送付、薬事法案、薬劑師法案、右六案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（清瀬一郎君） 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○議長（清瀬一郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案、未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案、社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部を改正する法律案、医療法の一部を改正する法律案、薬事法案、薬劑師法案、右六案を一括議題といたします。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十五年三月二日

内閣総理大臣 岸 信介

昭和三十一年七月十五日 衆議院會議録第四十一号(その一) 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案外五案

六五四

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律
原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 医療(第七條—第十四條)」を「第三章 医療(第七條—第十四條の八)」に改める。

第三章第十四條の次に次の七條を加える。

(一) 一般疾病医療費の支給

第十四條の二 厚生大臣は、原子爆弾の放射線を多量に浴びた被爆者で政令で定めるもの(以下「特別被爆者」という。)が、負傷又は疾病(第七條第一項の規定による医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。)につき、都道府県知事が次条の規定により指定する医療機関(以下「被爆者一般疾病医療機関」という。)から第七條第二項各号に規定する医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の医療機関からこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給することができる。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法(大正十一年法

律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百八号)他の法律において準用し、又は例による場合を含む)、公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第二百三十四号)、市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、船員法(昭和二十二年法律第百号)若しくは日本学校安全会法(昭和三十四年法律第九十八号)の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができる場合、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行なわれたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額(その者が国民健康保険法による療養の給付を受け、又は受けることができる場合は、当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付と

して行なわれたときは、当該医療に関する給付について行なわれた実費徴収の額とする。)の限度において支給するものとする。

2 前項の医療に要した費用の額の算定については、前条第二項の規定を準用する。

3 特別被爆者が被爆者一般疾病医療機関から医療を受けた場合においては、厚生大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に要した当該医療機関に支払うべき費用を、当該被爆者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、当該被爆者に対し、一般疾病医療費の支給があつたものとみなす。

5 国民健康保険の被保険者である特別被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病について国民健康保険法による療養取扱機関である被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、同法の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担金は、同法第四十二条第一項の規定にかかわらず、当該医療に要した厚生大臣が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

(被爆者一般疾病医療機関)

第十四條の三 都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第三項の規定による支払を受けることができる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2 被爆者一般疾病医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 都道府県知事は、被爆者一般疾病医療機関に前条第三項の規定による支払を受けるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

4 第九條第四項の規定は、前項の場合に準用する。

第十四條の四 厚生大臣は、第十四條の二第三項の規定による支払をなすべき額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会の意見を聞かなければならない。

2 国は、第十四條の二第三項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

(報告の請求等)

第十四條の五 第十三條の規定は、第十四條の二第三項の規定による支払のため必要がある場合に、第十四條第三項の規定は、一般疾病医療費を支給するに必要である場合には、それぞれ準用する。

(一) 一般疾病医療費の支給の制限

第十四條の六 特別被爆者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、行なわない。

第十四條の七 特別被爆者が、闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、その全部又は一部を行なわないことができる。特別被爆者が、重大な過失により、負傷し、若しくは疾病にかつたとき、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたときも、同様とする。

(医療手当)

第十四條の八 都道府県知事は、被爆者に対し、政令の定めるところにより、その者が第七條第一項の規定による医療の給付を受けている期間、月額二千元を限度として、医療手当を支給することができる。

第二十條中「都道府県知事が行う事務に要する費用」を「都道府県知事が行なう事務に要する費用及び医療手当の支給に要する費用」に、「長崎市の長が行う事務に要する費用」を「長崎市の長が行なう事務に要する

費用及び医療手当の支給に要する費用に改める。

第二十四条中「第十四条第三項」の下に「第十四条の五において準用する場合を含む。」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

(社会保険診療報酬支払基金法の「部改正」)

2 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)第十二条第三項の下に」若しくは第十四条の四第一項を、「医療機関の請求することのできる診療報酬の額」の下に「又は被爆者一般疾病医療機関に支払うべき額」を、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十二条第四項の下に」若しくは第十四条の四第二項を、「医療機関に対する診療報酬」の下に「又は一般疾病医療費に相当する額」を加える。

理由

広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者が今なお置かれている健康上の特別の状態にかんがみ、原子爆弾の放射線を多量に浴びた被

爆者が一般疾病について医療を受けた場合にその医療費を支給するとともに、現行法による医療の給付を受けている被爆者に対し、医療手当を支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案

右

昭和三十五年三月二日
内閣総理大臣 岸 信介

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案
未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 厚生大臣は、前項の規定による療養の給付を受けている者が、同項の期間を経過する日において、なお、引き続き療養を要する場合において、その期間の経過後において、さらに二年間、その者の申請により、必要な療養の給付を行なうことができる。

附則第四十項中「附則第四十四項」を「附則第四十五項」に改める。

附則第四十七項を附則第四十八項とし、附則第四十六項中「附則第四十四項」を「附則第四十五項」に改め、同項を附則第四十七項とし、附則第四十四項及び附則第四十五項を一項ずつ繰り下げ、附則第四十三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を附則第四十四項とし、附則第四十二項の次に次の一項を加える。

43 厚生大臣は、前項の規定により療養の給付を受けている者が、同項に規定する期間を経過する日において、なお、引き続き療養を要する場合においては、その期間の経過後においても、さらに二年間、その者の申請により、必要な療養の給付を行なうことができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

帰還患者の実状にかんがみ、療養の給付期間をさらに二年間延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部を改正する法律案

右

昭和三十五年二月十一日

内閣総理大臣 岸 信介

社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部を改正する法律

社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「委員二人」を「委員五人」に改める。

第二十七条を次のように改める。

(合議体)

第二十七条 審査会は、委員長及び委員のうちから、審査会が指名する者三人をもつて構成する合議体で、再審査又は審査の事件を取り扱う。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員長及び委員の全員をもつて構成する合議体で、再審査又は審査の事件を取り扱う。

第二十七条の次に次の三条を加える。

第二十七条の二 前条第一項又は第二項の各合議体を構成する者を審査員とし、うち一人を審査長とする。

2 前条第一項の合議体のうち、委員長がその構成に加わるものにあつては、委員長が審査長となり、その他のものにあつては、審査会の指名する委員が審査長となる。

3 前条第二項の合議体にあつては、委員長が審査長となり、委員

長に故障があるときは、第二十六条第二項の規定により委員長を代理する委員が審査長となる。

第二十七条の三 第二十七条第一項の合議体は、これを構成するすべての審査員の、同条第二項の合議体は、四人以上の審査員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 第二十七条第一項の合議体の議事は、その合議体を構成する審査員の過半数をもつて決する。

3 第二十七条第二項の合議体の議事は、出席した審査員のうちの三人以上の者の賛成をもつて決し、賛否それぞれ三人のときは、審査長の決するところによる。

(委員会)
第二十七条の四 審査会の会務の処理(再審査又は審査の事件の取扱を除く)は、委員長及び委員の全員の会議(以下「委員会」という)の議決によるものとする。

2 委員会議は、委員長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

3 委員会議の議事は、出席した委員長及び委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 審査会が第二十四条第三号の規定による認定をするには、前項の

昭和三十五年七月十五日 衆議院會議録第四十一号(その二) 原子爆弾被害者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案外五案

六五六

規定にかかわらず、出席した委員長及び委員のうちの本人を除く全員の一致がなければならない。
第三十条に次の一項を加える。

2 厚生大臣は、国民年金の被保険者及び受給権者の利益を代表する者四名を指名するものとする。

第三十三条中「第三十条」を「第三十条第一項又は第二項」に改め、「以下「利益代表者」という。」を削る。

第三十六条中「利益代表者」を「第三十条第一項又は第二項の規定により指名された者」に改める。

第三十八条中「委員長が行う。」を「審査長が行う。」に改める。

第三十九条第二項中「利益代表者」を「第三十条第一項の規定により指名された者」に、「被保険者たる当事者」を「同項に規定する各保険の被保険者たる当事者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第三十条第二項の規定により指名された者は、国民年金の被保険者又は受給権者たる当事者の利益のため、審理期日に出頭して意見を述べ、又は意見書を提出することができる。

第四十条第一項中「利益代表者」を「第三十条第一項若しくは第二項の規定により指名された者」に改め、同条第二項及び第三項中「委員長又は委員」を「審査員」に改める。

第四十三条第一項中「委員長」を「審査長」に、「委員」を「審査員」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

(任命のために必要な行為)

2 この法律の施行に伴い新たに任命されることとなる委員については、第二十二條第一項に規定する委員の任命のために必要な行為は、前項の規定にかかわらず、この法律の施行前においても行なうことができる。

(委員の任命手続の特例)

3 第二十二條第二項及び第三項の規定は、この法律の施行に伴い新たに任命されることとなる委員の任命について準用する。

(委員の任期の特例)

4 この法律の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、第二十三条第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより一人は三年とし、一人は二年とし、一人は一年とする。

理由

国民年金法の施行等に伴い再審査請求事件が増加するので、これに対

処するため、社会保険審査会の委員を増員するとともに、事件の処理方法に関する規定を整備する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

医療法の一部を改正する法律案

右

昭和三十四年三月十九日

内閣総理大臣 岸 信介

医療法の一部を改正する法律
医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「前項の許可は、これを与えないことがある。」を「前項の規定にかかわらず、第一項の許可を与えないことができる。」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 病院を開設した者、医師及び歯科医師でない者で診療所を開設したものの又は助産婦でない者で助産所を開設したものが、病床数、病床の種類(精神病床、伝染病床、結核病床、らい病床及びその他の病床の区別をいう。以上同じ。)その他の省令で定める事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。

3 都道府県知事は、前二項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備及びその有する人員が第二十一条及び第二十三条の規定に基づく省令の定める要件に適合するときは、前二項の許可を与えなければならない。
第七条の次に次の一条を加える。

第七條の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病床の種別に応じ、当該地域(当該申請に係る病院の所在地を含む保健所の所管区域、その所管区域を含む二以上の保健所の所管区域又は当該都道府県の区域をい、このうちいずれの区域によるかは、当該申請に係る病院及びその周辺にある既存の病院の機能及び性格、交通事情等に応じ、省令の定めるところによる。)における病院の病床数が、省令の定めるところにより算定したその地域の必要病床数にすでに達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれをこえることになると認めるときは、前条第三項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

の申請に係る施設の構造設備及びその有する人員が第二十一条及び第二十三条の規定に基づく省令の定める要件に適合するときは、前二項の許可を与えなければならない。
第七条の次に次の一条を加える。
第七條の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病床の種別に応じ、当該地域(当該申請に係る病院の所在地を含む保健所の所管区域、その所管区域を含む二以上の保健所の所管区域又は当該都道府県の区域をい、このうちいずれの区域によるかは、当該申請に係る病院及びその周辺にある既存の病院の機能及び性格、交通事情等に応じ、省令の定めるところによる。)における病院の病床数が、省令の定めるところにより算定したその地域の必要病床数にすでに達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれをこえることになると認めるときは、前条第三項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

規定に基づき設立された共済組合及びその連合会
三 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)の規定に基づき設立された共済組合
四 市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)の規定に基づき設立された共済組合
五 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定に基づき設立された共済組合
六 農林漁業団体職員等共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の規定に基づき設立された共済組合
七 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定に基づき設立された健康保険組合及びその連合会
八 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の規定に基づき設立された国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
2 前項の場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当つては、省令の定めるところにより、病院の機能及び性格を考慮して、必要な補正を行わなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により前条第一項又は第二項の許可を与えない処分をしようとするときは、あらかじめ、医療機関整備審議会の意見を聞かなければならない。

4 厚生大臣は、第一項及び第二項の規定による省令を定めるに当つては、医療審議会の意見を聞かなければならない。

5 日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社又は労働福祉事業団は、病院を開設し、又はその開設した病院につき病床数を増加させ、若しくは病床の種類を変更しようとするときは、あらかじめ、その計画に関し、厚生大臣に協議しなければならぬ。その計画を変更しようとするときも、同様とする。

附 則
1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の第七條の二の規定は、この法律の施行前になされた病院の開設又は病床数の増加若しくは病床の種類の変更に係る許可の申請については、適用しない。

理 由
医療機関の計画的整備を図るため、公的資格を有する病院の開設等

を規制してその地域的偏在を防止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

審事法案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十五年六月二十日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長清瀬 一郎殿

藥事法

目次

第一章 總則(第一條・第二條)

第二章 藥事審議會(第三條・第四條)

第三章 藥局(第五條・第十一條)

第四章 醫藥品等の製造業及び輸入販売業

第一節 製造業(第十二條・第二十一條)

第二節 輸入販売業(第二十二條・第二十三條)

第五章 醫藥品及び医療用具の販売業(第二十四條・第四十條)

第六章 醫藥品等の基準及び検定(第四十一條・第四十三條)

第七章 醫藥品等の取扱い

第八章 化粧品の取扱い(第六十一條・第六十二條)

第一節 毒藥及び劇藥の取扱い(第四十四條・第四十八條)
第二節 醫藥品の取扱い(第四十九條・第五十八條)
第三節 醫藥部外品の取扱い(第五十九條・第六十條)
第四節 化粧品の取扱い(第六十一條・第六十二條)
第五節 医療用具の取扱い(第六十三條・第六十五條)
第八章 醫藥品等の広告(第六十六條・第六十八條)
第九章 監督(第六十九條・第七十七條)
第十章 雜則(第七十八條・第八十三條)
第十一章 罰則(第八十四條・第八十九條)
附 則
第一章 總則
(目的)
第一條 この法律は、醫藥品、醫藥部外品、化粧品及び医療用具に関する事項を規制し、その適正をはかることを目的とする。
(定義)
第二條 この法律で「醫藥品」とは、次の各号に掲げる物をいう。
一 日本藥局方に取められている物

二 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、器具器械(齒科材料、医療用品及び衛生用品を含む。以下同じ。)でないもの(醫藥部外品を除く。)
三 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、器具器械でないもの(醫藥部外品及び化粧品を除く。)
2 この法律で「醫藥部外品」とは、次の各号に掲げることが目的とされており、かつ、人体に対する作用が緩和な物であつて器具器械でないもの及びこれらに準ずる物で厚生大臣の指定するものをいう。ただし、これらの使用目的のほか、前項第二号又は第三号に規定する用途に使用されることもあわせて目的とされている物を除く。
一 吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止
二 あせも、ただれ等の防止
三 脱毛の防止、育毛又は除毛
四 人又は動物の保健のためにするぬすみ、はえ、蚊、のみ等の駆除又は防止
3 この法律で「化粧品」とは、人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪をすこやかに保つため

に、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。ただし、これらの使用目的のほか、第一項第二号又は第三号に規定する用途に使用されることもあわせて目的とされている物及び醫藥部外品を除く。
4 この法律で「医療用具」とは、人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されることが目的とされている器具器械であつて、政令で定めるものをいう。
5 この法律で「藥局」とは、藥劑師が販売又は授手の目的で調劑の業務を行なう場所(その開設者が醫藥品の販売業をあわせ行なう場合には、その販売業に必要な場所を含む。)をいう。ただし、病院若しくは診療所又は家畜診療施設の調劑所を除く。
第二章 藥事審議會
(中央藥事審議會)
第三條 厚生大臣の諮問に應じ、藥事(医療用具に関する事項を含む。以下同じ。)に関する重要事項(藥劑師國家試験に関する事項を除く。)を調査審議させるため、厚生省に、附屬機關として中央藥事審議會を置く。

昭和三十五年七月十五日 衆議院會議録第四十一号(その二) 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案外五案

六五八

2 中央薬事審議会の組織、運営その他中央薬事審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(地方薬事審議会)

第四条 都道府県知事の諮問に依り、薬事に関する当該都道府県の事務及びこの法律に基づき当該都道府県知事の権限に属する事務のうち政令で定めるものに関する重要事項を調査審議させるため、各都道府県に、地方薬事審議会を置くことができる。

2 地方薬事審議会の組織、運営その他地方薬事審議会に關し必要な事項は、当該都道府県の条例で定める。

第三章 薬局

(開設の許可)

第五条 薬局は、その所在地の都道府県知事の許可を受けなければ、開設してはならない。

2 前項の許可は、二年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失ふ。

(許可の基準)

第六条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の許可を与えないことができる。

一 その薬局の構造設備が、厚生省令で定める基準に適合しないとき。

二 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行なう役員

を含む。第十三条第二項において同じ。)が、次のイからホまでのいずれかに該当するとき。

イ 第七十五条第一項の規定により許可を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過してない者

ハ イ及びロに該当する者を除くほか、この法律、麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三十三号)その他薬事に関する法令又はこれに基づく処分違反し、その違反行為があつた日から二年を経過してない者

ニ 禁治産者、精神病者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者

ホ その性癖素行に照らして、薬局を管理する薬剤師の第九条に規定する義務の遂行を著しく阻害することが明白である者

(名称の使用制限)

第七条 医薬品を取り扱う場所であつて、第五条第一項の許可を受けた薬局(以下単に「薬局」という。)でないものには、薬局の名称を附

してはならない。ただし、厚生省令で定める場所については、この限りでない。

(薬局の管理)

第八条 第五条第一項の許可を受けた者(以下「薬局開設者」という。)が薬剤師であるときは、自らその薬局を実地に管理しなければならない。ただし、その薬局を実地に管理させるために、その薬局に他の薬剤師を置いたときは、この限りでない。

2 薬局開設者が薬剤師でないときは、その薬局を実地に管理させるために、その薬局に薬剤師を置かなければならない。

3 薬局を管理する薬剤師(以下「薬局の管理者」という。)は、その薬局以外の場所であつて、その薬局の管理その他薬事に関する実務に従事する者であつてはならない。ただし、その薬局の所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

(管理者の義務)

第九条 薬局の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないよう、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その薬局の業務につき、必要な注意をしなければならない。

2 薬局開設者は、薬局の管理者が前項に規定する義務を遂行するに当たつて支障を生ずることがないように、必要な配慮をしなければならない。

(休廃止等の届出)

第十条 薬局開設者は、その薬局を廃止し、休止し、若しくは休止した薬局を再開したとき、又はその薬局の管理者その他厚生省令で定める事項を変更したときは、十日以内に、薬局の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(政令への委任)

第十一条 この章に定めるもののほか、薬局の開設の許可、許可の更新、管理その他薬局に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 医薬品等の製造業及び輸入販売業

第一節 製造業

(製造業の許可)

第十二条 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、薬として、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造(小分けを含む。以下同じ。)をしてはならない。

2 前項の許可は、厚生大臣が製造所ごとに与える。

3 第一項の許可は、二年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失ふ。

(許可の基準)

第十三条 前条第一項の許可の申請者が製造しようとする物が、日本薬局方に収められていない医薬品、医薬部外品又は次条第一項に規定する化粧品若しくは医療用具である場合において、その者がその物につき同条(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による厚生大臣の承認を受けていないときは、その品目に係る前条第一項の許可は、与えない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の許可を与えないことができる。

一 その製造所の構造設備が、厚生省令で定める基準に適合しないとき。

二 申請者が、第六条第二号イからホまでのいずれかに該当するとき。

(日本薬局方外医薬品等の製造の承認)

第十四条 厚生大臣は、日本薬局方に収められていない医薬品、医薬部外品、厚生大臣の指定する成分を含有する化粧品又は医療用具(厚生大臣の指定する医療用具を除く。)につき、これを製造しようとする者から申請があつたときは、その名称、成分、分量、用

法、用量、効能、効果等を審査して、品目ごとにその製造についての承認を与える。

2 前項の承認を受けた者は、当該品目について承認された事項の一部を変更しようとするときは、その変更についての承認を求めることができる。

(医薬品の製造の管理)

第十五条 医薬品の製造業者は、自ら薬剤師であつてその製造を实地に管理する場合のほか、その製造を实地に管理させるために、製造所ごとに、薬剤師を置かなければならない。ただし、その製造の管理について薬剤師を必要としない医薬品については、厚生大臣の承認を受けて、薬剤師以外の技術者をもつてこれに代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、生物学的製剤その他厚生大臣の指定する医薬品の製造業者は、当該医薬品の製造については、厚生大臣の承認を受けて自らその製造を实地に管理する場合のほか、その製造を实地に管理させるために、製造所ごとに、厚生大臣の承認を受けて、医師、細菌学的知識を有する者その他の技術者を置かなければならない。

3 前二項の規定により医薬品の製造を管理する者（以下「医薬品製造管理業者」という。）については、

第八条第三項及び第九条の規定を準用する。この場合において、第八條第三項中「その薬局の所在地の都道府県知事」とあるのは、「厚生大臣」と読み替へるものとする。

（医薬品の製造に関する遵守事項）
第十六条 厚生大臣は、生物学的製剤その他その製造に關し特別の注意を必要とする医薬品について、厚生省令で、製造所内外の清潔保持、作業記録の作成その他その医薬品の製造に關し製造業者が遵守すべき事項を定めることができる。

（医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造の責任技術者）
第十七条 医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業者は、厚生省令の定めるところにより、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造を实地に管理させるために、製造所ごとに、責任技術者を置かなければならない。

2 前項の責任技術者については、第九条の規定を準用する。
（製造品目の変更等の許可）
第十八条 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業者は、当該製造所において製造する品目を変更し、又は追加しようとするときは、厚生大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可については、第十三条の規定を準用する。

（休廃止等の届出）
第十九条 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業者は、その製造所を廃止し、休止し、若しくは休止した製造所を再開したとき、又は医薬品製造管理業者、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具の製造所の責任技術者その他厚生省令で定める事項を変更したときは、十日以内に、厚生大臣にその旨を届け出なければならない。

（都道府県知事の経由）
第二十条 この節の規定による許可、許可の更新若しくは承認（第十四条の規定による承認を除く。）の申請又は届出は、製造所の所在地の都道府県知事を經由して行なわなければならない。

2 第十四条の規定による承認の申請は、申請者の住所地（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。以下同じ。）の都道府県知事を經由して行なわなければならない。

（省令への委任）
第二十一条 この節に定めるもののほか、製造業の許可、許可の更新、製造品目の承認、製造所の管理その他医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業に關し必要な事項は、厚生省令で定め

る。

第二節 輸入販売業

(輸入販売業の許可)

第二十二条 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の輸入販売業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の輸入をしてはならない。

2 前項の許可は、厚生大臣が営業所ごとに与える。

3 第一項の許可は、二年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失ふ。

(準用)

第二十三条 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の輸入販売業については、第十三条から第二十一条までの規定を準用する。

第五章 医薬品及び医療用具の販売業

(医薬品の販売業の許可)

第二十四条 薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、業として、医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列

（配置することを含む。以下同じ。）してはならない。ただし、医薬品の製造業者又は輸入販売業者が、その製造し、又は輸入した医薬品を、薬局開設者又は医薬品の製造業者若しくは販売業者に販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するときは、この限りでない。

2 前項の許可は、二年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失ふ。

（医薬品の販売業の許可の種類）
第二十五条 医薬品の販売業の許可を分けて、次のとおりとする。

- 一 一般販売業の許可
- 二 薬種商販売業の許可
- 三 配置販売業の許可
- 四 特例販売業の許可

(一般販売業の許可)

第二十六条 一般販売業の許可は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事が与える。

2 前項の許可については、第六条の規定を準用する。

(準用)

第二十七条 一般販売業の業務の管理については、第八条及び第九条の規定を準用する。

(薬種商販売業の許可)

第二十八条 薬種商販売業の許可は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事が与える。

昭和三十五年七月十五日 衆議院會議録第四十二号(その二) 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案外五案

六六〇

2 前項の許可は、申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行なう役員及び政令で定めるこれに準ずる者を含む。次項及び第三十條第二項において同じ。)が、次條に規定する指定医薬品以外のすべての医薬品を取り扱うにつき必要な知識経験を有する者として政令で定める基準に該当する場合を除き、その者がその販売業の業務を行なうにつき必要な知識経験を有するかどうかについての試験を行なつたうえ、与える。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の許可を与えないことができる。

一 その店舗の構造設備が、厚生省令で定める基準に適合しないとき。

二 申請者が、第六條第二号イからニまでのいずれかに該当するとき。

(指定医薬品の販売の禁止)

第二十九條 藥種商販売業の許可を受けた者(以下「藥種商」といふ)は、厚生大臣の指定する医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

(配置販売業の許可)

第三十條 配置販売業の許可は、配置しようとする区域をその区域に

含む都道府県ごとに、その都道府県知事が、厚生大臣の定める基準に従い品目を指定して与える。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

一 申請者が、第六條第二号イからニまでのいずれかに該当するとき。

二 申請者が、その販売業の業務を行なうにつき必要な知識経験を有しないとき。

3 前項第二号の知識経験を有するかどうかの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

(配置販売品目の制限)

第三十一條 配置販売業の許可を受けた者(以下「配置販売業者」といふ)は、前條第一項の規定により都道府県知事が指定した品目以外の医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

(配置従事の届出)

第三十二條 配置販売業者又はその配置員は、医薬品の配置販売に従事しようとするときは、その氏名、配置販売に従事しようとする区域その他厚生省令で定める事項を、あらかじめ、配置販売に従事しようとする区域の都道府県知事に届け出なければならない。

(配置従事者の身分証明書)

第三十三條 配置販売業者又はその配置員は、その住所地の都道府県知事が発行する身分証明書の交付を受け、かつ、これを携帯しなければならない。

2 前項の身分証明書に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

(配置員に対する指導監督)

第三十四條 配置販売業者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、配置販売の業務に關し、その配置員を指導し、監督しなければならない。

(特例販売業の許可)

第三十五條 特例販売業の許可は、当該地域における藥局及び医薬品販売業の普及が十分でない場合その他特に必要がある場合に、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事が、品目を指定して与える。

(特例販売品目の制限)

第三十六條 特例販売業の許可を受けた者(以下「特例販売業者」といふ)は、前條の規定により都道府県知事が指定した品目以外の医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

(販売方法等の制限)

第三十七條 藥局開設者又は一般販売業の許可を受けた者(以下「一般販売業者」といふ)は、藥種商若しくは特例販売業者は、店舗による販売又は授与以外の方法により、配置販売業者は、配置以外の方法により、医薬品を販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

2 厚生大臣は、厚生省令で營業所の構造設備の基準を定めることができる。

(一般販売業者)といふ。藥種商若しくは特例販売業者は、店舗による販売又は授与以外の方法により、配置販売業者は、配置以外の方法により、医薬品を販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

2 配置販売業者及び特例販売業者は、医薬品の直接の容器又は直接の被包(内袋を含まない。第五十四條及び第五十七條第一項を除き、以下同じ。)を開き、その医薬品を分割販売してはならない。

(準用)

第三十八條 医薬品の販売業については、第十條及び第十一條の規定を準用する。

(医療用具の販売業)

第三十九條 厚生大臣の指定する医療用具を業として販売しようとする者は、あらかじめ、營業所ごとに、その營業所の所在地の都道府県知事に厚生省令で定める事項を届け出なければならない。ただし、医療用具の製造業者又は輸入販売業者が、その製造し、又は輸入した医療用具を医療用具の製造業者又は販売業者に販売しようとするときは、この限りでない。

2 厚生大臣は、厚生省令で營業所の構造設備の基準を定めることができる。

(準用)

第四十條 前條第一項の医療用具の販売業については、第十條の規定を準用する。

第六章 医薬品等の基準及び検定

(日本藥局方)

第四十一條 厚生大臣は、医薬品の性状及び品質の適正をはかるため、中央藥事審議會の意見を聞いて、日本藥局方を定め、これを公示する。

2 日本藥局方は、第一部及び第二部に分け、第一部には、主として、藥用される原藥たる医薬品及び基礎的製剤を収め、第二部には、主として、混合製剤及びその原藥たる医薬品を収める。

3 厚生大臣は、少なくとも十年ごとに日本藥局方の全面にわたつて中央藥事審議會の検討が行なわれるように、その改定について中央藥事審議會に諮問しなければならない。

(医薬品等の基準)

第四十二條 厚生大臣は、生物学的製剤、抗菌性物質製剤その他保健衛生上特別の注意を要する医薬品につき、中央藥事審議會の意見を聞いて、その製法、性状、品質、貯法等に關し、必要な基準を設けることができる。

2 厚生大臣は、保健衛生上の危害を防止するために必要があるときは、医薬部外品、化粧品又は医療用具について、中央薬事審議会の意見を聞いて、その性状、品質及び性能に関し、必要な基準を設けることができる。

(検定)

第四十三条 厚生大臣の指定する医薬品又は医療用具は、厚生大臣の指定する者の検定を受け、かつ、これに合格したものでなければ、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。ただし、厚生省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

2 前項の検定に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 医薬品等の取扱い

第一節 毒薬及び劇薬の取扱い

(表示)

第四十四条 毒性が強いものとして厚生大臣の指定する医薬品(以下「毒薬」という。)は、その直接の容器又は直接の被包に、黒地に白わく、白字をもつて、その品名及び「毒」の文字が記載されていなければならない。

2 劇性が強いものとして厚生大臣の指定する医薬品(以下「劇薬」という。)

いう。は、その直接の容器又は直接の被包に、白地に赤わく、赤字をもつて、その品名及び「劇」の文字が記載されていなければならない。

3 前二項の規定に触れる毒薬又は劇薬は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

(開封販売等の制限)

第四十五条 医薬品の一般販売業者以外の販売業者は、第五十八条の規定によつて施された封を開いて、毒薬又は劇薬を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

(譲渡手続)
第四十六条 薬局開設者又は医薬品の製造業者、輸入販売業者若しくは販売業者は、毒薬又は劇薬については、譲受人から、その品名、数量、使用の目的、譲渡の年月日並びに譲受人の氏名、住所及び職業が記載され、かつ、譲受人の署名又は記名押印のある文書の交付を受けなければ、これを販売し、又は授与してはならない。

2 薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは家畜診療施設の開設者に対して、その身分に

関する公務所の証明書の提示を受けて毒薬又は劇薬を販売し、又は授与するときは、前項の規定を適用しない。これらの者であつて常時取引関係を有するものに販売し、又は授与するときも、同様とする。

3 第二項の文書は、譲渡人において、譲渡の日から二年間、保存しなければならない。

(交付の制限)

第四十七条 毒薬又は劇薬は、十四歳未満の者その他安全な取扱いをすることについて不安があると認められる者には、交付してはならない。

(貯蔵及び陳列)

第四十八条 業務上毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。

2 前項の場合において、毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。

第二節 医薬品の取扱い

(要指示医薬品の販売)

第四十九条 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、医師、歯科医師又は獣医師から処方せんの交付又は指示を受けた者以外の者に対して、厚生大臣の指定する医薬品を販売し、又は授与してはならない。ただし、薬剤師、薬局開設

者、医薬品の製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは家畜診療施設の開設者に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

2 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、その薬局又は店舗に帳簿を備え、医師、歯科医師又は獣医師から処方せんの交付又は指示を受けた者に対して前項に規定する医薬品を販売し、又は授与したときは、厚生省令の定めるところにより、その医薬品の販売又は授与に関する事項を記載しなければならない。

3 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

(直接の容器等の記載事項)

第五十条 医薬品は、その直接の容器又は直接の被包に、次の各号に掲げる事項が記載されていなければならない。ただし、厚生省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

- 一 製造業者又は輸入販売業者の氏名又は名称及び住所
- 二 名称(日本薬局方に収められている医薬品にあつては、日本薬局方において定められた名称、その他の医薬品で一般的名

称があるものにあつては、その一般的名)

三 製造番号又は製造記号

四 重量、容量又は個数等の内容量

五 日本薬局方に収められている医薬品にあつては、「日本薬局方」の文字及び日本薬局方において直接の容器又は直接の被包に記載するように定められた事項

六 第四十二条第一項の規定によつてその基準が定められた医薬品にあつては、貯法、有効期間その他その基準において直接の容器又は直接の被包に記載するように定められた事項

七 日本薬局方に収められていない医薬品にあつては、その有効成分の名称(一般的名があるものにあつては、その一般的名)及びその分量(有効成分が不明のものにあつては、その本質及び製造方法の要旨)

八 習慣性があるものとして厚生大臣の指定する医薬品にあつては、「注意」習慣性あり」の文字

九 前条第一項の規定により厚生大臣の指定する医薬品にあつては、「注意」医師等の処方せん・指示により使用すること」の文字

十 前各号に掲げるもののほか、
厚生省令で定める事項

第五十一条 医薬品の直接の容器又は直接の被包が小売のために包装されている場合において、その直接の容器又は直接の被包に記載された第四十四条第一項若しくは第二項又は前条各号に規定する事項が外部の容器又は外部の被包を透かして容易に見ることができないときは、その外部の容器又は外部の被包にも、同様の事項が記載されていなければならない。

(添付文書等の記載事項)
第五十二条 医薬品は、これに添附する文書又はその容器若しくは被包に、次の各号に掲げる事項が記載されていなければならない。ただし、厚生省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。
一 用法、用量その他使用及び取扱上の必要な注意
二 日本薬局方に収められている医薬品にあつては、日本薬局方においてこれに添附する文書又はその容器若しくは被包に記載するように定められた事項

四 前各号に掲げるもののほか、
厚生省令で定める事項

第五十三条 第四十四条第一項若しくは第二項又は前三条に規定する事項の記載は、他の文字、記事、図画又は図案と比較して見やすい場所にされていなければならない。かつ、これらの事項については、厚生省令の定めるところにより、当該医薬品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語による正確な記載がなければならない。

(記載禁止事項)
第五十四条 医薬品は、これに添附する文書、その医薬品又はその容器若しくは被包(内袋を含む。)に、当該医薬品に關し虚偽若しくは誤解を招くおそれのある事項、第十四条(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けていない効能若しくは効果又は保健衛生上危険がある用法、用量若しくは使用期間が記載されていなければならない。
(販売、授与等の禁止)
第五十五条 前五条の規定に触れる医薬品は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

三条において準用する場合を含む。若しくは第二十二條第一項の規定に違反して製造され、若しくは輸入された医薬品についても、前項と同様とする。

(販売、製造等の禁止)
第五十六条 次の各号のいずれかに該当する医薬品は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

一 日本薬局方に収められている医薬品であつて、その性状又は品質が日本薬局方で定める基準に適合しないもの
二 第十四条(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた医薬品であつて、その成分又は分量(成分が不明のものにあつては、その本質又は製造方法)がその承認の内容と異なるもの
三 第四十二条第一項の規定によりその基準が定められた医薬品であつて、その基準(第五十条第六号及び第五十二条第三号に規定する基準を除く。)に適合しないもの
四 その全部又は一部が不潔な物質又は変質若しくは変敗した物質からなつてゐる医薬品
五 異物が混入し、又は附着してゐる医薬品

六 病原微生物により汚染され、又は汚染されているおそれがある医薬品
七 着色のみを目的として、厚生省令で定めるタール色素以外のタール色素が使用されている医薬品

第五十七条 医薬品は、その全部若しくは一部が有毒若しくは有害な物質からなつてゐるためにその医薬品を保健衛生上危険なものにするおそれがある物とともに、又はこれと同様のおそれがある容器若しくは被包(内袋を含む。)に収められていなければならない。また、医薬品の容器又は被包は、その医薬品の使用方法を誤らせやすいものであつてはならない。

2 前項の規定に触れる医薬品は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。
(封)
第五十八条 医薬品の製造業者又は輸入販売業者は、その製造し、又は輸入した医薬品を販売し、又は授与するときは、厚生省令の定めるところにより、医薬品を収めた容器又は被包に封を施さなければならない。ただし、医薬品の製造業者に販売し、又は授与するときには、この限りでない。

第三節 医薬部外品の取扱
い
(直接の容器等の記載事項)
第五十九条 医薬部外品は、その直接の容器又は直接の被包に、次の各号に掲げる事項が記載されていなければならない。ただし、厚生省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

一 製造業者又は輸入販売業者の氏名又は名称及び住所
二 「医薬部外品」の文字
三 名称(一般的名称があるものにあつては、その一般的名称)
四 製造番号又は製造記号
五 重量、容量又は個数等の内容量
六 厚生大臣の指定する医薬部外品にあつては、有効成分の名称(一般的名称があるものにあつては、その一般的名称)及びその分量(有効成分が不明のものにあつては、その本質及び製造方法の要旨)
七 前各号に掲げるもののほか、厚生省令で定める事項
(準用)
第六十条 医薬部外品については、第五十一条及び第五十三条から第五十七条までの規定を準用する。この場合において、第五十一条中「第四十四条第一項若しくは第二項又は前条各号」とあるのは「第五十九条各号」と、第五十三条中

「第四十四条第一項若しくは第二項又は前三条」とあるのは「第五十九条又は第六十条において準用する第五十一条」と、第五十五条第一項中「前五条」とあるのは「第五十九条又は第六十条において準用する第五十一条、第五十三条若しくは第五十四条」と、第五十六条第三号中「第四十二条第一項」とあるのは「第四十二条第二項」と読み替へるものとする。

第四節 化粧品等の取扱

(直接の容器等の記載事項)

第六十一条 化粧品は、その直接の容器又は直接の被包に、次の各号に掲げる事項が記載されていなければならない。ただし、厚生省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

- 一 製造業者又は輸入販売業者の氏名又は名称及び住所
- 二 名称
- 三 厚生大臣の指定する化粧品にあつては、製造番号又は製造記号

四 第十四条第一項の規定により厚生大臣の指定する成分を含有する化粧品にあつては、その成分の名称及び分量

五 前各号に掲げるもののほか、厚生省令で定める事項

(準用)

第六十二条 化粧品については、第五十一条及び第五十三条から第五

十七条までの規定を準用する。この場合において、第五十一条中「第四十四条第一項若しくは第二項又は前条各号」とあるのは「第六十一条各号」と、第五十三条中「第四十四条第一項若しくは第二項又は前三条」とあるのは「第六十一条又は第六十二条において準用する第五十一条」と、第五十五条第一項中「前五条」とあるのは「第六十一条又は第六十二条において準用する第五十一条、第五十三条若しくは第五十四条」と、第五十六条第三号中「第四十二条第一項」とあるのは「第四十二条第二項」と読み替へるものとする。

第五節 医療用具の取扱

(直接の容器等の記載事項)

第六十三条 医療用具は、その医療用具又はその直接の容器若しくは直接の被包に、次の各号に掲げる事項が記載されていなければならない。ただし、厚生省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

- 一 製造業者又は輸入販売業者の氏名又は名称及び住所
- 二 厚生大臣の指定する医療用具にあつては、製造番号又は製造記号
- 三 厚生大臣の指定する医療用具にあつては、重量、容量又は個数等の内容量

四 前各号に掲げるもののほか、厚生省令で定める事項

(準用)

第六十四条 医療用具については、第五十三条から第五十五条までの規定を準用する。この場合において、第五十三条中「第四十四条第一項若しくは第二項又は前三条」とあるのは「第六十三条」と、第五十五条第一項中「前五条」とあるのは「第六十三条又は第六十四条において準用する第五十三条若しくは第五十四条」と読み替へるものとする。

(販売、製造等の禁止)

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する医療用具は、販売し、授け、又は販売若しくは授けの目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

- 一 第十四条(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による厚生大臣の承認を受けた医療用具であつて、その性状、品質又は性能がその承認の内容と異なるもの
- 二 第四十二条第二項の規定によりその基準が定められた医療用具であつて、その基準に適合しないもの
- 三 その全部又は一部が不潔な物質又は変質若しくは変敗した物質からなつてゐる医療用具

四 異物が混入し、又は附着してゐる医療用具

五 病原微生物により汚染され、又は汚染されているおそれがある医療用具

六 その使用によつて保健衛生上の危険を生ずるおそれがある医療用具

第八章 医薬品等の広告

(誇大広告等)

第六十六条 何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の名称、製造方法、効能、効果又は性能に關して、明示的であると暗示的であるとを問わず、虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は流布してはならない。

2 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の効能、効果又は性能に關して、医師その他の者がこれを保証したものと誤解されるおそれがある記事を広告し、記述し、又は流布することは、前項に該当するものとする。

3 何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具に關して墮胎を暗示し、又はわいせつにわたる文書又は図面を用いてはならない。(特定疾病用の医薬品の広告の制限)

第六十七条 政令で定めるがんその他の特殊疾病に使用されることが

目的とされている医薬品であつて、医師又は歯科医師の指導のもとに使用されるのでなければ危害を生ずるおそれが特に大きいものについては、政令で、医薬品を指定し、その医薬品に關する広告につき、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告方法を制限する等、当該医薬品の適正な使用の確保のために必要な措置を定めることができる。

2 厚生大臣は、前項に規定する特殊疾病を定める政令について、その制定又は改廃に關する閣議を求め、あらかじめ、中央薬事審議会の意見を聞かなければならない。

(承認前の医薬品等の広告の禁止)

第六十八条 何人も、日本薬局方に取められていない医薬品又は第十四条第一項に規定する医療用具であつて、まだ同項(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けていないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に關する広告をしてはならない。

第九章 監督

(立入検査等)

第六十九条 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるとき

は、薬局開設者、病院、診療所若しくは家畜診療施設の開設者、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具の製造業者、輸入販売業者若しくは販売業者その他医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具を業務上取り扱う者に対して、必要な報告を命じ、又は当該職員に、薬局、病院、診療所、家畜診療施設、工場、店舗、事務所その他医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは次条第一項に規定する物に該当する疑いのある物を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。 2 当該職員は、前項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 3 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第七十条 厚生大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具を業務上取り扱う者に対して、第四十三条第一項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医薬品若しくは医療用具、同項の規定に違反して販売され、若しくは授与された医薬品若しくは医療用具、第四十四条第三項、第五十五条第六十条、第六十二条及び第六十四条において準用する場合を含む。、第五十六条（第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第五十七条第二項（第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十二条において準用する場合を含む。若しくは第六十五条に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具又は不良な原料若しくは材料について、廃棄その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足る措置を採るべきことを命ずることができる。 2 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないとき、又は緊急の必要があるときは、当該職員に、同項に規定する物を廃棄させ、又はその他の必要な処分をさせることができる。 3 当該職員が前項の規定による処分をする場合には、第六十九条第二項の規定を準用する。 (検査命令) 第七十一条 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業者又は輸入販売業者に対して、その製造し、又は輸入する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具について、厚生大臣又は都道府県知事の指定する者の検査を受けるべきことを命ずることができる。 (改竄命令等) 第七十二条 厚生大臣又は都道府県知事は、薬局開設者、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具の製造業者若しくは輸入販売業者又は医薬品若しくは第三十九条第一項の医療用具の販売業者に対して、その構造設備が、第六条第一号（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第二項第一号（第二十三条において準用する場合を含む。）、第二十八八条第三項第一号若しくは第三十九九条第二項の規定に基づく厚生省令で定める基準に適合せず、又はその構造設備によつて医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具が第五十六条（第六十条、第六十二条及び第六十四条において準用する場合を含む。）若しくは第六十五条に規定する医薬品等に該当するようになるおそれがある場合においては、その構造設備の改	竄を命じ、又はその改竄を行なうまでの間当該施設の全部若しくは一部を使用することを禁止することができる。 (管理者等の変更命令) 第七十三条 厚生大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業者又は輸入販売業者の管理者又は責任技術者について、都道府県知事は、薬局又は医薬品の一般販売業者の管理者について、その者にこの法律その他薬事に関する法令若しくはこれに基づく処分違反する行為があつたとき、又はその者が管理者若しくは責任技術者として不適当であると認めるときは、その製造業者、輸入販売業者、薬局開設者又は販売業者に対して、その変更を命ずることができる。 (配置販売業の監督) 第七十四条 都道府県知事は、配置販売業の配置員が、その業務に関し、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分違反する行為をしたときは、当該配置販売業者に対して、期間を定めてその配置員による配置販売の業務の停止を命ずることができる。この場合において、必要があるときは、その配置員に対して、期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。	(許可の取消し等) 第七十五条 厚生大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業者又は輸入販売業者について、都道府県知事は、薬局開設者又は医薬品若しくは第三十九条第一項の医療用具の販売業者について、この法律その他薬事に関する法令若しくはこれに基づく処分違反する行為があつたとき、又はこれらの者（これらの者が法人であるときは、その業務を行なう役員を含むものとし、法人たる薬種商又は配置販売業者については、さらに第二十八条第二項の規定に基づく政令で定める者を含むものとする。）が第六条第二号（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第二項第二号（第二十三条において準用する場合を含む。）、第二十八八条第三項第二号若しくは第三十九九条第二項の規定に基づく厚生省令で定める基準に適合せず、又はその構造設備によつて医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具が第五十六条（第六十条、第六十二条及び第六十四条において準用する場合を含む。）若しくは第六十五条に規定する医薬品等に該当するようになるおそれがある場合においては、その構造設備の改	竄を命じ、又はその改竄を行なうまでの間当該施設の全部若しくは一部を使用することを禁止することができる。 (管理者等の変更命令) 第七十三条 厚生大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業者又は輸入販売業者の管理者又は責任技術者について、都道府県知事は、薬局又は医薬品の一般販売業者の管理者について、その者にこの法律その他薬事に関する法令若しくはこれに基づく処分違反する行為があつたとき、又はその者が管理者若しくは責任技術者として不適当であると認めるときは、その製造業者、輸入販売業者、薬局開設者又は販売業者に対して、その変更を命ずることができる。 (配置販売業の監督) 第七十四条 都道府県知事は、配置販売業の配置員が、その業務に関し、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分違反する行為をしたときは、当該配置販売業者に対して、期間を定めてその配置員による配置販売の業務の停止を命ずることができる。この場合において、必要があるときは、その配置員に対して、期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。	(許可の取消し等) 第七十五条 厚生大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業者又は輸入販売業者について、都道府県知事は、薬局開設者又は医薬品若しくは第三十九条第一項の医療用具の販売業者について、この法律その他薬事に関する法令若しくはこれに基づく処分違反する行為があつたとき、又はこれらの者（これらの者が法人であるときは、その業務を行なう役員を含むものとし、法人たる薬種商又は配置販売業者については、さらに第二十八条第二項の規定に基づく政令で定める者を含むものとする。）が第六条第二号（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第二項第二号（第二十三条において準用する場合を含む。）、第二十八八条第三項第二号若しくは第三十九九条第二項の規定に基づく厚生省令で定める基準に適合せず、又はその構造設備によつて医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具が第五十六条（第六十条、第六十二条及び第六十四条において準用する場合を含む。）若しくは第六十五条に規定する医薬品等に該当するようになるおそれがある場合においては、その構造設備の改	竄を命じ、又はその改竄を行なうまでの間当該施設の全部若しくは一部を使用することを禁止することができる。 (管理者等の変更命令) 第七十三条 厚生大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業者又は輸入販売業者の管理者又は責任技術者について、都道府県知事は、薬局又は医薬品の一般販売業者の管理者について、その者にこの法律その他薬事に関する法令若しくはこれに基づく処分違反する行為があつたとき、又はその者が管理者若しくは責任技術者として不適当であると認めるときは、その製造業者、輸入販売業者、薬局開設者又は販売業者に対して、その変更を命ずることができる。 (配置販売業の監督) 第七十四条 都道府県知事は、配置販売業の配置員が、その業務に関し、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分違反する行為をしたときは、当該配置販売業者に対して、期間を定めてその配置員による配置販売の業務の停止を命ずることができる。この場合において、必要があるときは、その配置員に対して、期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。
--	---	---	---	---	---

生大臣に具申しなければならぬ。

(聴聞)

第七十六條 厚生大臣又は都道府県知事は、第七十三條若しくは前条

第一項の規定による処分をしようとするとき、又は第五條第二項、

第十二條第三項、第二十二條第三項若しくは第二十四條第二項の規定による許可の更新を拒もうとするときは、あらかじめ、その相手方(第七十三條の規定による処分をしようとする場合にあつては、その相手方及び同条に規定する管理

者又は責任技術者)にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならぬ。

(藥事監視員)

第七十七條 第六十九條第一項及び第七十條第二項に規定する当該職員

の職権を行なわせるため、国及び都道府県に藥事監視員を置く。

2 藥事監視員は、厚生大臣又は都道府県知事が、国又は都道府県の職員のうちから命ずる。

3 前二項に定めるもののほか、藥事監視員に關し必要な事項は、政令で定める。

第十章 雜則

(手数料)

第七十八條 第十二條第一項若しくは第二十二條第一項の許可又は第

十二條第三項若しくは第二十二條第三項の許可の更新を申請する者は、五千円をこえない範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 第十四條(第二十三條において準用する場合を含む。)の規定による承認を申請する者は、その承認のための審査につき特に費用を要するものとして厚生省令で定める場合には、審査に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(許可の条件)

第七十九條 この法律に規定する許可又は承認には、条件を附することが出来る。

2 前項の条件は、保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な最少限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に対し不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(輸出用医薬品等)

第八十條 輸出用の医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具については、政令で、この法律の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

(権限の委任)

第八十一條 この法律に規定する厚生大臣の権限は、政令の定めると

ころにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

(経過措置)

第八十二條 この法律の規定に基づき政令又は厚生省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は厚生省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。この法律の規定に基づき、厚生大臣が毒薬及び劇薬の範囲その他の事項を定め、又はこれを改廃する場合においても、同様とする。

(動物用医薬品等)

第八十三條 医薬品、医薬部外品又は医療用具であつて、もつぱら動物のために使用されることが目的とされているものに關しては、この法律中「厚生大臣」とあるのは「農林大臣」と、「厚生省令」とあるのは「農林省令」と読み替へるものとする。

第十一章 罰則

第八十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五條第一項の規定に違反した者

二 第十二條第一項の規定に違反した者

三 第十八條第一項(第二十三條

において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

四 第二十二條第一項の規定に違反した者

五 第二十四條第一項の規定に違反した者

六 第二十九條の規定に違反した者

七 第三十一條の規定に違反した者

八 第三十六條の規定に違反した者

九 第四十三條第一項の規定に違反した者

十 第四十四條第三項の規定に違反した者

十一 第四十九條第一項の規定に違反した者

十二 第五十五條第二項(第六十條、第六十二條及び第六十四條において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

十三 第五十六條(第六十條及び第六十二條において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

十四 第五十七條第二項(第六十條及び第六十二條において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

十五 第六十五條の規定に違反した者

第八十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十七條第一項の規定に違反した者

二 第四十七條の規定に違反した者

三 第五十五條第一項(第六十條、第六十二條及び第六十四條において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

四 第六十六條第一項又は第三項の規定に違反した者

五 第六十八條の規定に違反した者

六 第七十五條第一項の規定による業務の停止命令に違反した者

第八十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八條第一項又は第二項(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十五條第一項又は第二項(第二十三條において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

三 第十七條第一項(第二十三條において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

四 第四十五條の規定に違反した者

五 第四十五條の規定に違反した者

六 第四十五條の規定に違反した者

七 第四十五條の規定に違反した者

八 第四十五條の規定に違反した者

九 第四十五條の規定に違反した者

十 第四十五條の規定に違反した者

十一 第四十五條の規定に違反した者

十二 第四十五條の規定に違反した者

十三 第四十五條の規定に違反した者

十四 第四十五條の規定に違反した者

十五 第四十五條の規定に違反した者

十六 第四十五條の規定に違反した者

十七 第四十五條の規定に違反した者

十八 第四十五條の規定に違反した者

十九 第四十五條の規定に違反した者

二十 第四十五條の規定に違反した者

二十一 第四十五條の規定に違反した者

五 第四十六条第一項又は第三項の規定に違反した者 六 第四十八条第一項又は第二項の規定に違反した者 七 第四十九条第二項の規定に違反して、同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第三項の規定に違反した者 八 毒薬又は劇薬に関し第五十八條の規定に違反した者 九 第六十七条の規定に基づく政令の定める制限その他の措置に違反した者 十 第七十二条の規定に基づく施設の使用禁止の処分違反した者 十一 第七十三条の規定による命令に違反した者 十二 第七十四条の規定による命令に違反した者	二 第十九条(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者 三 第三十三条第一項の規定に違反した者 四 第三十九条第一項の規定に違反した者 五 第六十九条第一項の規定により報告を命ぜられて、報告せず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者 六 第七十条第一項の規定による命令に違反し、又は同条第二項の規定による廃棄その他の処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 七 第七十一条の規定による命令に違反した者 八 第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。 一 第十條(第三十八條及び第四十條において準用する場合を含む。)の規定に違反した者	二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。 附則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。 (薬事法の廃止) 第二条 薬事法(昭和二十三年法律第九十七号。以下「旧法」という。)は、廃止する。 (薬事審議会) 第三条 旧法第十三条の規定による薬事審議会は、第三条の規定による中央薬事審議会として、同一性をもつて存続するものとする。 (旧法による薬局の登録等) 第四条 この法律の施行の際現に旧法による薬局開設の登録又は医薬品、化粧品若しくは用具の製造業若しくは輸入販売業の登録を受けている者は、それぞれ、当該薬局又は製造所若しくは営業所につき、この法律による薬局開設の許可又は医薬品、化粧品若しくは医療用具の製造業若しくは輸入販売業の許可(旧法による当該製造業又は輸入販売業の登録が、この法律に定める医薬部外品に係るものであるときは、この法律による医	業部外品の製造業又は輸入販売業の許可)を受けたものとみなす。 2 前項の場合において、第五条第二項、第十二条第三項又は第二十条第三項に規定する期間は、それぞれ、旧法による登録又は登録の更新の日から起算するものとする。 (旧法による医薬品等の品目ごとの許可) 第五条 この法律の施行の際現に旧法の規定により医薬品又は用具について品目ごとの製造又は輸入の許可を受けている者は、それぞれ、当該品目につき、第十四条(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けたものとみなす。 (旧法による販賣業の登録) 第六条 この法律の施行の際現に旧法により、同法の規定に基づく医薬品製造業者等登録基準(昭和二十四年厚生省告示第十八号)の五の(1)、(2)、(3)又は(4)に該当するものとして医薬品販賣業の登録を受けている者は、それぞれ、当該店舗又は営業区域につき、この法律による医薬品の一般販賣業、薬種商販賣業、特例販賣業又は配置販賣業の許可を受けたものとみなす。 2 前項の規定によりこの法律による医薬品の特例販賣業又は配置販	賣業の許可を受けたものとみなされる者については、その者が販売することができるとして登録されている品目は、それぞれ、第三十五条又は第三十条第一項の規定により指定されたものとみなす。 3 第一項の場合においては、附則第四条第二項の規定を準用する。 (旧法による配置従事者の身分証明書) 第七条 旧法第二十九条第二項の規定により発行された配置従事者の身分証明書は、第三十三条第一項の規定により発行されたものとみなす。 (旧法による日本薬局方等) 第八条 この法律の施行の際現に旧法によつて発行され、公布されている日本薬局方及び国民医薬品集は、それぞれ、この法律による日本薬局方第一部及び第二部とみなす。 2 この法律の施行の際現に旧法第三十二条第一項又は第三項の規定に基づいて定められている基準は、それぞれ、第四十二条第一項又は第二項の規定に基づいて定められたものとみなす。 (旧法の規定による検査) 第九条 この法律の施行前に旧法第三十三条第一項の規定に基づいて
---	---	--	--	--

なされた検査は、第四十三条第一項の規定に基づいてなされた検定とみなす。

(旧法による文書等の保存)

第十条 この法律の施行前に作成された旧法第三十七条第一項の文書は、第四十六条第三項の規定の適用については、同条第一項の文書とみなす。

2 この法律の施行前に作成された旧法第四十四条第七号の記録は、第四十九条第三項の規定の適用については、同条第二項の帳簿とみなす。

3 前二項の場合において、当該文書又は帳簿を保存すべき期間については、従前の例による。

(旧法の規定に適合する表示)

第十一条 この法律の施行の際現に存する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具で、その容器、被包等に旧法の規定に適合する表示がなされているものについては、この法律の施行の日から起算して二年間は、引き続き旧法の規定に適合する表示がなされている限り、この法律の規定に適合する表示がなされているものとみなす。

第十二条 医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具に使用される容器若しくは被包又はこれらに添附される文書であつて、この法律の施行の際現に旧法の規定に適合する表示がなされているもの

合する表示がなされているものが、この法律の施行の日から起算して一年以内に医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具の容器若しくは被包又はこれらに添附する文書として使用されたときは、当該容器、被包又は文書は、この法律の施行の日から起算して二年間は、引き続き旧法の規定に適合する表示がなされている限り、この法律の規定に適合する表示がなされているものとみなす。

(医薬部外品の表示)

第十三条 この法律に定める医薬部外品につき、この法律の施行の際現に旧法第二十六条第三項(第二十八条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けている者が製造し、又は輸入した当該許可に係る医薬部外品(この法律の施行後の製造又は輸入に係るものを含む。)であつて、その者が製造又は輸入販売業の許可についてこの法律による最初の更新の時までに販売し、又は授与したものにについては、その直接の容器又は直接の被包に第五十条に規定する事項が記載されている限り、第五十九条の規定を適用しない。

(販売又は授与に關し医薬品とみなされる医薬部外品)

第十四条 医薬部外品であつて、附則第十一条の規定によりこの法律

の規定に適合する表示がなされているものとみなされるもの、附則第十二条の規定によりこの法律の規定に適合する表示がなされているものとみなされる容器若しくは被包に取められ、若しくはこの法律の規定に適合する表示がなされているものとみなされる文書が添附されているもの又は前条の規定により第五十九条の規定の適用が除外されているものは、その販売又は授与については、第二条の規定にかかわらず、医薬品とみなす。

(無許可医薬品等)

第十五条 この法律の施行前に旧法第二十六条(第二十八条において準用する場合を含む。)の規定に違反して製造され、又は輸入された医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具は、第十二条第一項、第十八条第一項(第二十三条において準用する場合を含む。)又は第二十二條第一項の規定に違反して製造され、又は輸入されたものとみなす。

(旧法による封かん)

第十六条 旧法第三十六条第一項の規定により毒薬又は劇薬の容器に施された封かんは、第五十八条の規定により施されたものとみなす。

(薬事監視員)

第十七条 この法律の施行の際現に旧法第五十条第二項の規定により薬事監視員を命ぜられていた者は、第七十七条第二項の規定により薬事監視員を命ぜられたものとみなす。

(旧法による処分及び手続)

第十八条 この附則に特別の規定があるものを除くほか、旧法によつてなされた処分及び手続は、それぞれ、この法律の相当規定によつてなされたものとみなす。

(従前の行為に対する罰則の適用)

第十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(食品衛生法の一部改正)

第二十条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「医薬」として撰

取するものを「薬事法(昭和三十三年法律第 号)」に規定する医薬品及び医薬部外品」に改める。

(優生保護法の一部改正)

第二十一条 優生保護法(昭和二十三年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「薬事法(昭和二十三年法律第九十七号)第二十九条第一項及び第四十四条第八号」を「薬事法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。

律第 号(第二十四条第一項)に

改め、同条第二項第一号中「薬事法第三十三条」を「薬事法第四十三条」に、「検査」を「検定」に改める。

(塩専売法の一部改正)

第二十二条 塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「薬事法(昭和二十三年法律第九十七号)」を「薬事法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。

第二十三条第二項中「薬事法第二

条第四項第一号」を「薬事法第二十一条第一号」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十三条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「医薬」として撰

取するものを「薬事法(昭和三十三年法律第 号)」に規定する医薬品及び医薬部外品」に改め、同

条第五号を次のように改める。

五「医薬品」とは、薬事法に規定する医薬品をいう。

第三条第六号を同条第八号と

し、同号を次のように改める。

八「医療用具」とは、薬事法に

規定する医療用具をいう。

第三条第五号の次に次の二号を

加える。

六「医薬部外品」とは、薬事法

昭和三十五年七月十五日 衆議院會議録第四十一号(その二) 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案外五案

六六八

に規定する医薬部外品をい
る。

七 「化粧品」とは、薬事法に規
定する化粧品をいう。

第五條第四十四号中「用具又は
化粧品」を「医薬部外品、化粧品又
は医療用具」に、「製造業者及び輸
入販売業者の登録」を「製造業及び
輸入販売業の許可」に、「登録の取
消」を「許可の取消し」に改め、同
第四十五号中「薬事審議会」を
「中央薬事審議会」に、「公定書を
発行し、公布する」を「日本薬局
方を定め、これを公示する」に改
め、同第四十六号を次のように
改める。

四十六 日本薬局方に取められ
ていない医薬品、医薬部外品
又は特定の化粧品若しくは医
療用具の製造又は輸入につい
て、品目ごとの承認を与える
こと。

第五條第五十一号中「用具及び
化粧品」を「医薬部外品、化粧品及
び医療用具」に改める。

第十一條第一号中「医療用具」
を「医薬部外品、医療用具」に改
め、同第三号中「用具又は化粧
品」を「医薬部外品、化粧品又は医
療用具」に改め、同第四号中「薬
事法(昭和二十三年法律第九十
七号)」に規定する不良又は不正表
示医薬品、用具及び化粧品を「不

良又は不正表示の医薬品、医薬部
外品、化粧品及び医療用具」に改
め、同第五号中「用具及び化粧
品」を「医薬部外品、化粧品及び医
療用具」に改める。

第二十四條第一項第二号及び第
三十三号中「用具、化粧品」を「医
部外品、化粧品、医療用具」に改
める。

第二十九條第一項の表薬事審議
会の項中「薬事審議会」を「中央
薬事審議会」に、「薬事並びに毒
物及び劇物の取締」を「薬事(医
療用具に関する事項を含む)」に
改める。

(家畜改良増殖法の一部改正)

第二十四條 家畜改良増殖法(昭和
二十五年法律第二百九号)の一部
を次のように改正する。

第十七條第二項第三号中「薬事
法(昭和二十三年法律第七十九
号)」を「薬事法(昭和三十五年法
律第 号)」に改める。

(毒物及び劇物取締法の一部改正)

第二十五條 毒物及び劇物取締法の
一部を次のように改正する。

第二條第一項及び第二項中「医
藥品」を「医薬品及び医薬部外
品」に改める。

(覚せい剤取締法の一部改正)
第二十六條 覚せい剤取締法(昭和
二十六年法律第二百五十二号)の
一部を次のように改正する。

第三條第一項第一号中「薬事法
(昭和二十三年法律第九十七号)」

第二十六條第一項(医薬品製造業
の登録)の規定により医薬品製造
業の登録」を「薬事法(昭和三十
五年法律第 号)第十二條第一
項(医薬品製造業の許可)」の規定
による医薬品の製造業の許可」に
改める。

第九條第一項第二号中「薬事法
第二十六條第二項(登録の有効期
間)」を「薬事法第十二條第三項
(許可の有効期間)」に、「登録」を
「許可」に改め、同第三号を次の
ように改める。

三 薬事法第七十五條第一項
(許可の取消し等)の規定によ
り医薬品の製造業の許可を取
り消されたとき。

第十條第二項中「薬事法第四十
六條第三項(登録の取消及び業務
の停止)」を「薬事法第七十五條
第一項(許可の取消し等)」に改め
る。

第三十條の六第一項第二号中
「薬事法第二十八條(医薬品の輸
入販売業)」において準用する同法
第二十六條第一項(医薬品製造業
の登録)の規定により医薬品輸入
販売業の登録」を「薬事法第二十
二條第一項(輸入販売業の許可)」の
規定により医薬品の輸入販売業の
許可」に改め、同第二項中「薬

事法第二十九條第一項(医薬品販
売業の登録)の規定により登録」
を「薬事法第二十六條第一項(医
藥品の一般販売業の許可)又は第
二十八條第一項(薬種商販売業の
許可)」の規定により許可」に改め
る。

第三十條の七第四号中「薬事法
第二十條第一項(薬局の登録)」の
規定により薬局の登録」を「薬事
法第五條第一項(薬局開設の許可)」
の規定により薬局開設の許可」に
改める。

第三十條の十三第一項第二号を
次のように改める。

二 薬局開設者、医薬品製造業
者、医薬品輸入販売業者又は
医薬品販売業者がその業務を
廃止したとき、その許可の有
効期間が満了してその更新を
受けなかつたとき、又は薬事
法第七十五條第一項(許可の
取消し等)の規定によりその
許可を取り消されたとき。

第三十三條第一項中「薬事法第
五十條」を「薬事法第七十七條」
に改める。

別表第一号中「薬事法第二十六
條第一項(医薬品製造業の登録)
(同法第二十八條(医薬品等の輸
入販売業))において準用する場合
を含む。以下同じ。の規定により
医薬品の製造業又は輸入販売業の

登録」を「薬事法第十二條第一項
(製造業の許可)又は第二十二條第
一項(輸入販売業の許可)」の規定
により医薬品の製造業又は輸入販
売業の許可」に改め、同第三号
中「薬事法第二十六條第一項の規
定により医薬品の製造業又は輸入
販売業の登録」を「薬事法第十二
條第一項又は第二十二條第一項の
規定により医薬品の製造業又は輸
入販売業の許可」に改める。

(麻薬取締法の一部改正)
第二十七條 麻薬取締法の一部を次
のよう改正する。

第三條第二項第一号中「薬事法
(昭和二十三年法律第九十七号)」
の規定により医薬品の輸入販売業
の登録」を「薬事法(昭和三十五年
法律第 号)」の規定により医薬
品の輸入販売業の許可」に改め、
同第二号及び第三号中「登録」を
「許可」に改め、同第四号中「薬
局の登録」を「薬局開設の許可」に、
「販賣業の登録」を「販賣業の許可」
に改め、同第五号中「薬局の登
録」を「薬局開設の許可」に改め
る。

(採血及び供血あつせん業取締法
の一部改正)
第二十八條 採血及び供血あつせん
業取締法(昭和三十一年法律第百
六十号)の一部を次のように改正
する。

第二章中「藥事法(昭和二十三年

法律第九十七号)を「藥事法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。

(放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正)

第二十九条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「藥事法(昭和二十三年法律第九十七号)第二

条に規定する医薬品、用具又は化粧品を「藥事法(昭和三十三年法律第 号)第二条に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具」に改める。

藥劑師法案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年六月二十日

參議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 清瀬 一郎君

藥劑師法

目次

第一章 總則(第一条)

第二章 免許(第二条—第十条)

第三章 試験(第十一条—第十八条)

第四章 業務(第十九条—第二十条)

第五章 罰則(第二十九条—第三十三条)

附則

第一章 總則

(藥劑師の任務)

第一条 藥劑師は、調劑、医薬品の供給その他藥事衛生をつかさどることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて國民の健康な生活を確保するものとする。

第二章 免許

(免許)

第二条 藥劑師にならうとする者は、厚生大臣の免許を受けなければならない。

(免許の要件)

第三条 藥劑師の免許(以下「免許」という)は、藥劑師國家試験(以下「試験」という)に合格した者に対して与える。

(絶対的欠格条項)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えない。

一 未成年者、禁治産者又は準禁治産者

二 目が見えない者、耳がきこえない者又は口がきけない者

(相対的欠格条項)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

一 精神病者又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者

二 罰金以上の刑に処せられた者

三 前号に該当する者を除くほか、藥事に関する犯罪又は不正の行為があつた者

(藥劑師名簿)

第六条 厚生省に藥劑師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

(登録及び免許証の交付)

第七条 免許は、藥劑師名簿に登録することによつて行なう。

2 厚生大臣は、免許を与えたときは、藥劑師免許証を交付する。

(免許の取消し等)

第八条 藥劑師が、第四条各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生大臣は、その免許を取り消す。

2 藥劑師が、第五条各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

3 都道府県知事は、藥劑師について前二項の処分が行なわれる必要があると認めるときは、その旨を

厚生大臣に具申しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適當であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

5 厚生大臣は、第二項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(届出)

第九条 藥劑師は、厚生省令の定めるところにより、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所その他厚生省令で定める事項を、翌年一月十五日までに、その住所地の都道府県知事を經由して厚生大臣に届け出なければならない。

(政令への委任)

第十条 この章に規定するもののほか、免許の申請、藥劑師名簿の登録、訂正及び消滅並びに免許証の交付、書換え交付、再交付及び返納に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 試験

(試験の目的)

第十一条 試験は、藥劑師として必要な知識及び技能について行なう。

(試験の実施)

第十二条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生大臣が行なう。

(藥劑師試験審議會)

第十三条 厚生大臣の諮問に應じ、試験に關する重要事項を調査審議させ、及び試験に關する事務をつかさどらせるため、厚生省に、附屬機關として藥劑師試験審議會(以下「審議會」という)を置く。

2 審議會の組織、運営その他審議會に關し必要な事項は、政令で定める。

(試験事務担当者の不正行為の禁止)

第十四条 審議會の委員その他試験に關する事務をつかさどる者は、その事務の施行に當つて厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

(受験資格)

第十五条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短

昭和三十三年七月十五日 衆議院會議録第四十一号(その一) 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案外五案

昭和三十五年七月十五日 衆議院會議録第四十一号(その二) 原子爆弾被害者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案外五案

期大学を除く。)において、薬学の正規の課程を修めて卒業した者

二 外国の薬学校を卒業し、又は外国の薬剤師免許を受けた者で、厚生大臣が前号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したもの

(受験手数料)

第十六条 試験を受けようとする者は、二千元をこえない範囲内において厚生省令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前項の規定により納めた手数料は、試験を受けなかつた場合においても、返還しない。

(不正行為の禁止)

第十七条 試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

(省令への委任)

第十八条 この章に規定するもののほか、試験の科目、受験手続その他試験に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第四章 業務

第十九条 薬剤師でない者は、販売

又は授与の目的で調剤してはならない。ただし、医師若しくは歯科医師が次に掲げる場合において自己の処方せんにより自ら調剤するとき、又は獣医師が自己の処方せんにより自ら調剤するときは、この限りでない。

一 患者又は現にその看護に当たつてゐる者が特にその医師又は歯科医師から薬剤の交付を受けることを希望する旨を申し出た場合

二 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第二十二号各号の場合又は歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第二十一号各号の場合

(名称の使用制限)

第二十条 薬剤師でなければ、薬剤師又はこれにまぎらわしい名称を用いてはならない。

(調剤の求めに応ずる義務)

第二十一条 調剤に従事する薬剤師は、調剤の求めがあつた場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(調剤の場所)

第二十二条 薬剤師は、薬局以外の場所では、販売又は授与の目的で調剤してはならない。ただし、病院若しくは診療所又は家畜診療施設の調剤所において、その病院若し

くは診療所又は家畜診療施設で診療に従事する医師若しくは歯科医師又は獣医師の処方せんによつて調剤する場合及び厚生省令で別段の定めをした場合は、この限りでない。

(処方せんにによる調剤)

第二十三条 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによる調剤してはならない。

2 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

(処方せん中の疑義)

第二十四条 薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合せて、その疑わしい点を確かめた後でなければ、これによつて調剤してはならない。

(調剤された薬剤の表示)

第二十五条 薬剤師は、販売又は授与の目的で調剤した薬剤の容器又は包装に、処方せんに記載された患者の氏名、用法、用量その他厚生省令で定める事項を記載しなければならない。

(処方せんへの記入等)

第二十六条 薬剤師は、調剤したときは、その処方せんに、調剤済みの旨(その調剤によつて、当該処方せんが調剤済みとならなかつたときは、調剤量)、調剤年月日その他厚生省令で定める事項を記入し、かつ、記名押印し、又は署名しなければならない。

(処方せんの保存)

第二十七条 薬局開設者は、当該薬局で調剤済みとなつた処方せんを、調剤済みとなつた日から三年間、保存しなければならない。

(調剤録)

第二十八条 薬局開設者は、薬局に調剤録を備えなければならない。

2 薬剤師は、薬局で調剤したときは、調剤録に厚生省令で定める事項を記入しなければならない。ただし、その調剤により当該処方せんが調剤済みとなつたときは、この限りでない。

3 薬局の開設者は、第一項の調剤録を、最終の記入の日から三年間、保存しなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十九条の規定に違反した者(医師、歯科医師及び獣医師を除く)は、三年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八条第二項の規定による業務停止の命令に違反した者
二 第二十二号、第二十三号又は第二十五条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十四条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題をもらし、又は故意に不正の採点をした者
二 第十九条の規定に違反した医師、歯科医師又は獣医師

三 第二十四条又は第二十六条から第二十八条までの規定に違反した者

第三十二条 第九条又は第二十条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十七条又は第二十八条第一項若しくは第三項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、第三十一条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、薬事法(昭和三十三年法律第 号)の施行の日から施行する。

(旧法の規定による免許を受けた者)

2 この法律の施行の際現に薬事法(昭和三十三年法律第九十七号、以下「旧法」という。)の規定による薬剤師免許を受けている者は、この法律の規定による免許を受けた者とみなす。

(旧法の規定による薬剤師名簿への登録)

3 旧法の規定によつてなされた薬剤師名簿への登録は、この法律の規定によつてなされた薬剤師名簿への登録とみなす。

(旧法の規定による薬剤師免許証)

4 旧法の規定によつて交付された薬剤師免許証は、この法律の規定によつて交付された薬剤師免許証とみなす。

(旧法の規定による免許の取消し等)

5 旧法の規定によつてなされた免許の取消し又は業務の停止の処分は、この法律の相当規定によつてなされたものとみなす。この場合において、業務の停止の期間は、なお従前の例による。

(旧法第七十六条の規定に該当する者)

6 旧法第七十六条の規定に該当する者に対しては、第三条の規定にかかわらず、厚生大臣は、免許を与えることができる。

(旧法の規定による試験)

7 旧法の規定によつて行なわれた薬剤師国家試験は、この法律の規定によつて行なわれた試験とみなす。

8 旧法第七条の規定による薬剤師国家試験のうち学説試験に合格した者に対しては、厚生省令の定めるところにより、第十一条の規定による試験のうちこれに相当する部分を免除する。

(薬剤師試験審議会)

9 旧法第十四条の規定による薬剤師試験審議会は、第十三条の規定による審議会として、同一性をもつて存続するものとする。

(受験資格の特例)

10 旧法第七十四条第二項の規定に該当する者は、第十一条の規定による試験の受験資格については、第十五条第一号の大学の卒業者とみなす。

(処方せんの保存)

11 第二十七条の規定は、この法律の施行前に当該薬局で調剤された処方せんについても適用する。ただし、その保存期間は、調剤の日から二年間とする。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長永山忠則君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔永山忠則君登壇〕

○永山忠則君 ただいま議題となりました六法案について、社会労働委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律によりまして、広島市及び長崎市等の原子爆弾被爆者に対しその健康の保持及び向上をはかつておるののでありますが、これらの者のうちには、多量の放射能の影響により、一般的に負傷または疾病にかかりやすかつたり、あるいは、なおりにくい等の事情にあるばかりでなく、これらが誘因となつて原爆症を誘発するおそれのある者があつております。よつて、これらの被爆者に対しまして、原爆症以外の負傷または疾病についても国が必要な医療給付を行ふこととし、また、いわゆる原爆症患者で、その医療を受けている者のうち、一定の所得以下の者については、その治療期間中、毎月二千百を限度として医療手当を支給しようとするのが、本法案の提出の理由であります。

本法案は、三月八日本委員会に付託され、七月十二日の委員会において、自由民主党より、施行期日を公布の日に変更するとの修正案が提出され、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は全会一致可決された次第であります。

第二に、未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

未帰還者が帰還前の公務に基づく負傷または疾病により帰還後療養を要する場合は本法により療養の給付を行なつておりますが、この給付期間が本年八月一日以降においては満了する者が生じますので、これら帰還患者の事情にかんがみ、今回給付期間をさらに二年間延長することとしたのでございします。

本法案は、三月二日本委員会に付託、七月十二日の委員会において自由民主党より修正案が提出されたのでありますが、その要旨は、一、療養の給付にかかる費用の一部徴収は、本法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法による国立保養所への収容者については廃止すること、二、本法施行前に帰還した者であつて、旧未帰還者給付法等の障害一時金に相当する給付を受けたため療養の給付を受けることができなかった者について、新たに療養の給付を行ふことができるようにすることでありします。

採決の結果、本法案は、修正案及び修正部分を除く他の原案ともに、全会一致、修正議決すべきものと議決いたしましたのであります。

次に、社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部を改正する法律案について申し上げます。

昨年十一月国民年金法の実施に伴ひまして、審査、再審査の事件数は今後ますます増大の傾向にあり、現在のままでは事件処理に支障を来すことが予想されます。よつて、審査及び再審査事件の迅速かつ公正なる処理を期せうとするため、この際新たに委員三人を増員するとともに、厚生大臣は国民年金の被保険者及び受給権者の利益を代表する者四名を指名し、これらの者は審理期日において請求人のために意見を述べることができるといたしたのであります。

本案は、二月十一日本委員会に付託され、七月十二日の委員会において採決を行ないましたところ、全会一致、原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

次に、医療法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

医療保障制度の確立にあたり、医療機関の整備がきわめて重要であるにもかかわらず、わが国の現状を見れば、一方においては無医地区その他医療機関の不足する地域が多数存在する反面、特に一部大都市等において、近

時、国家的ないし公的資格を有する病院が医療需要と無関係に新增設される傾向がありまして、国民医療皆保険を目途の間に控えて、かかる傾向を是正し、医療機関の地域的偏在を防止することは、緊急の要請と申さねばならぬのであります。これがため、その第一歩として、まず、公的資格を有する病院の開設等を規制しようとするのが、本法案提出の理由であります。

本法案は、第三十一回国会より継続審査となっており、去る七月十二日の委員会において採決に入りましたところ、全会一致、原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

次に、薬事法案及び薬剤師法案について申し上げます。

現行薬事法は、戦後間もなく立法されたもので、必ずしも今日の実情に沿わない点が多いので、今回これが整備改善をはかりとするものであります。が、法律の形につきましては、薬剤師の身分及び業務にかかる単独の法律としての薬剤師法案、並びに、医薬品、医薬部外品等に関する事項についての単独法律としての薬事法案とに分離して提案されたものであります。

まず、薬事法案について申し上げます。第一は、新たに医薬部外品の制度を設け、その取り扱いを簡易にすることであり、第二は、都道府県知事の諮問に応じて薬事に関する重要な事項を調査審議するために地方薬事審議

会を置くことであり、第三は、薬局、医薬品の製造業、販売業について、従来の登録制を許可制に改め、これらの業務が適正に行なわれることをはかつたこと等であります。

次に、薬剤師法案の第一は、薬剤師の任務について、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによつて公衆衛生の向上及び増進に寄与すべき旨を明確にすることであり、第二は、薬剤師の業務たる調剤について、調剤録の備付、保存その他の規定を整備すること等であります。

両法案は、六月二十日本委員会に付託せられ、七月十二日の委員会において採決に入りましたところ、両案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十三年七月一日」を「公布の日」に改める。

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案に対する修正案

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十八条の改正規定の次に次のように加える。

第二十条第二項を削る。

第二十四条第二項中「療養費の支給を受けるべき者が医療機関に収容されて療養を受けた場合であつて、且つ、その者が恩給法の規定による増加恩給、傷病年金若しくは傷病年金又は遺族援護法の規定による障害年金を受ける権利を有するとき(傷病年金については、その支給を受けた場合を含む)は、療養に要する費用から第二十条第二項の例により算定した一部負担金に相当する額を控除した額」を削る。

附則の改正規定中「附則第四十六項中「附則第四十四項」を「附則第四十五項」に改め、同項を附則第四十七項とし、附則第四十四項及び附則第四十五項を一項ずつ繰り下げ」を「附則第四十六項中「遺族援護法」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法」に、「附則第四十四項」を「附則第四十五項」に改め、同項を附則第四十七項とし、附則第四十五項中「遺族援護法」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)に改め、同項を附則第四十六項とし、附則第四十四項を附則第四十五項とし」に改める。

附則第四十二項の次に一項を加える改正規定により加えられる附則第四十三項の規定の次に次のように加える。

附則に次の一項を加える。

(障害一時金に相当する給付を受けるため旧未復員者給与法等の規定による療養を受けることができなかつた者に対する療養の給付)

49 この法律の施行前に復員した者、旧特別未帰還者給与法第一条に規定する特別未帰還者でこの法律の施行前に帰国したもの又は日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により本邦以外の地域において拘禁され、この法律の施行前にその拘禁を解かれて帰国した者若しくは日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により本邦において拘禁され、この法律の施行前にその拘禁を解かれた者であつて、同一の事由について、法令の規定により旧未復員者給与法(旧特別未帰還者給与法第二条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による障害一時金に相当する給付を受けたため、この法律の施行の際旧未復員者給与法の規定による療養を受けることができなかったもの(附則第二十六項ただし書の規定により療養の給付を受けるに至つた者を除く。)のうち厚生大臣が療養の給付を行なう

必要があると認める者については、附則第二十二項ただし書の規定にかかわらず、第十八条第一項の規定を適用する。この場合において、第十八条第一項中「自己の責に帰することのできない事由により」とあるのは「復員前、帰国前又は帰国前若しくは拘禁中自己の責に帰することのできない事由により」と、「帰還後療養を要する場合」とあるのは「復員後、帰国後又は拘禁を解かれて帰国後若しくは拘禁を解かれた後療養を要する場合」と、「帰還後三年」とあるのは「未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)の施行後三年」と読み替へるものとする。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を附し、同項の次に次の四項を加える。

(一) 一部負担金等に関する経過措置

2 この法律の施行前に行なわれた療養の給付に係る一部負担金の徴収及びこの法律の施行前に行なわれた療養に係る療養費の額の算定については、なお従前の例による。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

3 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項を削る。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

4 この法律の施行の日の前日まで

に改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十二條第一項の規定により厚生大臣が国立保養所に収容した者の同日までの在所に係る実費の一部の徴収については、なお従前の例による。

(国民年金法の一部改正)

5 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項第六号中「附則第四十四項」を「附則第四十五項」に改める。

本修正の結果必要とする経費

本年度	
歳出増	約一千九百五十万円
歳入減	約六百二十八万円
平年度	
歳出増	約二千六百万円
歳入減	約八百三十八万円

○議長(清瀬一郎君) 六案を一括して採決いたします。

六案中、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案及び未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案、この両案の委員長の報告は、お聞きの通り、修正でござい

ます。他の四案の委員長の報告は可決でございします。六案は委員長の報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、六案は委員長報告の通り決しました。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について

承認を求めるの件

国際開発協会協定の締結について

承認を求めるの件

日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の通商に関する条約の締結について承認を求めるの件

南極条約の締結について承認を求めるの件

通商に関する日本国とマラヤ連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件

○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、国際開発協会協定の締結について承認を求めるの件、日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の通商に関する条約の締結について承認を求めるの件、南極条約の締結について承認を求めるの件、通商に

結について承認を求めるの件、通商に関する日本国とマラヤ連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件、右五件を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、国際開発協会協定の締結について承認を求めるの件、日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の通商に関する条約の締結について承認を求めるの件、南極条約の締結について承認を求めるの件、通商に関する日本国とマラヤ連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件、右五件を一括して議題といたします。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和三十五年二月二十五日

内閣総理大臣 岸 信介

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

政府は、カナダ政府との間で原子力の平和的利用における協力を進め、昭和三十四年七月二日にオタワで、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定に署名し、同時に、この協定の特別適用に関する議定書に署名した。よって、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定

日本国政府及びカナダ政府は、原子力の平和的用途への利用によつて生ずることが期待されるエネルギー供給の増加、農業及び工業の生産の向上、疾病を克服する知識及び方法の入手可能性の拡大並びに健全な、かつ、有益な目的のための研究の増進を含む多くの利益を認め、

原子力の開発が両国民の福祉及び繁栄のために貢献することを促進し、かつ、増大することを希望し、

原子力の平和的利用の促進及び開発についての効果的な協力が両国にもたらす利益を認め、したがつて、これらの目的のために相互に協力することを意図し、次のとおり協定した。

第一条

1 この協定が意図する協力は、原子力の平和的利用に関連し、かつ、次に掲げることを含むものとする。

(a) 次のことに関する情報を含む公開の情報の供給

(i) 研究及び開発

保健上及び安全上の問題

(ii) 設備及び施設(設計、図面及び仕様書の供給を含む)並びに

(iv) 設備、施設、資材、原料物質、特殊核物質及び燃料の使用

(b) 設備、施設、資材、原料物質、特殊核物質及び燃料の供給

(c) 特許権の移転

(d) 設備及び施設へ近づくこと並びに設備及び施設の使用

(e) 技術援助及び役務の提供

2 この条に定める協力は、合意される条件に基いて、かつ、それぞれ日本国及びカナダにおいて有効な関係法令及び許可要件に従つて行われるものとする。

3 各当事国政府は、他の当事国政府に対して、この協定により又はこれに基いて許可された自己の政府企業及び自己の管轄の下にある

昭和三十五年七月十五日 衆議院會議録第四十一号(その一)

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めの件(外四件)

六七四

すべての者によつてこの協定の規定が受諾され、かつ、遵守されることを確保する責任を負うものとす。

第二条

1 両当事国政府は、この協定の範囲内の事項について、可能な限り、相互に援助を与える。両当事国政府は、この協定の範囲内の事項について、それぞれの政府企業及び同政府の管轄の下にある者の間の協力を促進し、かつ、容易にする。

2 いずれか一方の当事国政府、その政府企業又は同政府の管轄の下にある者は、この協定の範囲内の事項についての情報を、他方の当事国政府又はいずれか一方の当事国政府の政府企業若しくは同政府の管轄の下にある者に供給し、又はこれらから受領することができ。

3 いずれか一方の当事国政府の政府企業又は同政府の管轄の下にある者は、自国政府の一般的又は個別的許可を得て、設備、施設、資材、原料物質、特殊核物質及び燃料を、商業的条件又は他に合意されるところに従つて、他方の当事国政府、その政府企業又は同政府の管轄の下にある許可された者に供給し、又はこれらから受領することができ。

4 いずれか一方の当事国政府の政府企業又は同政府の管轄の下にある者は、必要がある場合には自国政府の一般的又は個別的許可を得て、この協定の範囲内の事項について、他方の当事国政府、その政府企業又は同政府の管轄の下にある者に供給し、又はこれらから受領することができ。

府企業又は同政府の管轄の下にある許可された者と直接に取引し、及び他方の当事国政府、その政府企業又は同政府の管轄の下にある許可された者のために役務を行い、又はこれらから役務を受けることができる。

第三条

この協定に基いていかなる供給も、この協定の規定及び特に次の条件に従うものとする。

(a) 各当事国政府がこの協定に基いて入手した情報は、供給の時又はその前に別段の指定がない限り、第三者に移転することができ。

(b) (i) この協定に基いて入手した設備及び資材並びに特定物質は、最初の供給の時又はその前に供給当事国政府の別段の指定がない限り、受領当事国政府の個別の許可に従うことを条件として、受領当事国政府の政府企業又は同政府の管轄の下にある者に移転することができ。

(ii) この協定に基いて入手した設備(原子炉を除く)及び資材は、最初の供給の時又はその前に供給当事国政府の別段の指定があるときは、受領当事国政府の管轄外に移転してはならない。

(iii) 特定物質及びこの協定に基いて入手した原子炉は、供給当事国政府の文書による事前の同意がないときは、受領当事国政府の管轄外に移転してはならない。

(c) 原料物質、特殊核物質又は燃料は、供給当事国政府に対し、特定物質の使用から生じ、かつ、受領

当事国政府、その政府企業又は同政府の管轄の下にある者の使用に必要な量をこえる特殊核物質のいかなる量をも平和的目的にのみ使用するため購入する優先権を与えることを条件として、供給されるものとする。

(d) この協定に基いて入手した原料物質、特殊核物質及び燃料は、照射を受けた後、その形状及び内容を処理し、又は変更してはならないものとする。ただし、供給当事国政府の書面による許可がある場合は、この限りでなく、このように許可された処理及び変更は、供給当事国政府が承諾する施設において行われるものとする。

(e) 両当事国政府の代表者は、特定物質を保管するに当り払うべき注意に関する問題について相互に協議するものとする。

第四条

1 該当する保障措置が3に定めるところに従い国際原子力機関によつて実施されるまでの間、各供給当事国政府は、この協定の規定が遵守されていること、特に、特定物質が平和的目的のためにのみ利用されていることを確認することを許されるものとし、このため、供給当事国政府は、次のことを行う権利を有する。

(a) 特定物質がいかなる軍事的目的をも助長するものでなく、かつ、この協定に定める保障措置が実効的に適用されるものであることを確保するといふ見地から、特定物質が使用され、又は貯蔵される設備(原子炉を含む)又は施設の設計を検討すること。

(b) 特定物質の計量性の確保に役だつ適当な記録の維持及び提出を要求すること並びにこの記録に基き定期的報告を要求し、及び受領すること。

(c) 照射を受けた後の特定物質の化学処理のため用いられる方法が特定物質の軍事的用途への転用に役だてられるものでないことを確認すること。

(d) 供給当事国政府が他方の当事国政府との協議の後指名した代表者を他方の当事国政府の管轄の下にある領域に派遣すること。

この代表者は、特定物質の計量を行うため及び特定物質が平和的目的のためにのみ使用されているかどうかを決定するため必要であるときは、特定物質が使用され、貯蔵され、又は置かれているすべての場所、設備及び施設、特定物質に関連するすべての資料並びに職掌上特定物質又は資料を取り扱うすべての人にいつでも近づくことができる。

この代表者は、他方の当事国政府の職務の執行を受けたときは、自己の職務の執行を遅滞させられ、又は妨げられないことを条件として、他方の当事国政府の代表者を伴わなければならない。

し、この条に基き自己の政府に対する責任に従う場合は、この限りでない。

3 国際原子力機関が創設した保障機構を可能な限りすみやかに利用することが両当事国政府の意図であるので、両当事国政府は、この協定に關し、両当事国政府が隨時合意する点において及び合意する範囲まで、保障措置を原子力機関憲章第十二条の規定に従つて適用することを同機関に要請することができ。

4 各当事国政府は、特定物質が軍事的目的を助長していること決定したときは、他方の当事国政府に対して是正措置を執ることを要求する権利を有するものとし、また、この措置が妥當な期間内に執られない場合は、予定された原料物質、特殊核物質及び燃料の引渡を停止し、又は取り消す権利並びに他方の当事国政府の管理下又は管轄内にあるすべての特定物質の返還を要求する権利を有するものとする。

第五条

1 次に掲げることとは、この協定の範囲から除外されるものとする。

(a) 当事国政府が主として軍事的意義を有するものであると認められる情報、設備、施設又は資材の供給及び同設備又は施設へ近づくこと並びにこの協定に基いて入手した情報、設備、施設若しくは資材又は特定物質の軍事的目的のための使用

(b) 第三者から受領した情報又は所有権若しくは特許権で、その供給又は移転を禁止する条件が付されているものの供給又は移転

(c) 供給当事国政府の管轄の下にある者が開発し、又は所有する情報の供給及びその者が所有する所有権又は特許権の移転。ただし、その者の同意に基づき、かつ、その者の指定した条件に従う場合は、この限りでない。

(d) 供給当事国政府が商業的価値のあるものと認める情報の供給。ただし、同政府の指定した条件に従う場合は、この限りでない。

2 この協定のいかなる規定も、供給の時に別段の指定がない限り、この協定に基いて供給される情報の正確性又はこの協定に基いて供給される設備、施設、資材原料物質、特殊核物質若しくは燃料の特定の使用に対する適合性若しくはそれらの仕様書の正確性に關し、いかなる責任をも課するものと解してはならない。

第六条

両当事国政府の代表者は、この協定の適用から生ずる事項について、随時協議するものとする。

第七条

この協定に別段の定めのある場合を除き、この協定の適用上、
(a) 「設備」とは、原子力活動に關連する研究、開発、利用、処理又は貯蔵に特に有用な器具、装置又は機械をいう。
(b) 「施設」とは、(a)に定める設備を含むか、若しくはこれと合体して

いるか、又は他に特に原子力活動に適しているか、若しくは利用される工場、建物又は建造物をいう。
(c) 「資材」とは、すべての放射性物質、原子力活動について特殊の適用性又は重要性を有するその他の物質（たとえば重水及びジルコニウム）及び当事国政府の間で合意することがあるその他の物質をいう。ただし、(d)に定める特定物質を含まない。
(d) 「原料物質」とは、次のものをいう。
ウランの同位元素の天然の混合率からなるウラン
同位元素ウラン二三五の劣化ウラン

トリウム
金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前掲のいずれかの物質を含有する物質
他の物質で当事国政府の間で合意することがある含有率において前掲の物質の一又は二以上を含有するもの
当事国政府の間で合意することがあるその他の物質
(e) 「特殊核物質」とは、プルトニウム、ウラン二三三、ウラン二三五、同位元素ウラン二三三又は二三五の濃縮ウラン、前記のものの一又は二以上を含有している物質及び両当事国政府の間で合意することがあるその他の物質をいう。ただし、「特殊核物質」には、原料物質を含まない。
(f) 「燃料」とは、核連鎖反応を生じさせ及び維持するために原子炉に導入することを目的とし、又はこれに適合した形状及び量の原料物質

質若しくは特殊核物質又はその両方をいう。

(g) 「特定物質」とは、この協定に基いて入手された原料物質、特殊核物質若しくは燃料又はこの協定に基いて入手された原料物質、特殊核物質若しくは燃料から生じたか若しくはこの協定に基いて入手された原子炉で生産された特殊核物質をいう。

(h) 「政府企業」とは、カナダ原子力会社及びエルドラド鉱業精練会社（カナダ政府に付いて）並びにいづれか一方の当事国政府の管轄の下にあるその他の企業で両当事国政府の間で合意することがあるものをいう。

(i) 「者」とは、個人、商会、社団、会社、組合、協会その他の団体（民間のであると政府のであるとを問わない）並びにそれらの代理人及び地方代表者をいう。ただし、「者」には、(h)に定める政府企業を含まない。
(j) 「公開の情報」とは、部外秘、秘又は機密の秘密指定を受けていない情報をいう。

第八条

1 この協定は、各当事国政府によりその国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日に効力を生ずる。
2 この協定は、十年の期間効力を有し、この十年の期間が満了する六箇月前に一方の当事国政府が他方の当事国政府に対し廃棄通告を行わない限り、その後は廃棄通告を行つた後六箇月まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、このため各自の政府から正当に委任を受け、この協定に署名調印した。

千九百五十九年七月二日にオタワで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

萩原 徹

カナダ政府のために

H・C・グリーン

議定書

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定（以下「協定」という。）に署名するに当り、下名は、このため各自の政府から正当に委任を受け、さらに、協定の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。
協定の規定は、協定の署名の日の後協定の効力発生の日の前に日本国政府の許可に基づきカナダから日本国の原子燃料公社に供給されるいかなる原料物質にも適用する。

以上の証拠として、下名は、この議定書に署名調印した。

千九百五十九年七月二日にオタワで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

萩原 徹

カナダ政府のために

H・C・グリーン

国際開発協会協定の締結について承認を求めるの件

右国会に提出する。

昭和三十五年二月二十七日

内閣総理大臣 岸 信介

国際開発協会協定の締結について承認を求めるの件
国際開発協会協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

低開発地域の経済開発を促進する国際機関としては、すでに国際復興開発銀行及び国際金融公社があるが、これら両機関の活動をさらに補足する機関として国際開発協会の設立が同銀行において審議されていたところ、昭和三十五年一月二十六日同銀行の理事会により国際開発協会協定が採択された。わが国としては、この協会の加盟国となり低開発地域の経済開発の分野において積極的に協力することはきわめて有意義と考えられる。よつて、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

国際開発協会協定

この協定の署名政府は、建設的な経済目的、世界経済の健全な発展及び国際貿易の均衡のとれた増大のための相互協力、平和の維持及び世界の繁栄に資する国際関係の助長するものであること、低開発国における生活水準の向上並びに経済的及び社会的進歩を増進する経済開発の促進は、これらの国

のためのみならず国際社会全体のためにも望ましいこと
これらの目的の達成は、低開発国における資源の開発を援助するための公私資本の国際流通の増加によつて容易にされることを考慮して、
ここに次のとおり協定する。

序

国際開発協会(以下「協会」といふ)は、次の規定に従つて設立し、かつ、運営する。

第一条 目的

協会は、世界の低開発地域で協会の加盟国に含まれるものにおける重要な開発上の需要に応ずるため、特に、通常の貸付けの条件よりも弾力的なかつ国際収支に対する負担が軽い条件で融資を行ない、もつて国際復興開発銀行(以下「銀行」といふ)の開発目的を促進し、かつ、その活動を補足することにより、当該地域における経済開発を促進し、生産性を増大し、及び生活水準をこうして向上させることを目的とする。
協会は、この条の規定をそのすべての決定の指針としなければならない。

第二条 加盟国の地位及び当初出資

第一項 加盟国の地位
(a) 協会の原加盟国とは、この協定の附表Aに掲げる銀行の加盟国で、第十一條第二項(c)に明記する日以前に協会の加盟国の地位を譲渡するものをいう。
(b) 加盟国の地位は、協会が定める時期に、かつ、協会が定める

条件に従つて、銀行の他の加盟国にも開放される。

第二項 当初出資

(a) 各加盟国は、加盟国の地位を譲渡したときは、自国に割り当てられた額を出資するものとする。この出資は、この協定において当初出資という。
(b) 各原加盟国に割り当てられた当初出資の額は、附表A中の自国名に対応して掲げる額で千九百六十年一月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルにより表示されたものとする。
(c) 各原加盟国の当初出資の額の十パーセントは、協会が第十一條第四項の規定に従つて業務を開始した日の後三十日以内又は当該原加盟国が加盟国となつた日のいずれかおそい日にその五十パーセント、協会の業務開始の後一年でその十二・五パーセント及びその後当初出資の額の十パーセント分が全額払い込まれるまでの間一年ごとに十二・五パーセントを金又は自由交換可能通貨で払い込むものとする。
(d) 各原加盟国の当初出資の額の残余の九十パーセントは、附表A第一部に掲げる加盟国については金又は自由交換可能通貨で、附表A第二部に掲げる加盟国については出資を行なう当該加盟国に通貨で払い込むものとする。原加盟国の当初出資の額のこの九十パーセント分は、五年間に均等に分割して、最初の分割払については第十一條第四

項の規定に従つて協会が業務を開始した日の後三十日以内又は当該原加盟国が加盟国となつた日のいずれかおそい日に、第二の分割払については協会の業務開始の後一年で、その後の分割払については当初出資の額の九十パーセント分が全額払い込まれるまでの間一年ごとに払い込むものとする。
(e) 協会は、(d)又は第四條第二項の規定に基づいて当該加盟国により払い込まれたか又は払い込まれるべき加盟国の通貨の一部が自己の業務に必要でないことを認めるときは、その代りに、当該加盟国の政府又は当該加盟国が指定した寄託所が発行する手形その他の債務証券を当該加盟国から受領する。この手形その他の債務証券は、譲渡禁止かつ無利子のもので、要求に応じて指定寄託所における協会の勘定に額面で支払われるべきものとする。

(f) この協定の適用上、協会は、次のものを「自由交換可能通貨」とみなす。

(i) 加盟国の通貨で、協会が国際通貨基金と協議の後、協会の業務の目的のため他の加盟国の通貨に十分交換可能であると認めたもの
(ii) 加盟国の通貨で、当該加盟国が協会が満足すべき条件で、協会の業務の目的のため他の加盟国の通貨と交換することに同意したものを

(g) 協会が別に合意する場合を除くほか、附表A第一部に掲げる各加盟国は、(d)の規定に従つて自国が自由交換可能通貨として払い込んだ自国通貨について、払い込みの時ににおける交換可能性と同一の交換可能性を維持するものとする。

(h) 原加盟国以外の加盟国が当初出資を行なう条件並びに当初出資の額及び支払条件は、第一項(b)の規定に従つて協会が定める。

第三項 責任の限度

加盟国は、加盟国であるという理由によつて、協会の義務に對して責任を負うものではない。

第三條 資金の追加

第一項 追加出資
(a) 協会は、原加盟国による当初出資の払込みの完了の予定に照らして適当と認める時に及びその後は約五年ごとに、協会の資金量の適否について検討し、望ましいと認めたときは、出資額の一般的増加を承認するものとする。前記の規定にかかわらず、出資額の一般的又は個別的増加は、いつでも承認される。ただし、個別的増加は、関係加盟国の要請に応じてのみ考慮する。この項の規定に基づく出資は、この協定において追加出資という。
(b) (c)の規定に従うことを条件として、追加出資が承認されたときは、出資を承認された額及び出資に関する条件は、協会が定めるところによる。

(c) 追加出資が承認されたときは、各加盟国は、協会が合理的に定める条件に従つて、当該加盟国がその相対的投票権を維持することができよう額を出資する機会を与えられる。もつとも、加盟国は、出資する義務を負うものではない。

(d) この項に基づくすべての決定は、総投票権数の三分の二の多数により行なう。

第二項 加盟国が他の加盟国の通貨で供給する補足資金

(a) 協会は、この協定の規定に合致し、かつ、合意された条件で、加盟国から、その加盟国が当初出資又は追加出資のため払い込む額に加え、他の加盟国の通貨による補足資金を受領する取極を行なうことができる。ただし、協会は、自国の通貨が用いられる加盟国がその通貨の補足資金としての使用及びその使用に関する条件に同意することを協会が確認しない限り、前記の取極を行なつてはならない。このよう資金を受領する取極には、資金による収益の処分に関する規定及び資金を供給した加盟国が加盟国でなくなつたか又は協会が永久的にその業務を停止した場合における資金の処分に関する規定を含まれることができる。
(b) 協会は、資金を供給した加盟国に對し、こうして供給した資金の額及び通貨並びに当該資金に関する取極の条件を掲げた特別開発証券を交付する。特別開

発証書は、投票権を伴わず、かつ、協会对してのみ譲渡することが出来るものとする。

(c) この項のいかなる規定も、協合が合意された条件で加盟国から当該国の通貨による資金を受領することを妨げるものではない。

第四条 通貨

第一項 通貨の使用

(a) 協会は、第二条第二項(d)の規定に基づいて附表A第二部に掲げる加盟国の通貨で払い込まれる九十パーセント分の払込みとして協合が前記の規定に従つて受領した当該加盟国の通貨(自由交換可能であるかどうかを問わない)及びその通貨から元本、

利子又は他の手数料として生じた当該加盟国の通貨を、当該加盟国の領域において協合が負う事務的な費用のため並びに、健全な通貨政策に合致する限り、当該加盟国の領域において生産される物品及び役務で、協合により融資され、かつ、当該領域において実現される事業計画のため必要とされるものの支払のために、使用することが出来る。

さらに、この通貨は、当該加盟国と協会との間の合意により定められる当該加盟国の経済上及び財政上の状況に従い妥当とされる場合及びその限度において、自由交換可能とするか又はその他の方法で、協合により融資され、かつ、当該加盟国の領域外において実現される事業計画のために使用することが出来る。

(b) 原加盟国の当初出資以外の出資の払込みとして協合が受領した通貨及びその通貨から元本、利子又は他の手数料として生じた通貨の使用可能性は、当該出資が承認される条件に従つて規律される。

(c) 出資以外の補足資金として協合が受領した通貨及びその通貨から元本、利子又は他の手数料として生じた通貨の使用可能性は、当該通貨が受領された他のすべての通貨は、協合が自由に使用し及び交換することができ、使用され又は交換される通貨の属する加盟国による制限に服さない。

(d) 協合が受領した他のすべての通貨は、協合が自由に使用し及び交換することができ、使用され又は交換される通貨の属する加盟国による制限に服さない。

画のために使用することが出来る。

(b) 原加盟国の当初出資以外の出資の払込みとして協合が受領した通貨及びその通貨から元本、利子又は他の手数料として生じた通貨の使用可能性は、当該出資が承認される条件に従つて規律される。

(c) 出資以外の補足資金として協合が受領した通貨及びその通貨から元本、利子又は他の手数料として生じた通貨の使用可能性は、当該通貨が受領された他のすべての通貨は、協合が自由に使用し及び交換することができ、使用され又は交換される通貨の属する加盟国による制限に服さない。

(d) 協合が受領した他のすべての通貨は、協合が自由に使用し及び交換することができ、使用され又は交換される通貨の属する加盟国による制限に服さない。

(e) 協合は、第二条第二項(d)の規定に基づき附表A第一部に掲げる加盟国により払い込まれた出資分が相当な期間を通じて協合によりほぼ比例的に使用されることを確保するため、適当な措置を執るものとする。ただし、金又は出資加盟国の通貨以外の通貨により払い込まれた出資分は、一層すみやかに使用することが出来る。

(f) 協合は、第二条第二項(d)の規定に基づき附表A第一部に掲げる加盟国により払い込まれた出資分が相当な期間を通じて協合によりほぼ比例的に使用されることを確保するため、適当な措置を執るものとする。ただし、金又は出資加盟国の通貨以外の通貨により払い込まれた出資分は、一層すみやかに使用することが出来る。

(g) 協合は、第二条第二項(d)の規定に基づき附表A第一部に掲げる加盟国により払い込まれた出資分が相当な期間を通じて協合によりほぼ比例的に使用されることを確保するため、適当な措置を執るものとする。ただし、金又は出資加盟国の通貨以外の通貨により払い込まれた出資分は、一層すみやかに使用することが出来る。

(h) 協合は、第二条第二項(d)の規定に基づき附表A第一部に掲げる加盟国により払い込まれた出資分が相当な期間を通じて協合によりほぼ比例的に使用されることを確保するため、適当な措置を執るものとする。ただし、金又は出資加盟国の通貨以外の通貨により払い込まれた出資分は、一層すみやかに使用することが出来る。

(i) 協合は、第二条第二項(d)の規定に基づき附表A第一部に掲げる加盟国により払い込まれた出資分が相当な期間を通じて協合によりほぼ比例的に使用されることを確保するため、適当な措置を執るものとする。ただし、金又は出資加盟国の通貨以外の通貨により払い込まれた出資分は、一層すみやかに使用することが出来る。

第二項 保有通貨の価値の維持

(a) 加盟国の通貨の価値が引き下げられた場合又は加盟国の通貨の外国為替相場がその加盟国の領域内で著しく低落したと協合が認めた場合には、その加盟国は、その加盟国が第二条第二項(d)の規定に基づいて協合に払い込んだ通貨及び(a)の規定に基づいて提供された通貨(当該通貨が第二条第二項(e)の規定に従つて手形により保有されているかどうかを問わない)の額の出資の時ににおける価値を維持するに足る自由通貨の追加額を相当の期間内に協合に支払うものとする。ただし、この規定は、当該通貨がすでに支出されていないか又は他の加盟国の通貨に交換されていない限り及びその限度において、適用する。

(b) 加盟国の通貨の価値が引き上げられた場合又は加盟国の通貨の外国為替相場がその加盟国の領域内で著しく上昇したと協合が認めた場合には、協合は、(a)の規定が適用される通貨の額の価値の増加額に等しいその国の通貨の額を相当の期間内にその加盟国に返還するものとする。

(c) (a)及び(b)の規定は、国際通貨基金が協会の全加盟国の通貨の価値の一律の比例による変更を行なつたときは、協合がその適用を免除することが出来る。

(d) (a)の規定に基づいて通貨の価値を維持するために提供された額は、当該通貨と同一の限度に

において交換し、及び使用することが出来るものとする。

第五条 業務

第一項 資金の使用及び融資の条件
(a) 協会は、世界の低開発地域で協会の加盟国に含まれるものにおける開発を促進するため、融資を行なう。

(b) 協合が行なう融資は、関係地域の必要に照らして開発上の優先度が高いと協合が認める目的のために行なわれるものとし、かつ、特別の場合を除くほか、特定の事業計画のために行なわれるものとする。

(c) 協合は、融資が受入人にとつて合理的な条件で民間資金から調達されることが可能であるか又は銀行が行なう種類の貸付けによつて供給されることが可能であると認めるときは、融資を行なつてはならない。

(d) 協合は、権限のある委員会が申請について慎重に調査した後行なり勧告による場合を除くほか、融資を行なつてはならない。委員会は、協合によつて任命されるものとし、かつ、同委員会には、考慮の対象となる事業計画が領域内で実現される加盟国を代表する総務が指名する者一人及び協会の技術職員のうち一人以上の者を含むものとする。同委員会には総務の指名する者を含むという要件は、公の国際機関又は地域的機関に対して融資を行なう場合には、適用しない。

(e) 協合は、事業計画が領域内で実現される加盟国が融資に反対するときは、当該事業計画のために融資を行なつてはならない。ただし、協合は、公の国際機関又は地域的機関に対して融資を行なう場合には、個々の加盟国が反対しないことを確認することを要しない。

(f) 協合は、協合が融資した資金が特定の一又は二以上の加盟国の領域内で消費されなければならないという条件を課してはならない。この規定は、協合がこの協定の諸規定に従つて課される資金の使用に関する制限(協合と供給国との間の合意に従つて補足資金に課される制限を含む)に従うことを妨げるものではない。

(g) 協合は、融資した資金が、節約、能率及び競争的な国際貿易の点を適当に留意した上、政治的その他の経済外の影響又は考慮を顧慮することなく、その融資が行なわれた目的のためにのみ使用されることを確保するための措置を執るものとする。

(h) 融資業務に基づいて供給される資金は、事業計画に関連して実際に生じた費用に充てるためにのみ、受入人に対して提供されるものとする。

第二項 融資の形式及び条件

(a) 協合が行なう融資は、貸付けの形式をとる。もつとも、協合は、次のいずれかの資金から他

の融資を行なうことができる。

(i) 第三条第一項の規定に従つて出資された資金及びその資金から元本、利子又は他の手数料として生じた資金。ただし、当該出資の承認によりこのような融資が明らかに定められていない場合に限り。

(ii) 特別の場合には、協会に供給された補足資金及びその資金から元本、利子又は他の手数料として生じた資金。ただし、当該資金が供給された取極によりこのような融資が明らかに承認されている場合に限り。

(b) (a)の規定に従うことを条件として、協会は、関係地域の経済の状況及び見通し並びに事業計画の性質及び需要を考慮して、協会が適当と認める形式及び条件で融資を行なうことができる。

(c) 協会は、加盟国、加盟国に含まれる領域の政府、それらの政治的下部機構、加盟国の領域内の公私の団体又は公の国際機関若しくは地域の機関に融資を行なうことができる。

(d) 協会は、加盟国以外の団体に貸付けを行なうときは、その数量により、政府又はその他の適当な保証を要求することができる。

(e) 協会は、特別の場合において、現地の費用のために外国為替を提供することができる。

第三項 融資条件の修正
協会は、関係加盟国の財政及び

経済の状況及び見通しを含む関係のあるすべての状況に照らして適当と認める場合及びその限度において、かつ、自己が決定する条件に従い、協会の融資が行なわれた条件の緩和その他の修正に同意することができる。

第四項 開発援助を提供する他の国際機関及び加盟国との協力
協会は、世界の低開発地域に対し資金上及び技術上の援助を提供する公の国際機関及び加盟国と協力するものとする。

第五項 雑業務

この協定中に別に明記する業務のほか、協会は、次のことを行なうことができる。

(i) 借入れが表示されている通貨が属する加盟国の同意を得て資金を借り入れること。

(ii) 協会が投資した証券の売却を容易にするためその証券を保証すること。

(iii) 協会が発行し若しくは保証した証券又は協会が投資した証券を売買すること。

(iv) 特別の場合には、この協定の規定に矛盾しない目的のために他の資金源から行なわれる貸付けを保証すること。

(v) いずれかの加盟国の要請に基づいて技術援助及び助言を与えること。

(vi) 協会の目的を促進するため必要な又は望ましい他の権限

で、協会の業務に附随するものを行使すること。

第六項 政治活動の禁止

協会及びその役員は、加盟国の政治問題に干渉してはならず、また、決定をするに当たっては、関係加盟国の政治的性質によつて影響されてはならない。その決定は、経済上の考慮のみに基づくことが適切であり、これらの経済上の考慮は、この協定に掲げる目的を達成するため、公平に比較衡量を加えられるものとする。

第六條 組織及び運営

第一項 協会の機構

協会は、総務会、理事会、総裁並びに協会が定める任務を遂行するためのその他の役員及び職員を置く。

第二項 総務会

(a) 協会のすべての権限は、総務会に属する。

(b) 銀行の加盟国で協会の加盟国でもあるものによつて任命された銀行の総裁及び総務代理は、職権上それぞれ協会の総務及び総務代理となる。総務代理は、総務が不在である場合を除くほか、投票を行なうことができる。

銀行の総務会の議長は、その職権上協会の総務会の議長となる。ただし、銀行の総務会の議長が協会の加盟国でない国を代表しているときは、総務会は、総務のうちの一人を総務会の議長に選定する。総務又は総務代理は、自己を任命した加盟国が協会の加盟国でなくなつたときは、退任するものとする。

(c) 総務会は、次の権限を除くほか、その権限を行使することができる。

(i) 新加盟国の加盟を承認し、及びその加盟の条件を決定する権限

(ii) 追加出資を承認し、及びこれに關する条件を決定する権限

(iii) 加盟国の資格停止を行なう権限

(iv) 理事会が行なつたこの協定の解釈に關する異議の申立てについて決定をする権限

(v) 第七項の規定に従つて他の国際機関と協力するための取極(暫定的及び事務的性質の非公式取極を除く)を行なう権限

(vi) 協会の業務を永久的に停止すること及びその資産を分配することを決定する権限

(vii) 第十二項の規定に従つて協会の純益の分配を決定する権限

(viii) この協定の改正を承認する権限

(d) 総務会は、年次会合のほか、総務会が定め、又は理事会が招集する会合を行なう。

(e) 総務会の年次会合は、銀行の総務会の年次会合とともに行なう。

(f) 総務会のすべての会合の定数は、総務の過半数であつてその行使する投票権数が総投票権数の三分の二以上であるものとする。

(g) 協会は、規則を設けることにより、理事会が総務会の会合を招集することなしに特定の問題に關して総務の表決をとる手続を定めることができる。

(h) 総務会及び、権限を与えられた範囲内で、理事会は、協会の業務を運営するため必要な又は適当な規則を採択することができる。

(i) 総務及び総務代理は、その資格においては、協会から報酬を受けないものとする。

第三項 投票

(a) 各原加盟国は、その当初出資については、五〇〇票にその当初出資の額五、〇〇〇ドルごとに一票を加えた票数を有する。原加盟国の当初出資以外の出資には、総務会が第二條第一項(b)又は第三條第一項(b)及び(c)の規定に従つて定める投票権を伴う。第二條第一項(b)による出資及び第三條第一項による追加出資以外の資金追加には、投票権を伴わない。

(b) 別段の規定がある場合を除くほか、協会が決定すべき事項は、投票の過半数によつて決定する。

第四項 理事会
(a) 理事会は、協会の一般的業務を運営する責任を有し、このため、この協定によつて付与さ

れ、又は総務会から委任されたすべての権限を行使する。

(b) 協会の理事会は、(i)銀行の加盟国で協会の加盟国でもあるものによつて任命された銀行の各理事及び(ii)銀行の加盟国で協会の加盟国でもあるものの少なくとも一國の票数が算入されて選任された銀行の各理事が職權上構成する。銀行の各理事の代理は、職權上協会の理事代理となる。理事は、自己を任命した加盟国又は自己の選任のために算入された票を授じたすべての加盟国が協会の加盟国でなくなつたときは、退任するものとす

(c) 銀行の任命理事たる協会の各理事は、各自を任命した加盟国が協会において投票する権利がある票数を投票することができ、銀行の選任理事たる協会の各理事は、銀行におけるその選任のために算入された票を投じた協会の加盟国が協会において投票する権利がある票数を投票することができる。理事が投票することができ、全票数は、単一のものとして投票されるものとする。

(d) 理事代理は、自己を任命した理事が不在のときは、代行する完全な権限を有する。理事が出席しているときは、その代理は、会合に参加することはできないが、投票することはできない。

(e) 理事会のすべての会合の定足数は、理事の過半数であつてそ

の行使する投票権数が総投票権数の二分の一以上であるものとする。

(f) 理事会は、協会の業務の必要に応じて随時会合する。

(g) 総務会は、銀行の理事を任命

する權利を有しない協會の加盟國が、当該加盟國の行なつた要請又は当該加盟國に特に影響がある事項について審議が行なわれている間、協會の理事会の会合に出席する代表者一人を送ることができるとを定めた規則を採択するものとする。

第五項 総裁及び職員

(2) 銀行の総裁は、職務上協会の総裁となる。総裁は、協会の理事会の議長となるが、可否同数の場合の決定投票を除くほか、投票権を有しない。同議長は、総務会の会合に参加することはできないが、その会合で投票することはできない。

(b) 総裁は、協会の業務職員の長とする。総裁は、理事会の指示の下に、協会の通常の業務を行ない、かつ、理事会の一般的管理の下に、役員及び職員組織及び任免の責任を負う。銀行の役員及び職員は、実行可能な限り、協会の役員及び職員として併任されるものとする。

(c) 協会の総裁、役員及び職員は、その職務の執行に当たつて、協会に対してのみ責任を負い、その他の当局に対しては責任を負わない。協会の各加盟国は、この責任の国際的性質を尊重し、これらの者の職務の執行

に影響を及ぼすすべての企図を
慎まなければならない。

(d) 役員及び職員を任命するに当たつては、最高水準の能率及び技術的能力を確保することが最も重要であるが、総裁は、役員及び職員をできる限り広範な地理的基礎に基づいて採用することの重要性についても、十分な考慮を払わなければならない。

第六項 銀行との関係

(a) 協会は、銀行と別個のかつ独立の存在であり、協会の資金は、銀行の資金と別個にかつ分離して保管する。協会は、銀行との間で貸借を行なつてはならない。ただし、この規定は、協会がその融資活動に必要としないう資金を銀行の債務証書に投資することを妨げるものではない。

(b) 協会は、銀行との間に、施設、人員及び役務に関する取極並びに当該一方の機関が他方の機関のため初めに支出した事務的な費用の償還のための取極を行なうことができる。

(c) この協定は、銀行の行為若しくは義務に対して協会に責任を負わせ、又は協会の行為若しくは義務に対して銀行に責任を負わせるものではない。

第七項 他の国際機関との関係
協会は、国際連合と公式の取極を行なうものとし、また、関係分野において専門的責任を有する他の公の国際機関と公式の取極を行なうことができる。

第八項 事務所の所在地

銀行の主たる事務所を協会の主たる事務所とする。協会は、いかなる加盟国の領域内にも他の事務所を設けることができる。

第九項 寄託所

各加盟国は、協会が保有する当該加盟国の通貨その他の資産の寄託所として自国の中央銀行を指定するものとし、中央銀行がないときは、協会が受託することができ、協会の機関をこの目的のため指定するものとする。別段の指定がない限り、銀行のために指定された寄託所を協会の寄託所とする。

第十項 連絡経路

各加盟国は、協会がこの協定に基づいて生ずる事項に関して連絡することが出来る適當な当局を指定する。別段の指定がない限り、銀行のために指定された連絡経路を協会の連絡経路とする。

第十一項 報告の公表及び情報の提

(a) 協会は、監査済みの計算書を含む年次報告を公表し、並びにその財務状況の概要書及び業務の結果を示す損益計算書を、適当な期間を置いて、加盟国に送付するものとする。

(b) 協会は、その目的を達成するため望ましいと認めるその他の報告を公表することができる。

(c) この項の規定に基づいて作成されるすべての報告、文書及び刊行物の写は、加盟国に配布するものとする。

第十二項 純益の処分

総務会は、準備金及び偶発債務のための控除を考慮した後、協会の純益の処分について随時決定をするものとする。

第七条

第一項 加盟国の脱退

加盟国は、協会に対する通告書を協会の主たる事務所に送付することにより、いつでも協会から脱退することができる。脱退は、通告書が受領された日に効力を生ずる。

第二項 資格停止

(a) 加盟国が協会に対するいづれかの義務を履行しなかつたときは、協会は、総務の過半数であつてその行使する投票権数が総投票権数の過半数であるものによる決定をもつて、当該加盟国としての資格を停止することができ、その資格を停止すること

とある。この「とある」は、

(b) 加盟国は、資格停止中は、脱
加盟国は、同様の法定数によつて当該加盟国の資格を回復する
決定が行なわれた場合を除くほか、その資格停止の日から一年
で自動的に加盟国でなくなる。

退する権利を

第三項 銀行の加盟国としての資格の停止又は喪失

銀行の加盟国としての資格を停止された加盟国又は銀行の加盟国でなくなつた加盟国は、それぞ

昭和三十三年七月十五日 衆議院會議録第四十二号(その二) 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求
めるの件(外四件) 六八〇

れ、自動的に、協会の加盟国としての資格を停止され、又は協会の加盟国でなくなる。

第四項 加盟国でなくなった政府の権利及び義務

(a) いずれかの政府が加盟国でなくなったときは、その政府は、この項及び第十条(c)に定める権利を除くほか、この協定に基づかない権利を有しない。もつとも、当該政府は、この項に別段の定めがある場合を除き、当該政府が加盟国、借入人、保証人その他として協会对して引き受けたすべての財政的義務を引き続き負うものとする。

(b) いずれかの政府が加盟国でなくなったときは、協会及び当該政府は、勘定の決済を行なう。この勘定の決済の一部として、協会及び当該政府は、その出資に關して当該政府に支払うべき額並びにその時期及び支払通貨について合意することができ。この条の適用上、「出資」とは、加盟国政府に關して使用されるときは、当該政府の当初出資及び追加出資を含むものとする。

(c) 当該政府が加盟国でなくなった日から六箇月以内に又は協会及び当該政府が合意する他の時期までに前記の合意に達しなかつた場合は、次の規定を適用する。

(i) 当該政府は、自己の出資のために協会对してさらに責任を負うことを免除される。

ただし、当該政府は、協会对して、当該政府が加盟国でなくなった日に支払期限が到来したが支払わなかつた額で、協会がその融資業務において当該日現在の約定を履行するため必要と認めるものを直ちに支払うものとする。

(ii) 協会は、当該政府に対し、当該政府がその出資のために払い込んだか又は当該出資から元本の返済として生じた資金で、当該政府が加盟国でなくなった日に協会が保有しているものを返還するものとする。ただし、協会がその融資業務に基づく当該日現在の約定を履行するため必要とする認め限度までは、この限りでない。

(iii) 協会は、当該政府が加盟国でなくなった日の後、当該日の前に約定された貸付け(特別の清算権について定める取極により協会に供給された補足資金から行なわれた貸付けを除く)について協会が受領するすべての元本の返済を、比例的に配分して当該加盟国に支払うものとする。ただし、この配分額は、当該貸付けの元本総額を、当該政府がその出資のために払い込んだ総額のうち(ii)の規定に基づいて当該政府に返還されていらないものの、すべての加盟国が各自の出資のために払い込んだ総額のうち使用されたもの又は当該加盟国が加盟国でなくなった

た日現在の協会の融資業務に基づく約定を履行するため必要とする協会が認めたものに対する割合で配分したものとす。協会によるこの支払は、当該元本の返済を協会が受領すること、分割払で行なうものとするが、一年以上の間隔をおくものとする。この分割払は、協会が受領した通貨で支払うものとする。ただし、協会は、自己の裁量により、関係政府の通貨で支払うことができる。

(iv) 当該政府に対してその出資のために支払うべき金額は、当該政府、当該加盟国に含まれる領域の政府若しくは政治的下部機構又は前記のものはいずれかの機関が借入人又は保証人として協会对して債務を負っている限り、支払わないことができる。この金額は、それが満期になつたときに、協会の選択により、前記の債務のいずれに対しても適用することができる。

(v) いかなる場合にも、当該政府は、(c)の規定に基づいて、合計額において、(a)当該政府がその出資のために支払つた額又は(b)当該政府が加盟国でなくなった日現在の協会の帳簿上の純資産に当該政府の出資額に對する比率を乗じた額のいずれか少ない方をこえる額を受領することができる。

(vi) この協定に基づいて必要とされるすべての計算は、協会が合理的に決定する方法で行なう。

(d) いかなる場合にも、この項の規定に基づいていづれかの政府に支払うべき金額は、当該政府が加盟国でなくなった日の後六箇月以内は支払われない。ある国の政府が加盟国でなくなった日から六箇月以内に、協会が第五項の規定に基づいてその業務を停止したときは、当該政府のすべての権利は、同項の規定に基づいて決定されるものとし、かつ、当該政府は、同項の適用上、投票権を有しないことを除くほか、協会の加盟国とみなされる。

第五項 業務停止及び債務の決済
(a) 協会は、総務の過半数であつてその行使する投票権数が総務の過半数であるものによる投票をもつて、その業務を永久的に停止することができる。業務停止の後、協会は、その資産の秩序ある換価、保全及び管理のための活動並びにその債務の決済のための活動を除くほか、すべての活動を停止する。協会は、その債務を最終的に決済し及びその資産を分配するまでは、協会は、存続し、かつ、この協定に基づく協会と加盟国との間の相互のすべての権利及び義務は、害されることがなく継続する。ただし、その間は、加盟国は、加盟国としての資格を停止されず、又は協会から脱退し

てはならず、また、この項に定める場合を除くほか、加盟国に對する分配は、行なわれない。

(b) 出資を行なつたことを理由とする加盟国に對する分配は、債権者に對するすべての債務が履行され又は手当されるまで、及び総務会が総務の過半数であつてその行使する投票権数が総務の過半数であるものによる投票をもつてその分配を決定するまで行なわれない。

(c) 前記の規定に従うこと及び協会对する補足資金の供給に關して合意された同資金の処分についての特別取極に従うことを条件として、協会は、加盟国が出資のために払い込んだ額の割合に比例して、協会の資産を加盟国に分配する。(c)の前記の規定による分配を行なうに当たつては、いづれかの加盟国について、その加盟国に對する協会のすべての請求権のうちの未済部分は、あらかじめ決済されていなければならぬ。この分配は、協会が公正かつ公平と認める時期及び通貨により、その公正かつ公平と認めるところに従い、現金又は他の資産で行なう。各加盟国に對する分配は、分配される資産の種類又はその資産を表示する通貨において同一であることを要しない。

(d) この項の規定又は第四項に従つて協会が分配する資産を受領する加盟国は、その資産について協会がその分配前に有していた権利と同一の権利を有する。

第八条 地位、免除及び特権

第一項 この条の目的

協会がその委託された職務を遂行することができるようにするため、この条に掲げる地位、免除及び特権を各加盟国の領域内において協会に対して与えるものとする。

第二項 協会の地位

協会は、完全な法人格を有し、特に、次のことを行なう能力を有する。

- (i) 契約すること。
- (ii) 動産及び不動産を取得し、及び処分すること。
- (iii) 訴えを提起すること。

第三項 訴訟手続に関する協会の地位

協会に対する訴えは、加盟国の領域内に協会が事務所を有しているか、その領域内に訴訟に関する送達若しくは告知を受けるための代理人を任命しているか又はその領域内で協会が証券の発行若しくは保証を行なっている場合に、その加盟国の領域内の管轄裁判所においてのみ提起することができ、もつとも、加盟国又はその代理人若しくは加盟国から請求権を承継した者は、訴えを提起してはならない。協会の財産及び資産は、所在地及び所持者のいかなるを問わず、協会に対する裁判の確定前は、あらゆる形式の押収、差押え又は執行を免除される。

第四項 資産に対する強制処分の免除

協会の財産及び資産は、所在地及び所持者のいかなるを問わず、行政上又は立法上の措置による搜索、徴収、没収、取用その他あらゆる形式の強制処分を免除される。

第五項 文書に関する免除

協会の文書は、不可侵とする。

第六項 資産の制限からの自由

協会のすべての財産及び資産は、この協定に定める業務を遂行するために必要な限度において及びこの協定の他の規定に従うことを条件として、いかなる性質の制限、規制、管理及びモラトリアムをも課されない。

第七項 通信に対する特権

各加盟国は、協会の公的通信に對し、他の加盟国の公的通信に對して与える待遇と同一の待遇を与えなければならない。

第八項 役員及び使用人の免除及び特権

協会の総務、理事、代理、役員及び使用人は、すべて

- (i) 公的資格で行なう行為について訴訟手続から免除される。ただし、協会がこの免除を放棄するときは、この限りでない。
- (ii) 当該加盟国の国民でないときは、加盟国が他の加盟国の同等の地位の代表者、公務員及び使用人に対して与える出入国の制限、外国人登録の義務及び国民的服役義務の免除と同一の免除並びにこれらの者に対して与える為替制限に関する便宜と同一の便宜を与えられる。
- (iii) 加盟国が他の加盟国の同等の地位の代表者、公務員及び使用

人に対して与える旅行上の便宜に関する待遇と同一の待遇を与えられる。

第九項 課税の免除

(a) 協会、その資産、財産及び収入並びにこの協定によつて権限を与えられたその業務及び取引は、すべての内国税及び関税を免除される。協会は、また、いかなる租税についてもその徴収又は納付の責任を免除される。

(b) 協会がその理事、代理、役員又は使用人に支払う給料その他の給与に對し又はこれらに關しては、これらの者が当該加盟国の市民、臣民又は国民でないときは、いかなる租税をも課してはならない。

(c) 協会が発行する債務証券又は証券（これらに基づく配当又は利子を含む。）に對しては、所持者のいかなるを問わず、次のいかなる種類の租税をも課してはならない。

- (i) 協会が発行したことを理由として債務証券又は証券に對して不利な差別を設ける租税
- (ii) 債務証券若しくは証券が発行され、支払われ、若しくは支払われるべき場所若しくは通貨又は協会が維持する事務所若しくは業務所の所在地を唯一の課税上の基準とする租税

(d) 協会が保証する債務証券又は証券（これらに基づく配当又は利子を含む。）に對しては、所持者のいかなるを問わず、次のいかなる種類の租税をも課してはならない。

- (i) 協会が保証したことを理由として債務証券又は証券に對して不利な差別を設ける租税
- (ii) 債務証券若しくは証券が発行され、支払われ、若しくは支払われるべき場所若しくは通貨又は協会が維持する事務所若しくは業務所の所在地を唯一の課税上の基準とする租税

(b) (a)の規定にかかわらず、次の事項を変更する改正の場合には、すべての加盟国の受諾を必要とする。

者のいかなるを問わず、次のいかなる種類の租税をも課してはならない。

- (i) 協会が保証したことを理由として債務証券又は証券に對して不利な差別を設ける租税
- (ii) 協会が維持する事務所又は業務所の所在地を唯一の課税上の基準とする租税

第十条 この条の規定の適用

各加盟国は、この条に掲げる原則を自国の法律において実施するため、自国領域内で必要な措置を執り、かつ、その執つた措置の詳細を協会に通報するものとする。

第九条 改正

(a) この協定を変更しようとする提案は、加盟国、総務又は理事会のいずれかから提議されたものであつても、総務会の議長に送付され、同議長は、その提案を総務会に提出する。改正案を総務会が承認したときは、協会は、すべての加盟国に對し、改正案を受諾するかどうかを同文の書簡又は電報で照会する。加盟国の五分の三で総投票権数の五分の四を有するものが改正案を受諾したときは、協会は、すべての加盟国に對してその事実を通報し、その事実を確認する。

(b) (a)の規定にかかわらず、次の事項を変更する改正の場合には、すべての加盟国の受諾を必要とする。

(c) 協会は、公式の通報の日の後三箇月ですべての加盟国について効力を生ずる。ただし、同文の書簡又は電報中にこれよりも短い期間を定める場合は、この限りでない。

(i) 第七條第一項に定める協会から脱退する権利

(ii) 第三條第一項(c)の規定によつて確保される権利

(iii) 第二條第三項に定める責任の限度

(c) 改正は、公式の通報の日の後三箇月ですべての加盟国について効力を生ずる。ただし、同文の書簡又は電報中にこれよりも短い期間を定める場合は、この限りでない。

第十条 解釈及び仲裁

(a) この協定の規定の解釈について加盟国と協会との間又は加盟国相互の間に生ずる疑義は、理事会に決定するため提出する。その疑義が銀行の理事を任命する権利を有しない加盟国に特に影響があるときは、その加盟国は、第六條第四項(c)の規定に従つて代表者を出す権利を有する。

(b) 理事会が(a)の規定に基づいて決定を与えた場合には、いずれの加盟国も、その疑義を総務会に付託することを要求することができない。総務会の決定は、最終的のものとする。総務会への付託の結果が判明するまでの間、協会は、必要と認める限り、理事会の決定に基づいて行動することができる。

(c) 協会と加盟国でなくなつた国との間又は協会の永久的業務停止中において協会と加盟国との間に意見の相違が生じたときは、この意見の相違は、三人の仲裁人による仲裁に付託する。仲裁

昭和三十五年七月十五日 衆議院會議録第四十一号(その二) 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求

六八二

人の一人は協会が、他の一人は当該国が任命し、審判すべき一人は、当事者が別に合意しない限り、国際司法裁判所長又は協会が採択する規則で定める他の当局が任命する。審判すべき人は、すべての手続問題に関して当事者の意見が相違する場合に、その問題を解決するすべての権限を有する。

第十一条 最終規定

第二項 効力発生

この協定は、出資額が附表Aに掲げる出資総額の六十五パーセント以上に達する政府のために署名され、かつ、第二項(a)に掲げる文書がこれらの政府のために寄託された時に、効力を生ずる。ただし、いかなる場合にも、千九百六十年九月十五日前に効力を生ずることはない。

第二項 署名

(a) この協定の各署名政府は、その国内法に従つてこの協定を受諾したと及びこの協定に基づいてすべての義務を履行するため必要なすべての措置をとつたことを述べた文書を銀行に寄託するものとする。

(b) 各政府は、(a)に掲げる文書を寄託した日から協会の加盟国となる。ただし、いかなる政府も、この協定が第一項に基づいて効力を生ずる前に加盟国となることはない。

(c) この協定は、千九百六十年十二月三十一日の終業時まで、銀行の主たる事務所において、附

表Aに掲げる国の政府による署名のために開放しておく。ただし、この協定がその日までに効力を生じなかつたときは、銀行の理事会は、この協定を署名のために開放しておく期間を、六箇月をこえない期間だけ、延長することができる。

(d) この協定は、それが効力を生じた後も、第二項第一項(b)の規定に従つて加盟を承認される国の政府による署名のために開放しておく。

第三項 地域的適用

各政府は、この協定の署名により、当該政府のために、また、当該政府が協会に対する書面による通告によつて除外するものを除くほか、当該政府が国際関係について責任を負うすべての領域についても、この協定を受諾する。

第四項 協会の発足

(a) 総裁は、この協定が第一項の規定に基づいて効力を生じたときは、直ちに理事会の会合を招集する。

(b) 協会は、前記の会合が開会される日に、業務を開始する。

(c) 総務会の第一回会合が開会されるまでの間、理事会は、この協定に基づいて総務会に留保されている権限を除くほか、総務会のすべての権限を行使することができる。

第五項 登録

銀行は、国際連合憲章第百二条の規定及び同条の規定に基づく規則で総会が採択したものに従い、

この協定を国際連合事務局に登録する権限を有する。

本書一通をワシントンで作成した。本書は、国際復興開発銀行の記録に寄託しておく。国際復興開発銀行は、この協定の寄託機関となること、この協定を国際連合事務局に登録すること及びこの協定が第一項第一項の規定に基づいて効力を生ずる日を附表Aに掲げるすべての政府に通告することに同意した旨を次の署名により明示した。

附表A 当初出資の額

(百万合衆国ドル) (注)

第一部	オーストラリア	二〇・一八
	オーストリア	五・〇四
	ベルギー	二二・七〇
	カナダ	三七・八三
	デンマーク	八・七四
	フィンランド	三・八三
	フランス	五二・九六
	ドイツ	五二・九六
	イタリヤ	一八・一六
	日本国	三三・五九
	ルクセンブルグ	一・〇一
	オランダ	二七・七四
	ノールウェー	六・七二
	スウェーデン	一〇・〇九
	南アフリカ連邦	一〇・〇九
	連合王国	一三一・一四
	合衆国	三三〇・二九
		七六三・〇七
第二部	アフガニスタン	一・〇一
	アルゼンチン	一八・八三
	ボリビア	一・〇六
	ブラジル	一八・八三

ビルマ 二・〇二
セイロン 三・〇三
チリ 三・五三
中華民国 三・〇二
コロンビア 三・五三
コスタリカ 四・〇二
キューバ 四・七一
ドミニカ共和国 〇・四〇
エクアドル 〇・六五
エルサルヴァドル 〇・三〇
エチオピア 〇・五〇
ガイアナ 二・三六
ギリシャ 二・五二
グアテマラ 〇・四〇
ハイチ 〇・七六
ホンデュラス 〇・三〇
アイスランド 〇・一〇
インド 四・三五
インドネシア 一・一〇
イラン 四・五四
イラク 〇・七六
アイルランド 〇・三〇
イスラエル 一・六八
ジョルダン 〇・三〇
大韓民国 一・二六
レバノン 〇・四五
リビア 一・〇一
マラヤ 二・五二
メキシコ 八・七四
モロッコ 三・五三
ニカラガ 〇・三〇
パキスタン 一〇・〇九
パナマ 〇・〇二
パラグアイ 〇・三〇
ペルー 一・七七
フィリピン 五・〇四
サウディ・アラビア 三・七〇
スペイン 一〇・〇九
スーダン 一・〇一
タイ 三・〇三
チュニジア 一・五一
トルコ 五・八〇

アラブ連合 六・〇三
ウルグアイ 一・〇六
ヴェネズエラ 七・〇六
ザイェトナム 一・五一
ユーゴスラヴィア 四・〇四
合計 二二六・九三
一・〇〇〇・〇〇

(注) 千九百六十年一月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルによる。

日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の通商に関する条約の締結について承認を求めるの件

右

昭和三十五年三月一日

内閣総理大臣 岸 信介

日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の通商に関する条約の締結について承認を求めるの件

日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の通商に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の通商関係の発展を促進するため、昭和三十四年十二月十五日に東京で、日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の通商に関する条約に署名調印した。よつて、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の通商に関する条約

日本国及びチェコスロヴァキア共和国は、
兩國間の通商関係の発展を促進することを希望し、

千九百五十七年二月十三日に署名された日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の国交回復に関する議定書第五条に定める通商に関する条約を締結することに決定し、そのため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国
日本国外務省 山田 久就
務次官

チェコスロヴァキア共和国
日本国駐在
チェコスロ
ヴァキア共和
国特命全權大
使

ドクトル ラディスラ
フ・シモヴィツチ

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条

締結国は、それぞれの法令の範囲内において、かつ、最惠国待遇の一般原則に基づいて、締結国間の相互に有利な貿易関係を助長し、かつ、強化するためあらゆる努力を払うものとする。

第二条

各締結国は、輸入若しくは輸出について又はそれらに関連して課されるすべての種類の関税及び課徴金に關し、それらの関税及び課

徴金の賦課の方法に關し、並びに輸入又は輸出に關連するすべての規則及び手續に關するすべての事項について、他方の締結国を原産地とする産品又は他方の締結国に仕向けられる産品に最惠国待遇を与えるものとする。

2 前項の規定は、いずれか一方の締結国が与える次の利益には適用しない。
(a) 国境貿易を容易にするため隣接国に与える利益
(b) 内国漁業の産品に与える利益

第三条

1 いずれの一方の締結国の産品も、一又は二以上の第三国の領域の通過輸送の後にも、他方の締結国の領域への輸入に際しては、これらの産品が当該一方の締結国の領域から直接輸入された場合に課される関税又は課徴金より高い関税又は課徴金を課されないものとする。

2 前項の規定は、第三国の領域の通過の間に積替え、再包装及び倉庫における保管を経た産品にも適用される。

第四条

一方の締結国の領域への又はその領域からの途中にある産品（原産地のいかなるを問わない。）については、国際通過のため最も便利な経路により他方の締結国の領域を通過する自由があるものとする。

第五条

各締結国は、輸入品について又はこれに關連して課されるすべての内国税その他すべての種類の内国税徴金に關し、並びにその締結国の領域

内における輸入品の国内販売、販売のための提供、購入、輸送、分配又は使用に影響を及ぼすすべての法令及び要件に關するすべての事項について、他方の締結国の産品に対し、内国民待遇及び最惠国待遇を与えるものとする。

第六条

1 いずれの一方の締結国も、いずれかの産品の他方の締結国の領域からの輸入又は同領域への輸出に対し、同様の産品のすべての第三国の領域からの輸入又は同領域への輸出に対して同様に課していない禁止又は制限を課してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、いずれの一方の締結国も、對外財政状態及び国際收支を擁護するため輸入制限又は為替制限を課することができ。ただし、その制限が類似の事情においてすべての国に適用される場合に限る。

第七条

1 各締結国は、国家企業を設立し、若しくは維持し、又はいずれかの企業に対して排他的の若しくは特別の特権を正式に若しくは事実上与えるときは、それらの企業を、輸入又は輸出に伴う購入又は販売に際し、無差別待遇の一般原則に合致する方法で行動させることを約束する。

2 前項の規定は、それらの企業が、この条約の他の規定に受当な考慮を払った上で、前記のすべての購入又は販売を商業上考慮される事項（価格、品質、入手可能性、市場性その他購入又は販売の条件をい。）に従つてのみ行なうことを要求するものと了解される。

第八条

1 各締結国は、その領域に輸入されるか、又は一時的にその領域に持ち込まれ、かつ、その領域から持ち出される他方の締結国の商品見本及び広告資料に対する関税及び課徴金の免除について、千九百五十二年十一月七日にジュネーヴで締結された商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約又はこれを修正する条約の該当規定に定められた原則に、締結国がその条約の締結国である限り、従うものとする。

2 各締結国は、一時的にその領域に持ち込まれ、かつ、その領域から持ち出される他方の締結国の次の物品に対し、現行の国内法令に従つて、関税及び課徴金の免除について最惠国待遇を与えるものとする。
(a) 試験用及び実驗用の物品
(b) 展覧会、共進会及び見本市に出品される物品
(c) 組立工が設備の組立て及び取り付けのために用いる器具
(d) 加工され、又は修理される物品及び加工又は修理の材料となる物品
(e) 輸出され、又は輸入される商品の容器

第九条

1 チェコスロヴァキア共和国において、外国の自然人及び法人与自然の法人は、その貿易に關連する取引から生ずる紛争の解決のため、それぞれチェコスロヴァキア共和国及び日本国の領域内で裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に關し、内国民待遇を与える。

3 (1) 締結国は、一方日本国の自然人及び法人と他方チェコスロヴァキア共和国の法人との間で締結される商事契約から、又はそれらの契約に關連して生ずることのある紛争に關する仲裁判断を執行する義務を負う。ただし、仲裁による前記の紛争の解決が契約自体に、又は受当な形式で作成された別個の約定に規定されている場合に限る。
(2) 仲裁判断の執行は、次の場合に拒否することができる。
(a) 仲裁判断が、その判断がされた国の法律により確定判決としての効力を生ずるに至らない場合
(b) 仲裁判断が、その判断の執行が求められる締結国の法律によつて許されない行為を當事者に義務づける場合
(c) 仲裁判断が、その判断の執行が求められる締結国の公の秩序に反する場合

の法律により外国貿易を行なう権利を与えられるその他の独立の法人（以下「チェコスロヴァキア共和国の法人」という。）に限られる。

2 締結国の領域の間の貿易に従事する日本国の自然人及び法人並びにチェコスロヴァキア共和国の法人は、その貿易に關連する取引から生ずる紛争の解決のため、それぞれチェコスロヴァキア共和国及び日本国の領域内で裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に關し、内国民待遇を与える。

3 (1) 締結国は、一方日本国の自然人及び法人と他方チェコスロヴァキア共和国の法人との間で締結される商事契約から、又はそれらの契約に關連して生ずることのある紛争に關する仲裁判断を執行する義務を負う。ただし、仲裁による前記の紛争の解決が契約自体に、又は受当な形式で作成された別個の約定に規定されている場合に限る。
(2) 仲裁判断の執行は、次の場合に拒否することができる。
(a) 仲裁判断が、その判断がされた国の法律により確定判決としての効力を生ずるに至らない場合
(b) 仲裁判断が、その判断の執行が求められる締結国の法律によつて許されない行為を當事者に義務づける場合
(c) 仲裁判断が、その判断の執行が求められる締結国の公の秩序に反する場合

昭和三十五年七月十五日 衆議院會議録第四十二号(その二)

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件外四件

六八四

(d) 仲裁判断が不利に援用される当事者が、防禦することができるときに仲裁手続について通告を受けなかつた場合又はその当事者が、無能力者であつて正当に代理されていなかった場合

(3) 仲裁判断は、その判断の執行が求められる締約国の法律に従つて執行されるものとする。

第十条

1 いずれの一方の締約国の商船も、他方の締約国の商船及び第三国の商船と同様の限度において、かつ、同様の条件で、外国との通商及び航海のために開放されている当該他方の締約国のすべての港、場所及び水域に出入する権利を有するものとする。これらの船舶は、当該他方の締約国の港、場所及び水域において、海運及び航海に關するすべての事項に關して内国民待遇及び最惠國待遇を享受される。

2 前項の規定に、沿岸貿易には適用されないものとする。ただし、いずれか一方の締約国の商船が、他方の締約国の法令に従つて、外国から輸送する旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を陸揚げし、又は外国向けの旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を積載するため、当該他方の締約国の一の港から他の港へ航行することは、前記の沿岸貿易とはみなされないものとする。

第十一条

各締約国の政府は、他方の締約国の政府がこの条約の運用に影響を及ぼす問題に關して行なう申入れに對して好意的考慮を払わなければならない。また、協議のため適當な機会を他方の締約国の政府に与えなければならない。

第十二条

前諸条のいかなる規定も、いずれか一方の締約国がその重大な安全上の利益の保護を目的とするいかなる措置をも執ることを妨げるものと解してはならない。

第十三条

この条約のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が關税及び貿易に關する一般協定又はこれを修正し、若しくは補足する多数國間協定の締約国として有するか又は有することがある権利及び義務については、兩締約国が当該協定の締約国である限り、影響を及ぼすものではない。

第十四条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにブラザーグで交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日に効力を生じ、五年の期間効力を有し、その後は、この条に定めるところにより終了するまで効力を存続する。

3 いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し六箇月前に文書による予告を与えることによつて、最初の五年の期間の終りに、又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。

以上の証拠として、各全權委員は、この条約に署名調印した。

千九百五十九年十二月十五日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

山田 久就

チエッコスロヴァキア共和国のために

ラディスラフ・シモヴィツ

南極条約の締結について承認を求めるの件

右

昭和三十五年三月二十八日

内閣総理大臣 岸 信介

南極条約の締結について承認を求めるの件

南極条約の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、昭和三十四年十二月一日にワシントンにおいて南極条約に署名した。この条約は、南極地域の平和的利用並びに同地域における科学的調査の自由及びそのための国際協力を目的として、国際地球観測年の活動の一環としての南極観測に参加したわが国を含む十二箇國の間で作成されたもので、わが国がこの条約の当事國となり、その目的の実現のために協力することは、きわめて有意義と考へる。よつて、この条約を

締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

南極条約

アルゼンティン、オーストラリア、ベルギー、チリ、フランス共和国、日本国、ニュー・ジブラルドル、ノルウェー、南アフリカ連邦、ソヴィエト社会主義共和国連邦、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王國及びアメリカ合衆國の政府は、

南極地域がもつばら平和的目的のため恒久的に利用され、かつ、国際的不和の舞台又は対象とならないことが、全人類の利益であることを認め、

南極地域における科学的調査についての国際協力が、科学的知識に對してもたらした実質的な貢獻を確信し、

国際地球観測年の間に実現された南極地域における科学的調査の自由を基礎とする協力を継続し、かつ、發展させるための確固たる基礎を確立することが、科学上の利益及び全人類の進歩に沿ふものであることを確信し、

また、南極地域を平和的目的のみに利用すること及び南極地域における國際間の調和を継続することを確保する条約が、國際連合憲章に掲げられた目的及び原則を助長するものであることを確信して、次のとおり協定した。

第一条

1 南極地域は、平和的目的のみに利用する。軍事基地及び防備施設

の設置、軍事演習の実施並びにあらゆる型の兵器の実験のような軍事的性質の措置は、特に、禁止する。

2 この条約は、科学的研究のため又はその他の平和的目的のために、軍の要員又は備品を使用することを妨げるものではない。

第二条

國際地球観測年の間に実現された南極地域における科学的調査の自由及びそのための協力は、この条約の規定に従うことを条件として、継続するものとする。

第三条

1 締約國は、第二条に定めるところにより南極地域における科学的調査についての國際協力を促進するため、実行可能な最大限度において、次のことに同意する。

(a) 南極地域における科学的計画の最も経済的なかつ能率的な実施を可能にするため、その計画に關する情報を交換すること。

(b) 南極地域において探検隊及び基地の間で科学要員を交換すること。

(c) 南極地域から得られた科学的観測及びその結果を交換し、及び自由に利用することができるようにすること。

2 この条の規定を実施するに当たり、南極地域に科学的又は技術的な関心を有する國際連合の専門機關及びその他の國際機關との協力的活動の關係を設定することを、あらゆる方法で奨励する。

第四条

1 この条約のいかなる規定も、次

のことを意味するものと解してはならない。

(a) いずれかの締約国が、かつて主張したことがある南極地域における領土主権又は領土についての請求権を放棄すること。

(b) いずれかの締約国が、南極地域におけるその活動若しくはその国民の活動の結果又はその他の理由により有する南極地域における領土についての請求権の基礎の全部又は一部を放棄すること。

(c) 他の国の南極地域における領土主権、領土についての請求権又はその請求権の基礎を承認し、又は否認することについていづれかの締約国の地位を害すること。

2 この条約の有効期間中に行なわれた行為又は活動は、南極地域における領土についての請求権を主張し、支持し、若しくは否認するための基礎をなし、又は南極地域における主権を設定するものではない。南極地域における領土についての新たな請求権又は既存の請求権の拡大は、この条約の有効期間中は、主張してはならない。

第五条

1 南極地域におけるすべての核の爆発及び放射性廃棄物の同地域における処分は、禁止する。

2 核の爆発及び放射性廃棄物の処分を含む核エネルギーの利用に関する国際協定が、第九条に定める会合に代表者を参加させる権利を有するすべての締約国を当事国として締結される場合には、その協

定に基づいて定められる規則は、南極地域に適用する。

第六条

この条約の規定は、南緯六十度以南の地域（すべての氷だを含む）に適用する。ただし、この条約のいかなる規定も、同地域内の公海に関する国際法に基づくいづれの国の権利又は権利の行使を害するものではなく、また、これらにいかなる影響をも及ぼすものではない。

第七条

1 この条約の目的を促進し、かつ、その規定の遵守を確保するため、第九条にいう会合に代表者を参加させる権利を有する各締約国は、この条に定める査察を行なう監視員を指名する権利を有する。監視員は、その者を指名する締約国の国民でなければならない。監視員の氏名は、監視員を指名する権利を有する他のすべての締約国に通報し、また、監視員の任務の終了についても、同様の通告を行なう。

2 1の規定に従って指名された各監視員は、南極地域のいづれかの又はすべての地域にいつでも出入する完全な自由を有する。

3 南極地域のすべての地域（これらの地域におけるすべての基地、施設及び備品並びに南極地域における貨物又は人員の積卸し又は積み込みの地点にあるすべての船舶及び航空機を含む）は、いつでも、1の規定に従って指名される監視員による査察のため開放される。

4 監視員を指名する権利を有するいづれの締約国も、南極地域のい

ずれかの又はすべての地域の空中監視をいつでも行なうことができる。

5 各締約国は、この条約がその国について効力を生じた時に、他の締約国に対し、次のことについて通報し、その後は、事前に通告を行なう。

(a) 自国の船舶又は国民が参加する南極地域向けの又は同地域にあるすべての探検隊及び自国の領域内で組織され、又は同領域から出発するすべての探検隊

(b) 自国の国民が占拠する南極地域におけるすべての基地

(c) 第一条に定める条件に従って南極地域に送り込むための軍の要員又は備品

第八条

1 この条約に基づく自己の任務の遂行を容易にするため、第七条1の規定に基づいて指名された監視員及び第三条1(b)の規定に基づいて交換された科学要員並びにこれらの者に随伴する職員は、南極地域におけるその他のすべての者に對する裁判権についての締約国のそれぞれの地位を害することなく、南極地域にある間に自己の任務を遂行する目的をもつて行なつたすべての行為又は不作業については、自己が国民として所屬する締約国の裁判権にのみ服する。

2 1の規定を害することなく、南極地域における裁判権の行使についての紛争に關係する締約国は、第九条1(e)の規定に従う措置が採

取されるまでの間、相互に受諾す

ることができ、解決に到達するため、すみやかに協議する。

第九条

1 この条約の前文に列記する締約国の代表者は、情報を交換し、南極地域に關する共通の利害關係のある事項について協議し、並びに次のことに關する措置を含むこの条約の原則及び目的を助長する措置を立案し、審議し、及びそれぞれの政府に勧告するため、この条約の効力発生の日の後二箇月以内にキャンベラで、その後は、適当な間隔を置き、かつ、適当な場所

(a) 南極地域を平和的目的のみに利用すること。

(b) 南極地域における科学的研究を容易にすること。

(c) 南極地域における国際間の科学的協力を容易にすること。

(d) 第七条に定める査察を行なう権利の行使を容易にすること。

(e) 南極地域における裁判権の行使に關すること。

(f) 南極地域における生物資源を保護し、及び保存すること。

2 第十三条の規定に基づく加入によりこの条約の当事国となつた各締約国は、科学的基地の設置又は科学的探検隊の派遣のような南極地域における実質的な科学的研究活動の実施により、南極地域に對する自国の関心を示している間は、1にいう会合に参加する代表者を任命する権利を有する。

3 第七条にいう監視員からの報告は、1にいう会合に参加する締約国の代表者に送付する。

4 1にいう措置は、その措置を審議するために開催された会合に代表者を参加させる権利を有したすべての締約国により承認された時に効力を生ずる。

5 この条約において設定されたいづれかの又はすべての権利は、この条に定めるところによりその権利の行使を容易にする措置が提案され、審議され、又は承認されたかどうかを問はず、この条約の効力発生の日から行使することができ

第十条

各締約国は、いかなる者も南極地域においてこの条約の原則又は目的に反する活動を行なわないようにするため、国際連合憲章に従つた適当な努力をすることを約束する。

第十一条

1 この条約の解釈又は適用に關して二以上の締約国間に紛争が生じたときは、それらの締約国は、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決又はそれらの締約国が選択するその他の平和的手段により紛争を解決するため、それらの締約国間で協議する。

2 前記の方法により解決されないこの種の紛争は、それぞれの場合にすべての紛争当事国の同意を得て、解決のため国際司法裁判所に付託する。もつとも、紛争当事国は、国際司法裁判所に付託することについて合意に達することができなかつたときにも、1に掲げる各種の平和的手段のいづれかにより紛争を解決するため、引き続き努力する責任を免れない。

昭和三十三年七月十五日 衆議院會議録第四十一号(その一) 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求
めるの件外四件 六八六

第十二条

- 1 (a) この条約は、第九条に定める
会合に代表者を参加させる権利
を有する締約国の一致した合意
により、いつでも修正し、又は
改正することができる。その修
正又は改正は、これを批准した
旨の通告を寄託政府が前記のす
べての締約国から受領した時
に、効力を生ずる。
(b) その後、この条約の修正又は
改正は、他の締約国について
は、これを批准した旨の通告を
寄託政府が受領した時に、効力
を生ずる。他の締約国のうち、
(a)の規定に従つて修正又は改正
が効力を生じた日から二年の期
間内に批准の通告が受領されな
かつたものは、その期間の満了
の日に、この条約から脱退した
ものとみなされる。
- 2 (a) この条約の効力発生の日から
三十年を経過した後、第九条に
定める会合に代表者を参加させ
る権利を有するいずれかの締約
国が寄託政府あての通報により
要請するときは、この条約の運
用について検討するため、でき
る限りすみやかにすべての締約
国の会合を開催する。
(b) 前記の会合において、その会
議に出席する締約国の過半数
(ただし第九条に定める会合に
代表者を参加させる権利を有す
る締約国の過半数を含むものと
する。)により承認されたこの条
約の修正又は改正は、その会合
の終了後直ちに寄託政府により
すべての締約国に通報され、か

- つ、1の規定に従つて効力を生
ずる。
(c) 前記の修正又は改正がすべて
の締約国に通報された日の後二
年の期間内に1(a)の規定に従つ
て効力を生じなかつたときは、
いずれの締約国も、その期間の
満了の後はいづれでも、この条約
から脱退する旨を寄託政府に通
告することができる。その脱退
は、寄託政府が通告を受領した
後二年で効力を生ずる。
- 第十三条
1 この条約は、署名国によつて批
准されるものとする。この条約
は、国際連合加盟国又は第九条に
定める会合に代表者を参加させる
権利を有するすべての締約国の同
意を得てこの条約に加入するよう
招請されるその他の国による加入
のため開放される。
- 2 この条約の批准又はこれへの加
入は、それぞれの国がその憲法上
の手續に従つて行なう。
- 3 批准書及び加入書は、寄託政府
として指定されたアメリカ合衆国
政府に寄託する。
- 4 寄託政府は、すべての署名国及
び加入国に対し、批准書又は加入
書の寄託の日並びにこの条約及び
その修正又は改正の効力発生の日
を通報する。
- 5 この条約は、すべての署名国が
批准書を寄託した時に、それらの
国及び加入書を寄託している国に
ついて、効力を生ずる。その後、
この条約は、いずれの加入国につ
いても、その加入書の寄託の時に
効力を生ずる。

6 この条約は、寄託政府が国際連
合憲章第百二条の規定に従つて登
録する。

第十四条

この条約は、ひとしく正文である
英語、フランス語、ロシア語及びス
ペイン語により作成し、アメリカ合
衆国政府の記録に寄託する。同政府
は、その認証原本を署名国政府及び
加入国政府に送付する。

以上の証憑として、下名の全権委
員は、正当に委任を受け、この条約
に署名した。

千九百五十九年十二月一日にワシ
ントンで作成した。

アルゼンティンのために
アドルフ・オ・シリンド
F・ベリロ

オーストラリアのために
ハワード・ピール

ベルギーのために
オベール・ドゥ・ティユージー

チリのために
マルシャル・モラ・M

E・ガハルド・V
フリオ・エスクデロ

フランス共和国のために
ピエール・シャルパンティエ

日本国のために
朝海浩一郎
下田 武三

ニュー・ジブラルタのために
G・D・L・ホワイト

ノールウェーのために
パウル・コイト

南アフリカ連邦のために
ヴェンツェル・C・ドゥ・ブ
レッシス

ソヴィエト社会主義共和国連邦の
ために
K・グズネツォフ

グレート・ブリテン及び北部アイ
ランド連合王国のために
ハロルド・ギヤッシャ

アメリカ合衆国のために
ハーマン・フレীগー
ポール・C・ダニエルズ

通商に関する日本国とマラヤ連邦
との間の協定の締結について承認
を求めるの件

右
国会に提出する。
昭和三十三年五月三十日
内閣総理大臣 岸 信介

通商に関する日本国とマラヤ連
邦との間の協定の締結について
承認を求めるの件

通商に関する日本国とマラヤ連邦
との間の協定の締結について、日本
国憲法第七十三条第三号ただし書の
規定に基づき、国会の承認を求め
る。

理由

政府は、日本国とマラヤ連邦との
間の通商関係を促進するため、昭和
三十五年五月十日にクアラ・ラン
プールで、通商に関する日本国とマ
ラヤ連邦との間の協定に署名し、同
時に、その不可分の一部をなす議定
書に署名した。よつて、この協定を
締結することとした。これ
が、この案件を提出する理由であ
る。

通商に関する日本国とマラヤ連
邦との間の協定

日本国政府及びマラヤ連邦政府
は、日本国とマラヤ連邦との間に存
在する通商関係を強化し、かつ、発
展させることを希望して、日本国と
マラヤ連邦との間の通商関係を規律
する協定を締結することに決定し、
次のとおり協定した。

第一条

1 各締約国は、輸入若しくは輸出
について若しくはそれらに関連し
て課され、又は輸入品若しくは輸
出品のための支払手段の国際的移
転について課されるすべての種類の
の関税及び課徴金に関する事項、
それらの関税及び課徴金の賦課の
方法に関する事項、輸入又は輸出
に関連する規則及び手續に関する
事項、輸入貨物若しくは輸出貨物
について又はそれらに関連して課
されるすべての内国税その他す
べての種類の内国税課徴金に関する
事項並びに自国の領域内における
輸入貨物の販売、販売のための提
供、購入、分配又は使用に影響を
及ぼすすべての法令及び要件に関

する事項のすべてについて、他方の締約国に無条件の最惠国待遇を与えなければならない。

2 したがって、いずれか一方の締約国の産品が他方の締約国の領域内に輸入されるものには、1に掲げる事項について、いずれかの第三国の同様の産品に課せられているか又は将来課せられる関税、内国税又は課徴金より一層高額の関税、内国税又は課徴金が課せられることはなく、また、同産品に適用されているか又は将来適用される規則又は手続より一層厳重な規則又は手続が適用されることはない。

8 同様に、いずれか一方の締約国の領域から輸出され、かつ、他方の締約国の領域に仕向けられる産品には、1に掲げる事項について、同様の産品がいずれかの第三国の領域に仕向けられる場合に課せられているか又は将来課せられる関税、内国税又は課徴金より一層高額の関税、内国税又は課徴金が課せられることはなく、また、同産品が同様の場合に適用されているか又は将来適用される規則又は手続より一層厳重な規則又は手続が適用されることはない。

4 1に掲げる事項についていずれか一方の締約国がいずれかの第三国を原産地とする産品又はいずれかの第三国の領域に仕向けられる産品に対して与えているか又は将来与えるすべての利益、特典、特権又は免除は、他方の締約国の領域を原産地とする同様の産品又はその領域に仕向けられる同様の産品

品に対し、即時に、かつ、無条件で与えられるものとする。

5 1の関税及び課徴金に関する規定は、日本国に対し、マラヤ連邦が英連邦諸国、アイルランド共和国及びビルマ連邦の産品にもつばら与える特恵又は利益の享受を要求する権利を与えるものではない。

2 1に掲げる事項について、いずれか一方の締約国の国民及び会社も、両締約国の領域の間に

おける支払、送金及び資金又は金銭証券の移転に関して、並びに他方の締約国の領域と第三国の領域との間における支払、送金及び資金又は金銭証券の移転に関して、いかなる第三国の国民及び会社にも与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

2 1の規定は、いずれか一方の締約国が、国際通貨基金協定の締約国として有するか又は有することがある権利及び義務に合致するような為替制限を課することを妨げるものではない。

3 いずれの一方の締約国も、他方の締約国のすべての産品の輸入に対し、又は当該他方の締約国の領域に仕向けられるすべての産品の輸出に対し、なんらの制限又は禁止をも課してはならない。ただし、すべての第三国の同様の産品の輸入又はすべての第三国への同様の産品の輸出が同様に制限され、又は禁止されている場合は、この限りでない。

4 3の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、貨物の輸入及び輸出について、当該一方の締約国が、2の規定に基づいて当該時に課することができるとする制限と同等の効果をも有する制限又は統制をすることができ。

3 1に掲げる事項について、いずれか一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内に滞在し、同領域内に旅行し、又は同領域に居住することを許される。ただし、この権利の享有は、一般的にすべての外国人に同様に適用される当該他方の締約国の法令及び規則に従うことを条件とする。

2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、税金の賦課、裁判を受けること、財産権、法人への参加並びに一般にあらゆる種類の事業活動及び職業活動の遂行に関するすべての事項について、いかなる第三国の国民及び会社にも与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

前記の規定にかかわらず、各締約国は、相互主義に基づき、又は二重課税の回避若しくは歳入の相互保護のための協定により、租税に関する特別の利益を与える権利を留保する。

4 1に掲げる事項について、いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内に滞在し、同領域内に旅行し、又は同領域に居住することを許される。ただし、この権利の享有は、一般的にすべての外国人に同様に適用される当該他方の締約国の法令及び規則に従うことを条件とする。

2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、税金の賦課、裁判を受けること、財産権、法人への参加並びに一般にあらゆる種類の事業活動及び職業活動の遂行に関するすべての事項について、いかなる第三国の国民及び会社にも与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

前記の規定にかかわらず、各締約国は、相互主義に基づき、又は二重課税の回避若しくは歳入の相互保護のための協定により、租税に関する特別の利益を与える権利を留保する。

4 1に掲げる事項について、いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内に滞在し、同領域内に旅行し、又は同領域に居住することを許される。ただし、この権利の享有は、一般的にすべての外国人に同様に適用される当該他方の締約国の法令及び規則に従うことを条件とする。

2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、税金の賦課、裁判を受けること、財産権、法人への参加並びに一般にあらゆる種類の事業活動及び職業活動の遂行に関するすべての事項について、いかなる第三国の国民及び会社にも与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

前記の規定にかかわらず、各締約国は、相互主義に基づき、又は二重課税の回避若しくは歳入の相互保護のための協定により、租税に関する特別の利益を与える権利を留保する。

4 1に掲げる事項について、いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内に滞在し、同領域内に旅行し、又は同領域に居住することを許される。ただし、この権利の享有は、一般的にすべての外国人に同様に適用される当該他方の締約国の法令及び規則に従うことを条件とする。

2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、税金の賦課、裁判を受けること、財産権、法人への参加並びに一般にあらゆる種類の事業活動及び職業活動の遂行に関するすべての事項について、いかなる第三国の国民及び会社にも与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

前記の規定にかかわらず、各締約国は、相互主義に基づき、又は二重課税の回避若しくは歳入の相互保護のための協定により、租税に関する特別の利益を与える権利を留保する。

4 1に掲げる事項について、いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内に滞在し、同領域内に旅行し、又は同領域に居住することを許される。ただし、この権利の享有は、一般的にすべての外国人に同様に適用される当該他方の締約国の法令及び規則に従うことを条件とする。

2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、税金の賦課、裁判を受けること、財産権、法人への参加並びに一般にあらゆる種類の事業活動及び職業活動の遂行に関するすべての事項について、いかなる第三国の国民及び会社にも与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

前記の規定にかかわらず、各締約国は、相互主義に基づき、又は二重課税の回避若しくは歳入の相互保護のための協定により、租税に関する特別の利益を与える権利を留保する。

4 1に掲げる事項について、いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内に滞在し、同領域内に旅行し、又は同領域に居住することを許される。ただし、この権利の享有は、一般的にすべての外国人に同様に適用される当該他方の締約国の法令及び規則に従うことを条件とする。

2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、税金の賦課、裁判を受けること、財産権、法人への参加並びに一般にあらゆる種類の事業活動及び職業活動の遂行に関するすべての事項について、いかなる第三国の国民及び会社にも与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

前記の規定にかかわらず、各締約国は、相互主義に基づき、又は二重課税の回避若しくは歳入の相互保護のための協定により、租税に関する特別の利益を与える権利を留保する。

4 1に掲げる事項について、いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内に滞在し、同領域内に旅行し、又は同領域に居住することを許される。ただし、この権利の享有は、一般的にすべての外国人に同様に適用される当該他方の締約国の法令及び規則に従うことを条件とする。

2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、税金の賦課、裁判を受けること、財産権、法人への参加並びに一般にあらゆる種類の事業活動及び職業活動の遂行に関するすべての事項について、いかなる第三国の国民及び会社にも与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

前記の規定にかかわらず、各締約国は、相互主義に基づき、又は二重課税の回避若しくは歳入の相互保護のための協定により、租税に関する特別の利益を与える権利を留保する。

4 1に掲げる事項について、いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内に滞在し、同領域内に旅行し、又は同領域に居住することを許される。ただし、この権利の享有は、一般的にすべての外国人に同様に適用される当該他方の締約国の法令及び規則に従うことを条件とする。

2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、税金の賦課、裁判を受けること、財産権、法人への参加並びに一般にあらゆる種類の事業活動及び職業活動の遂行に関するすべての事項について、いかなる第三国の国民及び会社にも与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

前記の規定にかかわらず、各締約国は、相互主義に基づき、又は二重課税の回避若しくは歳入の相互保護のための協定により、租税に関する特別の利益を与える権利を留保する。

遇を手えられる。また、これらの貨物及び人は、(a)すべての種類の関税及び課徴金、(b)税関事務並びに(c)奨励金、関税の払いもどしその他この種の特権に關して、当該他方の締約国の商船で輸送される同様の貨物及び人に与えられる待遇よりも不利でない待遇を手えられる。

4 前諸項の規定は、沿岸貿易には適用しない。もつとも、いずれの一方の締約国の商船も、外国で積載した旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を陸揚げし、又は外国向けの旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を積載する目的をもつて、他方の締約国の領域内のいずれかの港から他の港に向かつて航海を続けることができる。

5 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の船舶に対し、難破、海上損害又は不可抗力による寄航の場合には、同様の場合に自国の船舶に与える同一の援助、保護及び免除を手えるものとする。それらの船舶から救い上げられた物品は、すべての関税を免除される。ただし、それらの物品が国内消費のため搬入されない場合に限る。

6 いずれか一方の締約国の船舶が他方の締約国の沿岸で座礁し、又は難破した場合には、当該他方の締約国の当局は、もよりの地にある船舶所屬国の権限のある領事官にそれを通告するものとする。

ある当局が発給した船舶の積量測量に關する証書は、他方の締約国の権限のある当局によつて、同当局が発給した証書と同等のものとして認められる。

第八条

この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が関税及び貿易に關する一般協定若しくは国際通貨基金協定又はそれらを修正し若しくは補足する多数国間の協定の締約国として有するか、又は有することがある権利及び義務については、両締約国が当該協定の締約国である限り、影響を及ぼすものではない。

第九条

この協定の規定は、各締約国が次の事項に關する措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。

- (a) 公共の安全若しくは国防又は國際の平和及び安全の維持
- (b) 武器、弾薬及び軍需品の取引
- (c) 公衆衛生の保護並びに病氣、害虫及び寄生物に対する動植物の保護
- (d) 金又は銀の貿易

第十条

1 各締約国の政府は、他方の締約国の政府がこの協定の実施から又はそれに關連して生ずる問題に關して行なう申入れに対して好意的考慮を払わなければならない。また、協議のため適当な機会を他方の締約国の政府に与えなければならない。

2 この協定の実施に關する協議

は、いかなる場合にも、二年ごとの間隔で行なわれなければならない。

第十一条

1 この協定は、批准されなければならない。この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。批准書の交換は、できる限りすみやかに東京で行なわれるものとする。

2 この協定は、効力発生の日から三年間効力を有し、その後効力を存続する。ただし、この協定は、いずれか一方の締約国の政府が他方の政府に対しこの協定を終了させる意思を少くとも六箇月の予告をもつて書面により通告した場合に、前記の三年の期間の終了の日には、その後に終了する。

以上の証拠として、このために正當に委任された両政府の代表者は、この協定に署名した。

千九百六十年五月十日にクアラ・ランプールで、本書二通を作成した。

日本国政府のために

林 肇

マラヤ連邦政府のために

M・K・ジョハリ

議定書

通商に關する日本国とマラヤ連邦との間の協定に署名するに当たり、下名の代表者は、各自の政府から正當に委任を受け、同協定の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。

1 この協定において「会社」とは、商業、工業、金融業その他の利潤を目的とする事業活動に従事する社団法人、組合、会社その他の団体をいう。

2 第二条1の規定は、通貨その他のものについての準則に關するものではなく、したがつて、異なる通貨に對して異なる待遇を与えることを妨げるものではない。同規定は、いかなる外国為替規則が施行されている場合にも、その下における國民及び会社の権利にのみ關するものであつて、外国為替規則の適用に當つて、國民及び会社に對して国籍に基づく差別を排除することのみを目的としている。

3 第三条1の規定は、日本国に對し、マラヤ連邦が(a)シンガポールの市民若しくは居住者又は(b)英連邦諸國の市民である者に對して与えているか、又は將來与える権利及び特權の享受を要求する権利を手えるものと解してはならない。

さらに、いずれの一方の締約國の國民も、他方の締約國が相互主義に基づいて旅券及び査証に關する事項についての二國間の取極を結んでいるか、又は將來結ぶいずれかの第三國の國民又は市民である者に對して与えているか、又は將來与える権利及び特權の享受を要求する権利を手えられないものと了解される。

4 第三条2の規定に關し、いずれの一方の締約國も、不動産に關する

る権利の享有についての待遇が相互主義に服すべきことを要求することができる。

5 この協定のいかなる規定も、著作權及び工業所有權に關して、いかなる權利をも許し、又はいかなる義務をも課するものと解してはならない。

6 第四条の規定は、いずれか一方の締約國の領域内で取用され、又は使用される財産で他方の締約國の國民及び会社が直接又は間接に利益を有するものについても適用する。

7 この協定のいかなる規定も、マラヤ連邦に對し、日本國が(a)千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本國との平和条約第二条の規定に基づいて日本國がすべての權利、權原及び請求權を放棄した地域を原籍とする者に對して又は(b)同平和条約第三条に掲げるいずれかの地域に對する行政、立法及び司法に關し同条後段に掲げる事態が継続する限り、同地域の原住民及び船舶並びに同地域との貿易に對して与えているか、又は將來与える權利及び特權の享受を要求する權利を手えるものと解してはならない。

千九百六十年五月十日にクアラ・ランプールで、本書二通を作成した。

日本国政府のために

林 肇

マラヤ連邦政府のために

M・K・ジョハリ

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。外務委員長小泉純也君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔小泉純也君登壇〕

○小泉純也君 たいま議題となりました原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、国際開発協会協定の締結について承認を求めるの件、日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の通商に関する条約の締結について承認を求めるの件、南極条約の締結について承認を求めるの件並びに通商に関する日本国とマラヤ連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過及び結果を簡単に御報告申し上げます。

以上五案件については、それぞれ委員会を開き、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行ない、七月十二日質疑を終了し、採決の結果、「全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

詳細は会議録に譲ることとし、以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 五件を一括して採決いたします。

五件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、五件は委員長報告の通り承認するに決しました。

火薬類取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

電氣工事士法案(内閣提出)

電源開発促進法の一部を改正する法律案(中村幸八君外七名提出)

○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、火薬類取締法の一部を改正する法律案、電氣工事士法案、中村幸八君外七名提出、電源開発促進法の一部を改正する法律案、右三案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

火薬類取締法の一部を改正する法律案、電氣工事士法案、電源開発促進法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

火薬類取締法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十五年三月二十八日

内閣総理大臣 岸 信介

火薬類取締法の一部を改正する法律

火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百九十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条を「第二十七

条の二」に、「第四十五条を「第四

十五条の三」に、「第五十七条を「第

五十七條の二」に改める。

第二条第三号イ中「獵銃雷管」を「銃用雷管」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律において「がん具煙火」とは、がん具として用いられる煙火その他のこれに類する煙火であつて、通商産業省令で定めるものをいう。

第七条中「第三号」の下に「及び第四号」を加え、「認めるときは、許可を与えなければならない」を「認めるときでなければ、許可をしてはならない」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 製造又は販売の業を適確に遂行するに足る技術的能力があること。

第十一条第二項中「火薬庫においてする」を削る。

第十二条第二項中「適合するものであるときは、許可を与えなければならない」を「適合するものである

と認めるときでなければ、許可をしてはならない」に改める。

第十六条第一項中「営業」の下に「の全部又は一部」を加える。

第十七条第一項第二号を次のように改める。

二 販売業者が、火薬類を販売する目的で譲り受け、又はその譲り受けた火薬類を譲り渡すとき。

第十七条第一項第四号中「採掘をする者が、」の下に「鉱物を採掘する目的で」を加え、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、第一項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の譲渡又は譲受が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたとき認めるときは、引渡し前に限り、その許可を取り消すことができる。

第十九条を次のように改める。

と認めるときでなければ、許可をしてはならない」に改める。

第十六条第一項中「営業」の下に「の全部又は一部」を加える。

第十七条第一項第二号を次のように改める。

二 販売業者が、火薬類を販売する目的で譲り受け、又はその譲り受けた火薬類を譲り渡すとき。

第十七条第一項第四号中「採掘をする者が、」の下に「鉱物を採掘する目的で」を加え、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、第一項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の譲渡又は譲受が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたとき認めるときは、引渡し前に限り、その許可を取り消すことができる。

第十九条を次のように改める。

(運搬)

第十九条 火薬類を運搬しようとする場合は、その荷送人(他に運搬を委託しない運搬する場合にあつては、その者)は、その旨を都道府県公安委員会に届け出て、届出を証明する文書(以下「運搬証明書」という。)の交付を受けなければならぬ。

2 都道府県公安委員会は、前項の届出があつた場合において、災害の発生を防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、運搬の日時、通路若しくは方法又は運搬される火薬類の性状若しくは積載方法について、必要な指示をすることができる。

3 都道府県公安委員会は、前項の指示をしたときは、その指示の内容を運搬証明書に記載しなければならない。

4 第十七条第六項から第八項までの規定は、運搬証明書の有効期間、書換え及び再交付について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県公安委員会」と読み替へるものとする。

第二十條 火薬類を運搬する場合、運搬証明書を携帯してしなければならない。ただし、前条第一項ただし書の規定により運搬証明書の交付を受けることを要しない場合は、この限りでない。

2 火薬類を運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除

は航空機により運搬する場合を除

は航空機により運搬する場合を除

は航空機により運搬する場合を除

昭和三十三年七月十五日 衆議院會議録第四十一号(その一) 火薬類取締法の二部を改正する法律案外二案

くは、通路、積載方法及び運搬方法について総理府令(鉄道、軌道、索道及び無軌条電車について、運輸省令)で定める技術上の基準及び前条第一項の規定により運輸証明書の交付を受けることを要する場合にはその運輸証明書に記載された内容に従つてしなければならない。

第二十二条前段中「又は火薬類」を「火薬類」に改め、「消費すること」を要しなくなつた場合」の下に「又は第二十五条第一項の規定により火薬類の消費の許可を受けた者がその許可を取り消された場合」を加える。

第二十三条第三項中「規定は、」の下に「がん具煙火の譲渡、譲受又は消費」を加える。

第二十五条第一項中「以下「消費者」といふ。」を「火薬類を廃棄するため燃発させ、又は燃焼せしめようとする者を除く。以下「消費者」といふ。」に、「又は觀賞を」「觀賞その他通商産業省令で定めるもの」に改め、「第二十七条の規定に基づき火薬類を廃棄する場合」を削り、同条に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、第一項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の燃発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたとき、燃発又は

は燃焼前に限り、その許可を取り消すことができる。

第二十七条を次のように改める。(廃棄)

第二十七条 火薬類を廃棄しようとする者(以下「廃棄者」といふ)は、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、製造業者が火薬類の製造中に生じた火薬類の廃棄をその製造所内で廃棄する場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、その廃棄の場所、日時、数量又は方法が不適当であると認めるとき、その廃棄に従事する者が火薬類の廃棄についての知識経験が十分でないことを認めるときその他その廃棄が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、前項の許可をしてはならない。

第二章中第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十七条之二 火薬類の廃棄は、通商産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

第二十九条を次のように改める。(保安教育)

第二十九条 製造業者又は販売業者は、通商産業省令で定めるところにより、その従業者に対する保安教育計画を定め、通商産業大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、保安教育計画が前項の通商産業省令で定める保安教育の基準に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。

3 製造業者又は販売業者は、第一項の認可を受けた保安教育計画を忠実に実行しなければならない。

4 都道府県知事は、災害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、通商産業省令で定めるところにより、多量の火薬類を消費し、又は相当期間引き続いて火薬類を消費する者を保安教育計画を定めるべき者として指定することができる。

5 第一項から第三項までの規定は、前項の規定により指定された者について準用する。

6 消費者(第四項の規定により指定された者を除く)及び火薬類の運搬の業を営む者は、その従業者に火薬類による災害の発生防止に必要な教育を施さなければならない。

第三十条の見出しを「(保安責任者及び副保安責任者)」に改め、同条第一項中「区分」ところに、「火薬類作業主任者免状」を、「火薬類製造保安責任者免状」と改め、同条第三十一條を次のように改める。

第三十一條 火薬類製造保安責任者免状は、甲種火薬類製造保安責任者免状、乙種火薬類製造保安責任者免状及び丙種火薬類製造保安責任者免状とする。

2 火薬類取扱保安責任者免状は、甲種火薬類取扱保安責任者免状及

責任者」といふ。及び火薬類製造副保安責任者(以下「製造副保安責任者」といふ)又は製造保安責任者」に、「火薬類の製造作業に係る保安について監督を」第三十二条第一項又は第二項に規定する製造保安責任者又は製造副保安責任者の職務に改め、同条第二項中「区分」を「ところ」に、「火薬類取扱主任者免状」を「火薬類取扱保安責任者免状」に、「火薬類取扱主任者(以下「取扱主任者」といふ)を「火薬類取扱保安責任者(以下「取扱保安責任者」といふ)及び火薬類取扱副保安責任者(以下「取扱副保安責任者」といふ)又は取扱保安責任者」に、「火薬類の貯蔵又は消費に係る保安について監督を」第三十二条第一項又は第二項に規定する取扱保安責任者又は取扱副保安責任者の職務に改め、同条第三十條を次のように改める。

3 甲種火薬類製造保安責任者免状及び乙種火薬類製造保安責任者免状は、通商産業大臣の行なう試験に合格した者に対し、丙種火薬類製造保安責任者免状、甲種火薬類取扱保安責任者免状及び乙種火薬類取扱保安責任者免状は、都道府県知事の行なう試験に合格した者に対し交付する。

4 通商産業大臣又は都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対しては、火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の交付を行なうことができない。

一 次項の規定により火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、二年を経過していない者

したときは、その火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の返納を命ずることができらる。

6 第三項の試験の課目、受験手続その他試験の実施細目並びに火薬類製造保安責任者免状及び火薬類取扱保安責任者免状の交付及び返納に関する手続的事項は、通商産業省令で定める。

7 第十七条第七項及び第八項の規定は、火薬類製造保安責任者免状及び火薬類取扱保安責任者免状の書換え及び再交付について準用する。

第三十二条を次のように改める。

(保安責任者の職務等)

第三十二条 製造保安責任者又は取扱保安責任者は、火薬類の製造又は貯蔵若しくは消費に係る保安に關し通商産業省令で定める職務を行なう。

2 製造副保安責任者又は取扱副保安責任者は、通商産業省令で定めるところにより、製造保安責任者又は取扱保安責任者を補佐する。

3 製造保安責任者若しくは製造副保安責任者又は取扱保安責任者若しくは取扱副保安責任者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。

4 火薬類を取り扱う者は、製造保安責任者又は取扱保安責任者が第一

一項の職務の執行に關し保安上必要があると認めてする指示に従わなければならない。

第三十三条の見出しを「(保安責任者の代理者)」に改め、同条第一項中「製造業者」の下に「又は火薬庫の所有者若しくは占有者若しくは第三十条第二項の消費者」を加え、「区分」を「ところ」に、「火薬類作業主任者免状」を「火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状」に、「作業主任者」を「製造保安責任者又は取扱保安責任者」に改め、同条第二項中「製造業者」の下に「又は火薬庫の所有者若しくは占有者若しくは第三十条第二項の消費者」を加え、「通商産業大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、同条第三項中「作業主任者」を「製造保安責任者又は取扱保安責任者」に、「省令」を「命令」に改める。

第三十四条の見出し中「作業主任者」を「製造保安責任者」に改め、同条中「作業主任者若しくはその代理者又は取扱主任者」を「製造保安責任者若しくはその代理者又は製造副保安責任者」に、「省令」を「命令」に、「これらの者を選任した者又はその承継人」を「製造業者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、取扱保安責任者若しくはその代理者又は取扱副保安責任者が、この法律又はこの

法律に基づく命令の規定に違反したとき又は保安上その職務を遂行させることが不適当であると認めるときは、火薬庫の所有者若しくは占有者又は第三十条第二項の消費者に対し、取扱保安責任者若しくはその代理者又は取扱副保安責任者の解任を命ずることができらる。

第三十五条の次に次の一條を加える。

(定期自主検査)

第三十五条の二 製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、製造施設であつて通商産業省令で定めるもの又は火薬庫について、通商産業省令で定めるところにより、定期に、保安のための自主検査を行なわなければならない。

2 前項に規定する者は、通商産業省令で定めるところにより、同項の自主検査についての計画を定め、通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 第一項に規定する者は、同項の自主検査が終了したときは、遅滞なくその旨を通商産業大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。

4 通商産業大臣又は都道府県知事は、その職員に、第二項の自主検査に立ち合わせることができらる。

第三十九条第二項中「都道府県知事又は警察官を警察官、消防吏員若しくは消防団員又は海上保安官」に改める。

第四十一条中「及び火薬庫の所有者若しくは占有者」を、「火薬庫の所有者又は占有者及び第三十条第二項の消費者」に、「及び出納」を、「出納又は消費」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

第四十二条中「販売業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者」を、「若しくは販売業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者若しくは第三十条第二項の消費者」に改め、「事業」の下に「又は火薬類の貯蔵若しくは消費」を加える。

第四十三条第一項中「災害の防止又は公共の安全の維持のため必要であると認めるときは、」を「この法律の施行に必要な限度において、」に改め、「消費者」の下に「廃棄者」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 都道府県公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察職員に、製造業者、販売業者、消費者、廃棄者又は火薬類を保管する者の製造所、販売所、火

薬庫、消費場所、廃棄場所又は保管場所に立ち入り、その者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第四十三条第四項中「第一項又は第二項の規定による立入検査」を「第一項から第三項までの規定による立入検査」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、海上保安官に、製造業者、販売業者、消費者、廃棄者又は火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所又は保管場所に立ち入り、その者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第四十四条中第四号を削り、第三号を第四号とし、同条第二号中「又は第二十四条第一項」を、「第二十四条第一項又は第二十七条第一項」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号中「第十八条の下に、」第十九条第一項を、「第二十三条第二項」の下に、「第二十九条第三項」を、「若しくは第二項」の下に、「第三十五条の二第一項」を加え、同号

第四章中第五十七條の次に次の一条を加える。

(国に対する適用)

第五十七條の二 この法律の規定は、第四十九條及び第五十五條並びに次章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」とする。

第五十八條中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第五十九條中「五万円」を「十万円」に改め、同条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第二十七條第一項の規定に違反し、許可を受けずに火薬類を廃棄した者

第五十九條第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第二十九條第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反し、認可を受けずに火薬類の製造、販売又は消費をした者

第六十條第一号中「第十七條第四項、第十九條第二項」を「第十七條第五項、第二十條第二項」に、「第二十七條第一項」を「第二十七條の二」に改め、同条第二号中「第十九條第一項」を「第二十條第一項」に改め、同条第三号中「第二十條」を「第十九條第一項」に改め、同条第四

号及び第五号を削り、同条第六号を同条第四号とする。

第六十一條第一号中「第三十一條第四項」を「第三十一條第五項」に、「火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状」を「火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状」に改め、同条第二号中「第四十一條」を「第四十一條第一項」に、「又は虚偽の記載をした者」を「若しくは虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者」に改め、同条第三号中「第三十六條第一項」を「第三十五條の二第三項、第三十六條第一項」に改め、同条第四号中「又は第四十六條第一項」を、第三十五條の二第二項又は第四十六條第一項に改め、同条第五号中「第四十三條第一項若しくは第二項」を「第四十三條第一項から第三項まで」に改め、同条に次の一号を加える。

六 第四十五條の二第一項の規定による警察官の停止に從はず、提示の要求を拒み、若しくは検査を拒み、若しくは妨げ、又は同項の規定による命令に從わなかつた者

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、附則第八項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第二十條第一項の規定に基づいて交付された運搬証明書は、改正後の第十九條第一項の規定に基づいて交付された運搬証明書とみなす。

3 改正前の第二十七條第二項の規定により火薬類の廃棄の届出をした者であつて、この法律の施行の日から起算して十日以内に当該届出に係る火薬類を廃棄するものは、改正後の同条第一項の規定により当該火薬類の廃棄について許可を受けたものとみなす。

4 改正前の第三十條第三項又は第三十三條第二項の規定により届け出た火薬類作業主任者若しくは火薬類取扱主任者又は火薬類作業主任者の代理者は、それぞれ改正後の第三十條第三項又は第三十三條第二項の規定により届け出た火薬類製造保安責任者若しくは火薬類取扱保安責任者又は火薬類製造保安責任者の代理者とみなす。

5 改正前の第三十一條第三項の規定に基づいて交付された火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状(火薬類取締法附則第五項の規定により同法の規定による火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状とみなされたものを)

含む)は、それぞれ改正後の同条第一項又は第二項の火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状とみなす。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

(建築基準法の一部改正)

別表第二(二)項第三号(一)中「玩具用煙火」を「玩具煙火」に改め、同表(一)項第一号(一)中「火薬類の製造」を「火薬類(玩具煙火を除く)の製造」に改める。

8 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 火薬類の取締りに関すること。

(自衛隊法の一部改正)

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第六十條第一項中「火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)の規定は、」の下に「同法第五十七條の二の規定にかかわらず、」を加え、「第十九條第二項」を「第二

十條第二項、第二十七條の二」に改め、「第二十九條」を削る。

理 由

最近における火薬類による災害の状況にかんがみ、火薬類の運搬、廃棄等に関する規制を強化し、保安教育の徹底を図り、保安検査制度を拡充するとともに、通商産業省に火薬類取締官制度を新設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電気工事士法案

昭和三十五年五月二十六日

内閣総理大臣 岸 信介

電気工事士法

(目的)

第一条 この法律は、電気工事の作業に従事する者の資格及び義務を定め、もつて電気工事の欠陥による災害の発生を防止に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において「一般用電気工作物」とは、電気事業者からの受電に係る電氣を使用するために設置する屋内配線、屋外配線その他の工作物をいう。ただし、その設置及び管理に関する事項に

昭和三十五年七月十五日 衆議院會議録第四十一号(その一) 火災類取締法の一部を改正する法律案外二案

ついで法令に特別の定めのある工
作物その他の電気に関する保安上
支障がないと認められる工作物で
あつて、政令で定めるものを除
く。

2 この法律において「電気工事」と
は、一般用電気工作物を設置し、
又は変更する工事をいう。ただ
し、政令で定める軽微な工事を除
く。

(電気工事士)

第三条 電気工事士免状の交付を受
けている者(以下「電気工事士」と
いう。)でなければ、電気工事の作
業(一般用電気工作物の保安上支
障がないと認められる作業であつ
て、通商産業省令で定めるものを
除く。以下同じ。)に従事してはな
らない。

(電気工事士免状)

第四条 電気工事士免状は、都道府
県知事が交付する。

2 電気工事士免状は、次の各号の
一に該当する者でなければ、その
交付を受けることができない。

- 一 電気工事士試験に合格した者
- 二 通商産業大臣が指定する養成
施設において、通商産業省令で
定める電気工事士たるに必要な
知識及び技能に関する課程を修
了した者
- 三 通商産業省令で定めるところ
により、前二号に掲げる者と同

等以上の知識及び技能を有して
いると都道府県知事が認定した
者

3 都道府県知事は、次の各号の一
に該当する者に対しては、電気工
事士免状の交付を行なわないう
ことができる。

一 次項の規定により電気工事士
免状の返納を命ぜられ、その日
から一年を経過しない者

二 この法律の規定に違反し、罰
金以上の刑に処せられ、その執
行を終わり、又は執行を受ける
ことがなくなつた日から二年を
経過しない者

4 都道府県知事は、電気工事士が
この法律の規定に違反したとき
は、その電気工事士免状の返納を
命ずることができる。

5 電気工事士免状の交付、再交
付、書換え及び返納に関し必要な
事項は、政令で定める。

(電気工事士試験)

第五条 電気工事士試験は、一般用
電気工作物の保安に関して必要な
知識及び技能について行なう。

2 電気工事士試験は、都道府県知
事が行なう。

3 電気工事士試験の試験科目、受
験手続その他電気工事士試験の実
施細目は、政令で定める。

(電気工事士試験委員)

第六条 電気工事士試験の実施に関

する事務を行なわせるため、都道
府県に、電気工事士試験委員を置
く。

2 電気工事士試験委員に関し必要
な事項は、政令で定める。

(電気工事士の義務)

第七条 電気工事士は、電気工事の
作業に従事するときは、法令で定
める一般用電気工作物の保安に関
する基準に適合するようにその作
業をしなければならない。

2 電気工事士は、電気工事の作業
に従事するときは、電気工事士免
状を携帯していなければならない
い。

(届出)

第八条 電気工事士は、電気工事の
業務を開始したときは、その開始

の日から十日以内に、通商産業省
令で定める事項を都道府県知事に
届け出なければならない。届け出
た事項に変更があつたとき、又は
その業務を廃止したときも、同様
とする。

(報告の徴収)

第九条 都道府県知事は、この法律
の施行に必要な限度において、政
令で定めるところにより、電気工
事士に対し、電気工事の業務に関
して報告をさせることができる。

(手数料)

第十条 次の表の上欄に掲げる者
は、それぞれ同表の下欄に掲げる
金額の範囲内で政令で定める額の
手数料を都道府県に納めなければ
ならない。

手数料を納付すべき者		金 額
一 電気工事士試験を受けようとする者		千五百円
二 電気工業士免状の交付を受けようとする者		四百円
三 電気工事士免状の再交付を受けようとする者		二百円
四 電気工事士免状の書換えを受けようとする者		百円

(異議の申立て)

第十一条 第四条第四項の規定によ
る都道府県知事の処分に対して不
服のある者は、その処分があつた
日から三十日以内に、その旨を記
載した書面をもつて、通商産業大
臣に異議の申立てをすることがで
きる。

第十二条 通商産業大臣は、前条の

をした者に対し、当該事実につい
て証拠を提示し、意見を述べる機
会を与えなければならない。

第十三条 通商産業大臣は、前条の
聴聞を行なつた後、文書をもつて
決定をし、その写しを異議の申立
てをした者に送付しなければならない。
ない。

(罰則)

第十四条 第三条の規定に違反した
者は、三月以下の懲役又は三万円
以下の罰金に処する。

第十五条 第九条の規定による報告
をせず、又は虚偽の報告をした者
は、一万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号の一に該当する
者は、一万円以下の過料に処す
る。

一 正当な理由なく、第四条第四
項の規定による命令に違反して
電気工事士免状を返納しなかつ
た者

二 第八条の規定による届出をせ
ず、又は虚偽の届出をした者

附 則

1 この法律は、昭和三十五年十月
一日から施行する。ただし、第三
条、第七条から第九条まで及び第
十四条から第十六条までの規定
は、公布の日から起算して二年六
月をこえない範囲内において政令
で定める日から施行する。

2 第八条の規定の施行の際現に電

気工事の業務を行なつてゐる電気
工事士は、同条の施行の日から一
月以内に、同条の通商産業省令で
定める事項を都道府県知事に届け
出なければならぬ。

3 前項の規定による届出をせず、
又は虚偽の届出をした者は、一万
円以下の過料に処する。

理 由

最近における電気工事の欠陥によ
る災害の発生状況にかんがみ、電
気工事の作業に従事する者の資格及
び義務を定める等の必要がある。こ
れが、この法律案を提出する理由で
ある。

電源開発促進法の一部を改正する

法律案

右の議案を提出する。

昭和三十五年六月一日

提出者

中村 幸八 岡本 茂
南 好雄 大島 秀一
小川 平二 小平 久雄
長谷川四郎 始関 伊平
賛成者
荒木萬壽夫外二十三名

電源開発促進法の一部を改正す
る法律

電源開発促進法(昭和二十七年法
律第二百八十三号)の一部を次のよ
うに改正する。

第二条中「又は火力」を「火力又
は原子力」に改める。

第十三条第二項第三号中「火力」を
「火力、原子力」に改める。

第二十三条の次に次の一条を加え
る。

第二十三条の二 会社は、前条第一
項の事業の円滑な遂行に支障のな
い限り、委託を受けて、外国にお
ける電源開発等及びこれに関連す
る大規模土木工事に関する調査、
設計及び工事監督その他の技術援
助に関する事業を行なうことができ
る。

2 会社が前項の事業を行なうと
するときは、通商産業大臣の認可
を受けなければならない。

第三十五条の二 中「第二十三条第
二項」の下に、「第二十三条の二第
二項」を加える。

第四十条第一号中「第二十三条第
二項若しくは第三項」の下に、「第
十三条の二第二項」を加える。

附 則
この法律は、公布の日から施行す
る。

理 由
電源開発株式会社は、その目的を
達成するため営む事業の遂行に支障
のない範囲内において、海外技術援
助を行ない得るようにし、あわせて
原子力発電のための電源開発をも行
ない得ることを明確にする必要があ
る。これが、この法律案を提出する
理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を
求めます。商工委員長中村幸八君。

【報告書は会議録追録に掲載】
○中村幸八君 ただいま議題となり
ました火薬類取締法の一部を改正する
法律案外二件につきまして、商工委員
会における審議の経過並びに結果の概
要を御報告申し上げます。

まず、火薬類取締法の一部を改正す
る法律案について申し上げます。

本案は、最近、火薬類の爆発事故が
相次いで発生し、社会的にきわめて大
きな不安を与えていることにかんが
み、このような事故の絶滅を期するた
めに提案されたのであります。その
内容は広範にわたっており、主
要な点は次の通りであります。

第一は、火薬類取締官の新設等によ
り監督の強化をはかったこと、第二
は、火薬類取締官の任期を行政機関の
間の協力関係を緊密にするための措置
を講じたこと、第三は、自主的保安態
勢の強化をはかったこと等でありま
す。

本案は、三月二十八日当委員会に付
託され、四月六日池田通商産業大臣よ
り提案理由の説明を聴取し、七月十二
日採決に付したところ、全会一致
をもって可決すべきものと決しまし
た。

次に、電気工事士法案について申し
上げます。

本案の要旨は、最近における電気工
事の火災等の増加にかんがみ、従来は
何ら規制を受けていなかった屋内線工
事を主とする電気工事人に対して、都
道府県知事による試験等を行ない、電
気工事人の資質の向上をはかり、もっ
て電気による災害の防止に資すること
としたのであります。

本案は、五月二十六日当委員会に付
託され、七月十二日政府委員より提案
理由の説明を聴取し、採決に付しまし
たところ、全会一致をもって可決すべ
きものと決しました。

次に、電源開発促進法の一部を改正
する法律案について申し上げます。

電源開発株式会社は、設立以来、
もっぱら国内の大規模、開発困難な地
点の開発等を行ない、その技術経験は
海外においても高く評価されている現
状であり、最近、東南アジア、南米等
から電源開発株式会社に対して技術援
助を要請する傾向にありますので、同
社として技術援助が得るようにな
るため本改正案が提出されたのであり
ます。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。よって、三案は委員長報告の
通り可決いたしました。

道路運送法の一部を改正する法律
案(内閣提出)

○天野公義君 議事日程追加の緊急動
議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、道路
運送法の一部を改正する法律案を議題
となし、委員長の報告を求め、その審
議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動
議に御異議ありませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】

なお、本改正案におきましては、電
源開発促進法にいう電源開発の定義に
ついて明確を欠く点がありますので、
火力と併記して原子力を加えることと
したのであります。

○議長(清瀬一郎君) ただいまの三案
を一括して採決いたします。

三案は委員長報告の通り決するに御
異議ありませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。よって、三案は委員長報告の
通り可決いたしました。

道路運送法の一部を改正する法律
案(内閣提出)

○天野公義君 議事日程追加の緊急動
議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、道路
運送法の一部を改正する法律案を議題
となし、委員長の報告を求め、その審
議を進められんことを望みます。

昭和三十三年七月十五日 衆議院會議録第四十一号(その一) 道路運送法の一部を改正する法律案

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

道路運送法の一部を改正する法律案を議題といたします。

道路運送法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十三年二月十八日

内閣総理大臣 岸 信介

道路運送法の一部を改正する法律

道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(運行管理者)

第二十五条の二 自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理させるため、運輸省令で定める営業所ごとに、年齢、事業用自動車の運行の管理又は運転の経験その他について運輸省令で定める一定の要件を備える者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

2 前項の運行管理者が処理すべき事項の範囲及び運行管理者の選任に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

3 運輸大臣は、運行管理者がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、自動車運送事業者に対し、運行管理者の解任を命ずることができる。

4 運輸大臣は、前項の命令をしようとするときは、当該自動車運送事業者及び当該運行管理者に対し、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならない。聴聞に際しては、これらの者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

第三十条の見出しを「輸送の安全等」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 運輸大臣は、自動車運送事業者が前項の運輸省令で定める事項を遵守していないため輸送の安全が確保されていないと認めるときは、当該自動車運送事業者に対し、施設又は運行の管理の方法の改善その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第四十三条の二に次の一項を加える。

4 陸運局長は、第一項の規定による命令に係る自動車であつて、道路運送車両法の規定によるまつ消

登録をしたものについては、前条に規定する輸送施設の使用の停止又は事業の停止の期間が満了するまでは、同法第二十二條第一項の新規登録用膳本を交付しないものとする。

第四十六条中「第二十五条」の下に、「第二十五条の二」を加える。

第七十九条第一項中「第二十一条」の下に、「第二十五条の二第三項及び第四項、第三十条第二項」を加え、「及び第二百二十三條」を「並びに第二百二十三條」に改める。

第二百二十六條の見出しを「報告、検査及び調査」に改め、同条第一項中「その他の」を「その他」に改め、同条第二項中「必要がある」を「特に必要がある」に、「道路運送事業者の事業場」を「道路運送事業者その他自動車若しくは軽車両を所有し、若しくは使用する者若しくはこれらの者の組織する団体の事務所その他の事業場(道路運送事業又は自動車若しくは軽車両の管理に係るものに限る。)」に改める。

第二百二十六條第四項中「第二項」を「第二項及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

「第二項及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 当該行政庁は、自動車又は軽車両による輸送の実情の調査を行なうため特に必要があると認めるときは、その職員をして、当該調査のため必要な限度において、道路を通行する自動車又は軽車両の運転者に対し一時当該自動車又は軽車両を停止することを求め、及び運転者又はその補助者に輸送の経路、貨物の種類その他の事項を質問させることができる。

第二百二十八條中「三十万円以下の罰金に処する」を「一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改める。

第二百二十八條の二中「二十万円以下の罰金に処する」を「六月以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改める。

第二百二十八條の二の次に次の一条を加える。

第二百二十八條の三 左の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十八條第一項(第七十二条)において準用する場合を含む。のの規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けなかった者

三 第二百二條第一項の規定による処分に違反した者

第二百二十九條第三号を次のように改める。

三 第三十七條第一項、第四十一条第一項(第七十二条)において準用する場合を含む。、第百条第一項又は第百一条第二項の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けな

いでした者

第二百三十條第一号中「第三十七條第一項、第三十八條第一項(第七十二条)において準用する場合を含む。、第四十一条第一項(第七十二条)において準用する場合を含む。、第九十四條において準用する場合を含む。、第百条第一項又は第百一条第二項」を「又は第八十六條第一項(第九十四條において準用する場合を含む。)」に、「許可又は認可」を「認可」に改める。

第二百三十條第二号中「第十九條第二項」の下に、「第二十五条の二第二項、第三十条第二項」を加える。

第二百三十條第三号中「第十五條」の下に、「第二十五条の二第二項」を加え、「第八十九條又は第百一条第一項」を「又は第八十九條」に改める。

第二百三十條第四号中「第九十七條第一項又は第百二條第一項」を「又は第九十七條第一項」に改める。

に關する請願（池田清志君紹介）（第三号）

六九七

外務委員会

一、国際法定計量機関を設立する条約の締結について承認を求めの件(条約第九号)

二、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めの件(条約第一号)

三、国際情勢に関する件

大蔵委員会

一、日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

二、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出第七九号)

三、所得税法の一部を改正する法律案(佐藤観太郎君外十二名提出、第三十一回国会衆法第六号)

四、所得税法の一部を改正する法律案(平岡忠次郎君外六名提出、第三十一回国会衆法第五九号)

五、国の会計に関する件

六、税制に関する件

七、金融に関する件

八、証券取引に関する件

九、外国為替に関する件

一〇、国有財産に関する件

一一、専売事業に関する件

一二、印刷事業に関する件

一三、造幣事業に関する件

文教委員会

一、教育、学術、文化及び宗教に関する件

社会労働委員会

一、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(勝岡田清一君外十四名提出、第三十一回国会衆法第七号)

二、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(勝岡田清一君外十四名提出、第三十一回国会衆法第八号)

三、失業保険金の給付日数に関する臨時措置法案(多賀谷貞雄君外十三名提出、第三十一回国会衆法第九号)

四、健康保険法、労働者災害補償保険法、失業保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案(多賀谷貞雄君外十三名提出、第三十一回国会衆法第六一號)

五、政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律案(五島虎雄君外十三名提出、第三十一回国会衆法第六二號)

六、職業訓練法の一部を改正する法律案(五島虎雄君外十三名提出、第三十一回国会衆法第六二號)

出、第三十一回国会衆法第六五号)

七、労働関係訴訟における労働組合の当事者適格に関する法律案(堤ツルヨ君外三名提出、衆法第一号)

八、労働基準法の一部を改正する法律案(堤ツルヨ君外二名提出、衆法第二号)

九、健康保険法等の一部を改正する法律案(滝井義高君外十六名提出、衆法第四号)

一〇、最低賃金法案(大原亨君外十名提出、衆法第三四号)

一一、港湾労働者の雇用安定に関する法律案(五島虎雄君外十名提出、衆法第三七号)

一二、労働組合法の一部を改正する法律案(堤ツルヨ君外二名提出、衆法第三八号)

一三、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(大野伴睦君外九名提出、衆法第四八号)

一四、厚生関係及び労働関係の基本施策に関する件

一五、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件

一六、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

農林水産委員会

一、農家負債整理資金融通特別措置

置法案(芳賀貢君外十名提出、第三十一回国会衆法第二号)

二、飼料需給安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十三名提出、第三十一回国会衆法第四一號)

三、農産物価格安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十三名提出、第三十一回国会衆法第四二號)

四、水産業改良助長法案(赤路友藏君外十六名提出、第三十一回国会衆法第四五号)

五、果樹農業振興特別措置法案(内閣提出第四五号)

六、農地法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)

七、農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二六号)

八、農林水産業の振興に関する件

九、農林水産物に関する件

一〇、農林水産業団体に関する件

一一、農林水産金融に関する件

一二、農林漁業災害に関する件

商工委員会

一、海外経済協力基金法案(内閣提出第八八号)

二、割賦販売法案(内閣提出第一一八号)

三、輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)

四、自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五一号)

五、小型自動車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五二号)

六、通商産業の基本施策に関する件

七、経済総合計画に関する件

八、公益事業に関する件

九、鉱工業に関する件

一〇、商業に関する件

一一、通商に関する件

一二、中小企業に関する件

一三、特許に関する件

一四、私的独占の禁止及び公正取引に関する件

一五、鉱業と一般公益との調整等に関する件

運輸委員会

一、モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五三号)

二、陸運に関する件

三、海運に関する件

四、航空に関する件

五、日本国有鉄道の経営に関する件

六、港湾に関する件

七、海上保安に関する件

八、観光に関する件

九、気象に関する件

昭和三十五年七月十五日 衆議院會議第四十一号(その二) 各委員会における閉会中の審査の件 会期終了の議長のあいさつ 朗読を省略した議長の報告

七〇二

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律

消防法の一部を改正する法律

(議決通知)

一、去る六月十七日、本院は次の件を議決した旨内閣に通知した。

昭和三十一年度一般会計歳入歳出決算

昭和三十一年度特別会計歳入歳出決算

昭和三十一年度国保税納金整理資金受払計算書

昭和三十一年度政府関係機関決算書

昭和三十一年度一般会計歳入歳出決算

昭和三十一年度特別会計歳入歳出決算

昭和三十一年度国保税納金整理資金受払計算書

昭和三十一年度政府関係機関決算書

一、去る六月十七日、本院は次の件を是認した旨内閣に通知した。

昭和三十一年度国保税納金整理資金受払計算書

昭和三十一年度特別会計歳入歳出決算

昭和三十一年度国保税納金整理資金受払計算書

昭和三十一年度政府関係機関決算書

昭和三十一年度一般会計歳入歳出決算

昭和三十一年度特別会計歳入歳出決算

昭和三十一年度国保税納金整理資金受払計算書

昭和三十一年度政府関係機関決算書

昭和三十一年度一般会計歳入歳出決算

昭和三十一年度特別会計歳入歳出決算

四、公職選挙法改正に関する件

科学技術振興対策特別委員会

一、原子力損害の賠償に関する法律案(内閣提出第一三三三号)

二、科学技術振興対策に関する件

国土総合開発特別委員会

一、東北開発促進法の一部を改正する法律案(日野吉夫君外二十三名提出、第三十一回国会衆法第六四号)

二、有明海開発促進法(井手以誠君外二十四名提出、衆法第四三三三号)

三、国土総合開発に関する件

○議長(清瀬一郎君) たいだいま朗読の案件につき各委員会において閉会中審査するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、さう決定いたしました。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 諸君、第三十四回国会を本日をもって終了いたしました。

今国会は、会期二百日に及ぶ長期国会でありましたが、諸君は、精励努力を重ね、よく、本年度総予算を初め、各般にわたる重要議案の大半を議了せられましたことは、御同慶の至りでございます。(拍手)

ここに、会期終了にあたり、諸君の御労苦と御協力に対して深く感謝の意を表するとともに、今後、各位におかれては、いよいよ民主政治の確立、国会尊厳の維持並びにその正常化のため、一そう御尽瘁あらんことを切望いたします。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これにて散会いたします。

午後九時十九分散会

出席国務大臣

外務大臣 藤山愛一郎君

厚生大臣 渡邊 良夫君

農林大臣 福田 赳夫君

通商産業大臣 池田 勇人君

運輸大臣 橋本 渡君

建設大臣 村上 勇君

国務大臣 菅野和太郎君

国務大臣 中曾根康弘君

出席政府委員

内閣官房長官 権名悦三郎君

厚生省公衆衛生局長 尾村 偉久君

厚生省医務局長 川上 六馬君

運輸省船舶局長 水品 政雄君

運輸省自動車局長 國友 弘康君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る六月十七日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律

二、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

三、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

四、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

五、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

六、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

七、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

八、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

九、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

十、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

十一、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

十二、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

十三、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

十四、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

十五、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

十六、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

十七、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

十八、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

十九、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

二十、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

二十一、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

二十二、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

二十三、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

二十四、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

二十五、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

二十六、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

二十七、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

二十八、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

二十九、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

三十、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

三十一、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

三十二、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

三十三、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

三十四、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

三十五、昭和三十三年度国保税納金整理資金受払計算書

一、去る六月十七日、本院は次の件を是認した旨内閣に通知した。

昭和三十三年年度物品増減及び現在額総計算書

(条約送付及び通知)

一、去る六月十九日、憲法第六十一条の規定により本院の議決が国会の議決となつた次の条約を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件

(通知書受領)

一、去る六月二十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律

道路交通法

農地被買収者問題調査会設置法

自治庁設置法の一部を改正する法律

建設省設置法の一部を改正する法律

外務省設置法の一部を改正する法律

昭和三十五年五月のチリ地震津波に

昭和三十五年七月十五日 衆議院会議録第四十一号(その一) 朗読を省略した議長長の報告

よる災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法

昭和三十五年五月のチリ地震津波に

よる災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律

裁判官の災害補償に関する法律

裁判所法の一部を改正する法律

昭和三十五年五月のチリ地震津波に

よる災害を受けた地方公共団体の賠償の特例に関する法律

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律

昭和三十五年五月のチリ地震津波に

よる災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法

昭和三十五年五月のチリ地震津波に

よる災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法

昭和三十五年五月のチリ地震津波に

よる災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法

昭和三十五年五月のチリ地震津波に

よる災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律

日本電信電話公社法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る六月二十二日、内閣から、社会保険制度審議会設置法第九条の規

定に基づく昭和三十四年度社会保障制度審議会報告書を受領した。

(政府委員承認)

一、去る六月二十一日、清瀬議長は、岸内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

科学技術庁 島村 武久

長官官房長 長官官房長

科学技術庁 原子力局長 文吉

一、去る六月二十八日、清瀬議長は、岸内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

運輸大臣官房長 岡本 悟

一、去る二日、清瀬議長は、岸内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

自治政務次官 丹羽喬四郎

一、去る七日、清瀬議長は、岸内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

運輸省海運局長 朝田 静夫

(政府委員発令通知受領)

一、岸内閣総理大臣から清瀬議長宛、去る六月二十一日議長において承認した島村武久外一名を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、岸内閣総理大臣から清瀬議長宛、去る六月二十五日(気象庁長官)和達清夫および(郵政省郵務局長)板野學の政府委員を免じた旨の通知を受領した。

一、岸内閣総理大臣から清瀬議長宛、去る六月二十九日(厚生省児童局

長)大山正の政府委員を免じた旨の通知を受領した。

一、岸内閣総理大臣から清瀬議長宛、去る二日付議長において承認した丹羽喬四郎を去る六日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、岸内閣総理大臣から清瀬議長宛、去る八日(外務省国際連合局長)鶴岡千似および(郵政大臣官房長)荒巻伊勢雄の政府委員を免じた旨の通知を受領した。

一、岸内閣総理大臣から清瀬議長宛、去る七日付議長において承認した朝田静夫を去る十二日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員自然消滅)

一、左記の政府委員は、転任、転職および退官のため、それぞれ自然消滅になった。

人事院事務総局管理局長 木村 又雄

厚生大臣官房長 森本 潔

厚生省業務局長 高田 浩運

厚生省社会局長 高田 正巳

厚生省保険局長 太宰 博邦

厚生省引揚援護局長 河野 鎮雄

運輸大臣官房長 細田 吉蔵

運輸省観光局長 岡本 悟

郵政省貯金局長 山本 圭二

郵政省簡易保険局長 大塚 茂

郵政省経理局長 西村 尚治

(以上六月十七日付)

労働省労働基準局長 瀧谷 直藏

(六月十八日付)

内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長

大島 寛一

人事院事務総局任用局長 飯田 良一

人事院事務総局職員局長 石倉 一郎

防衛庁経理局長 山下 武利

日本専売公社監理官 佐々木庸一

大蔵省主計局次長 吉岡 英一

大蔵省主税局税関部長 木村 秀弘

大蔵省管財局長心得 武植寅三郎

通商産業大臣官房長 齋藤 正年

通商産業省石炭局長 榎詰 誠明

(以上六月二十四日付)

経済企画庁調整局長 大堀 弘

通商産業省通商局長 松尾泰一郎

通商産業省公益事業局長 小室 恒夫

中小企業庁振興部長 中野 正一

(以上七月五日付)

経済企画庁長官官房会計課長 塚本 茂

(七月六日付)

(常任委員辞任)

一、去る六月十七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

議院運営委員 長谷川四郎君 古川 丈吉君

昭和三十三年七月十五日 衆議院會議録第四十一号(その一) 閣議を省略した議長の報告

七〇四

毛利 松平君 鐵治 良作君
田邊 國男君 二階堂 進君
一、去る十二日、議長において、次の
常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

小金 義照君 谷川 和穂君
園田 直君 三木 武夫君
地方行政委員

相川 勝六君 金子 岩三君
高田 富興君 三田村武夫君
山崎 巖君 一萬田尙登君
加藤謙五郎君 中山 マサ君
早川 崇君 亘 四郎君

法務委員

綾部健太郎君 一萬田尙登君
大養 健君 薄田 美朝君
高橋 禎一君 竹山祐太郎君
中村 梅吉君 馬場 元治君
濱田 正信君 逢澤 寛君
山崎 巖君 池田 清志君
小澤佐重喜君 金子 岩三君
川崎 秀二君 菊池 義郎君
二階堂 進君 八田 貞義君
廣瀬 正雄君 柳谷清三郎君

外務委員

池田正之輔君 岩本 信行君
宇都宮徳馬君 菅家 喜六君
菊池 義郎君 園田 直君
野田 武夫君 福家 俊一君
秋田 大助君 北澤 直吉君
小金 義照君 小島 徹三君
中村 梅吉君 福永 一臣君
細田 義安君 堀内 一雄君

大蔵委員

進藤 一馬君 田邊 國男君
福永 一臣君 古川 丈吉君
細田 義安君 宇都宮徳馬君
河野 孝子君 志賀健次郎君
三池 信君 山田 彌一君
社会労働委員

池田 清志君 小澤佐重喜君
大橋 武夫君 加藤謙五郎君
川崎 秀二君 河野 孝子君
志賀健次郎君 中村三之丞君
中山 マサ君 早川 崇君
古川 丈吉君 柳谷清三郎君
亘 四郎君 相川 勝六君
逢澤 寛君 金子 岩三君
木村 守江君 進藤 一馬君
薄田 美朝君 砂原 格君
高田 富興君 馬場 元治君
福井 盛太郎君 細田 義安君
三田村武夫君 山崎 巖君
農林水産委員

安倍晋太郎君 今井 耕君
金子 岩三君 高石幸三郎君
網島 正興君 野原 正勝君
松岡嘉兵衛君 松田 鐵藏君
三和 精一君 八木 徹雄君
宇田 國榮君 岡本 茂君
鹿野 彦吉君 木倉和一郎君
始関 伊平君 關谷 勝利君
田中 榮一君 田中 龍夫君
竹山祐太郎君 中井 一夫君
商工委員

岡本 茂君 鹿野 彦吉君
始関 伊平君 田中 榮一君
竹山祐太郎君 中井 一夫君
商工委員

岡本 茂君 鹿野 彦吉君
始関 伊平君 田中 榮一君
竹山祐太郎君 中井 一夫君
商工委員

岡本 茂君 鹿野 彦吉君
始関 伊平君 田中 榮一君
竹山祐太郎君 中井 一夫君
商工委員

岡本 茂君 鹿野 彦吉君
始関 伊平君 田中 榮一君
竹山祐太郎君 中井 一夫君
商工委員

岡本 茂君 鹿野 彦吉君
始関 伊平君 田中 榮一君
竹山祐太郎君 中井 一夫君
商工委員

内閣委員

始関 伊平君 田中 榮一君
田中 彰治君 中井 一夫君
西村 直己君 野田 武夫君
濱田 正信君 細田 義安君
渡邊 本治君 今井 耕君
岩本 信行君 金子 岩三君
津島 文治君 網島 正興君
富田 健治君 二階堂 進君
野原 正勝君 廣瀬 正雄君
松岡嘉兵衛君 松田 鐵藏君
運輸委員

石田 博英君 宇田 國榮君
三池 信君 三木 武夫君
山田 彌一君 菅家 喜六君
田邊 國男君 高石幸三郎君
丹羽喬四郎君 山口六郎次君
通信委員

木村 守江君 中村三之丞君
建設委員

逢澤 寛君 砂原 格君
廣瀬 正雄君 堀内 一雄君
綾部健太郎君 池田正之輔君
大養 健君 大橋 武夫君
予算委員

山口六郎次君 石田 博英君
一、昨十四日、議長において、次の常
任委員の辞任を許可した。

予算委員 大西 正道君
懲罰委員 井伊 誠一君
一、今十五日、議長において、次の常
任委員の辞任を許可した。

内閣委員

生田 宏二君 今松 治郎君

内閣委員

内海 安吉君 小金 義照君
辻 寛一君 中川 俊恩君
八田 貞義君 保科善四郎君
池田 清志君 龜山 孝一君
保岡 武久君 賀屋 興宣君
綱領 彌三君 武知 勇記君
中馬 辰猪君 堤 康次郎君
細田 義安君 松岡嘉兵衛君
山本 勝市君

地方行政委員

加藤 精三君 龜山 孝一君
富田 健治君 中島 茂喜君
山崎 巖君 大久保留次郎君
辻 寛一君 根本龍太郎君
星島 二郎君 増田甲子七君
法務委員

高橋 禎一君 福井 順一君
大蔵委員

荒木萬壽夫君 押谷 富三君
黒金 泰美君 進藤 一馬君
濱田 幸雄君 福井 順一君
福永 一臣君 細田 義安君
毛利 松平君 山本 勝市君
井原 岸高君 飯塚 定輔君
加藤 精三君 木村 守江君
久野 忠治君 高橋 禎一君
中川 俊恩君 中島 茂喜君
橋本 正之君 保科善四郎君

文教委員

大野 伴陸君 坂田 道太君
正力松太郎君 根本龍太郎君
大久保武雄君 富田 健治君
飯塚 定輔君 金丸 信君

内閣委員

平塚常次郎君 山口喜久一郎君
社会労働委員

池田 清志君 古川 丈吉君
山下 春江君 今松 治郎君
大倉 三郎君 田中 角榮君
農林水産委員

金丸 信君 松岡嘉兵衛君
保岡 武久君 内海 安吉君
小金 義照君 正力松太郎君
通信委員

飯塚 定輔君 賀屋 興宣君
田中 角榮君 武知 勇記君
星島 二郎君 池田 清志君
龜山 孝一君 大野 伴陸君
河本 敏夫君 綱領 彌三君
森 清君 山崎 巖君
建設委員

大久保武雄君 橋本 正之君
坂田 道太君 福永 一臣君
予算委員

久野 忠治君 黒金 泰美君
決算委員

大久保留次郎君 大倉 三郎君
小山 長規君 堤 康次郎君
平塚常次郎君 増田甲子七君
森 清君 山口喜久一郎君
加藤 精三君 中島 茂喜君
浅香 忠雄君 荒木萬壽夫君
大久保武雄君 龜山 孝一君
富田 健治君 濱田 幸雄君
保岡 武久君 吉田 重延君
議院運営委員

安倍晋太郎君 飯塚 定輔君

昭和三十三年七月十五日 衆議院會議録第四十一号(その一) 附説を省略した議長の報告

長谷川四郎君	古川 丈吉君	廣瀬 正雄君	柳谷清三郎君	中村三之丞君	河野 孝子君	山田 彌一君	石田 博英君	法務委員	福井 順一君	高橋 禎一君
毛利 松平君	池田正之輔君	八田 貞義君	金子 岩三君	柳谷清三郎君	大橋 武夫君	通信委員	木村 守江君	大蔵委員	中島 茂喜君	飯塚 定輔君
加藤 精三君	鐵治 良作君	菊池 義郎君	池田 清志君	早川 崇君	池田 清志君	中村三之丞君	大橋 武夫君	建設委員	久野 忠治君	木村 守江君
篠田 弘作君	二階堂 進君	二階堂 進君	川崎 秀二君	古川 丈吉君	志賀健次郎君	廣瀬 正雄君	砂原 格君	建設委員	加藤 精三君	高橋 禎一君
懲罰委員		小澤佐重喜君	馬場 元治君	巨 四郎君	小澤佐重喜君	大蔵委員	堀内 一雄君	建設委員	井原 崇高君	保科善四郎君
天野 光晴君	押谷 富三君	一萬田尙登君	竹山祐太郎君	農林水産委員	岡本 茂君	予算委員	山口六郎次君	予算委員	濱田 幸雄君	進藤 一馬君
河本 敏夫君	佐々木盛雄君	綾部健太郎君	中村 梅吉君	田中 龍夫君	宇田 國榮君	石田 博英君	山口六郎次君	予算委員	黒金 泰美君	福井 順一君
高橋 禎一君	服部 安司君	濱田 正信君	高橋 禎一君	竹山祐太郎君	田中 國榮君	廣瀬 正雄君	堀内 一雄君	予算委員	毛利 松平君	押谷 富三君
濱野 清吉君	池田 清志君	大蔵 健君	薄田 美朝君	田中 榮一君	始関 伊平君	予算委員	砂原 格君	予算委員	濱田 幸雄君	進藤 一馬君
加藤 精三君	金丸 信君	堀内 一雄君	細田 義安君	關谷 勝利君	中井 一夫君	予算委員	山口六郎次君	予算委員	黒金 泰美君	福井 順一君
渡海元三郎君	床次 徳二君	堀内 一雄君	北澤 直吉君	高石幸三郎君	木倉和一郎君	予算委員	山口六郎次君	予算委員	細田 義安君	荒木萬壽夫君
富田 健治君	永田 亮一君	中村 梅吉君	小金 義照君	松岡嘉兵衛君	今井 耕君	予算委員	山口六郎次君	予算委員	福永 一臣君	山本 勝市君
(常任委員補欠選任)		小島 徹三君	秋田 大助君	野原 正勝君	八木 徹雄君	予算委員	山口六郎次君	予算委員	飯塚 定輔君	大久保武雄君
一、去る六月十七日、議長において、		福家 俊一君	菅家 喜六君	網島 正興君	三和 清一君	予算委員	山口六郎次君	予算委員	金丸 信君	富田 健治君
次の通り常任委員の補欠を指名し		園田 直君	野田 武夫君	金子 岩三君	松田 鐵藏君	予算委員	山口六郎次君	予算委員	山口喜久一郎君	平塚常次郎君
た。		菊池 義郎君	宇都宮徳馬君	網島 正興君	松田 鐵藏君	予算委員	山口六郎次君	予算委員	大野 伴陸君	正力松太郎君
議院運営委員		岩本 信行君	池田正之輔君	今井 耕君	松岡嘉兵衛君	予算委員	山口六郎次君	予算委員	根本龍太郎君	坂田 道太君
二階堂 進君	長谷川四郎君	河野 孝子君	三池 信君	野原 正勝君	網島 正興君	予算委員	山口六郎次君	予算委員	松岡嘉兵衛君	保岡 武久君
古川 丈吉君	毛利 松平君	宇都宮徳馬君	山田 彌一君	金子 岩三君	松田 鐵藏君	予算委員	山口六郎次君	予算委員	中馬 辰猪君	山本 勝市君
一、去る十二月、議長において、次の		志賀健次郎君	福永 一臣君	津島 文治君	二階堂 進君	予算委員	山口六郎次君	予算委員	賀屋 興宣君	武知 勇記君
通り常任委員の補欠を指名した。		進藤 一馬君	細田 義安君	廣瀬 正雄君	岡本 茂君	予算委員	山口六郎次君	予算委員	堤 康次郎君	今松 治郎君
内閣委員		田邊 國男君	古川 丈吉君	廣瀬 正雄君	岡本 茂君	予算委員	山口六郎次君	予算委員	生田 安一君	辻 寛一君
園田 直君	三木 武夫君	馬場 元治君	山崎 巖君	廣瀬 正雄君	岡本 茂君	予算委員	山口六郎次君	予算委員	八田 貞義君	小金 義照君
小金 義照君	谷川 和徳君	砂原 格君	金子 岩三君	廣瀬 正雄君	岡本 茂君	予算委員	山口六郎次君	予算委員	中川 俊思君	内海 安吉君
地方行政委員		逢澤 寛君	進藤 一馬君	廣瀬 正雄君	岡本 茂君	予算委員	山口六郎次君	予算委員	保科善四郎君	正力松太郎君
中山 マサ君	加藤謙五郎君	逢澤 寛君	金子 岩三君	廣瀬 正雄君	岡本 茂君	予算委員	山口六郎次君	予算委員	増田甲子七君	辻 寛一君
早川 崇君	巨 四郎君	逢澤 寛君	金子 岩三君	廣瀬 正雄君	岡本 茂君	予算委員	山口六郎次君	予算委員	根本龍太郎君	大久保留次郎君
一萬田尙登君	山崎 巖君	逢澤 寛君	金子 岩三君	廣瀬 正雄君	岡本 茂君	予算委員	山口六郎次君	予算委員	星島 二郎君	中島 茂喜君
金子 岩三君	相川 勝六君	逢澤 寛君	金子 岩三君	廣瀬 正雄君	岡本 茂君	予算委員	山口六郎次君	予算委員	龜山 孝一君	富田 健治君
高田 富興君	三田村武夫君	逢澤 寛君	金子 岩三君	廣瀬 正雄君	岡本 茂君	予算委員	山口六郎次君	予算委員	山崎 巖君	飯塚 定輔君
法務委員		逢澤 寛君	金子 岩三君	廣瀬 正雄君	岡本 茂君	予算委員	山口六郎次君	予算委員	賀屋 興宣君	田中 角榮君
逢澤 寛君	山崎 巖君	逢澤 寛君	金子 岩三君	廣瀬 正雄君	岡本 茂君	予算委員	山口六郎次君	予算委員	賀屋 興宣君	田中 角榮君

昭和三十五年七月十五日 衆議院會議録第四十一号(その一) 朗読を省略した議長の報告

七〇六

武知 勇記君 星島 二郎君	(理事補欠選任) 一、去る十二日、国土総合開発特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。	亀山 孝一君 小山 長規君 床次 徳二君 永田 亮一君	恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出) 一、去る六月二十三日内閣から提出した議案は次の通りである。	一、去る十三日内閣から提出した議案は次の通りである。 日本放送協会昭和三十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書 (議案受領) 一、去る六月二十日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。
建設委員 坂田 道太君 福永 一臣君 大久保武雄君 橋本 正之君	理事 二階堂進君(理事山村新治郎君去る十二日理事辞任につきその補欠) 科学技術振興対策特別委員 正力松太郎君 八木 徹雄君 鍛冶 良作君 小島 徹三君	志賀健次郎君 井原 岸高君 亀山 孝一君 川崎末五郎君 簡牛 九夫君 床次 徳二君 西村 英一君 山崎 巖君 島村 一郎君 田中 榮一君 丹羽 兵助君 濱田 幸雄君 松澤 雄蔵君 山村新治郎君	恩給法の一部を改正する法律案 小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 一、去る六月二十九日内閣から提出した議案は次の通りである。	一、去る六月二十日委員会に付託された議案は次の通りである。 薬事法案(内閣提出第一二七号)(参議院送付) 一、去る六月二十日委員会に付託された議案は次の通りである。
予算委員 黒金 泰美君 久野 忠治君	(特別委員選任) 一、去る十二日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 科学技術振興対策特別委員 正力松太郎君 八木 徹雄君 鍛冶 良作君 小島 徹三君	一、去る六月二十三日内閣から提出した議案は次の通りである。 恩給法の一部を改正する法律案 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案(大野伴陸君外八名提出)	一、去る六月二十三日内閣から提出した議案は次の通りである。 恩給法の一部を改正する法律案 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案(大野伴陸君外八名提出)	一、去る六月二十日委員会に付託された議案は次の通りである。 恩給法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、衆法第四五号) 内閣委員会 付託
決算委員 中島 茂喜君 淺香 忠雄君 吉田 重延君 保岡 武久君 富田 健治君 加藤 精三君	一、去る六月二十日委員会に付託された議案は次の通りである。 恩給法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、衆法第四五号) 内閣委員会 付託	一、去る六月二十日委員会に付託された議案は次の通りである。 恩給法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、衆法第四五号) 内閣委員会 付託	一、去る六月二十日委員会に付託された議案は次の通りである。 恩給法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、衆法第四五号) 内閣委員会 付託	一、去る六月二十日委員会に付託された議案は次の通りである。 恩給法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、衆法第四五号) 内閣委員会 付託
国土総合開発特別委員 山口喜久一郎君 森 清君 平塚常次郎君 増田甲子七君 堤 康次郎君 小山 長規君	一、去る六月二十日委員会に付託された議案は次の通りである。 恩給法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、衆法第四五号) 内閣委員会 付託	一、去る六月二十日委員会に付託された議案は次の通りである。 恩給法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、衆法第四五号) 内閣委員会 付託	一、去る六月二十日委員会に付託された議案は次の通りである。 恩給法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、衆法第四五号) 内閣委員会 付託	一、去る六月二十日委員会に付託された議案は次の通りである。 恩給法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、衆法第四五号) 内閣委員会 付託
二階堂 進君 加藤 精三君 鍛冶 良作君 池田正之輔君 飯塚 定輔君 古川 丈吉君 安倍晋太郎君 毛利 松平君 長谷川四郎君	一、去る六月二十日委員会に付託された議案は次の通りである。 恩給法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、衆法第四五号) 内閣委員会 付託	一、去る六月二十日委員会に付託された議案は次の通りである。 恩給法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、衆法第四五号) 内閣委員会 付託	一、去る六月二十日委員会に付託された議案は次の通りである。 恩給法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、衆法第四五号) 内閣委員会 付託	一、去る六月二十日委員会に付託された議案は次の通りである。 恩給法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、衆法第四五号) 内閣委員会 付託
公職選挙法改正に関する調査特別委員 加藤 精三君 金丸 信君 池田 清志君 床次 徳二君 富田 健治君 永田 亮一君 渡海元三郎君 河本 敏夫君 天野 光晴君 押谷 富三君 濱野 清吾君 佐々木盛雄君 高橋 禎一君 服部 安司君	一、去る六月二十日委員会に付託された議案は次の通りである。 恩給法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、衆法第四五号) 内閣委員会 付託	一、去る六月二十日委員会に付託された議案は次の通りである。 恩給法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、衆法第四五号) 内閣委員会 付託	一、去る六月二十日委員会に付託された議案は次の通りである。 恩給法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、衆法第四五号) 内閣委員会 付託	一、去る六月二十日委員会に付託された議案は次の通りである。 恩給法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、衆法第四五号) 内閣委員会 付託
公職選挙法改正に関する調査特別委員 岡崎 英城君 倉成 正君 蔵内 修治君 田中 正巳君 高橋清一郎君 服部 安司君 三田村武夫君 池田 清志君 大久保武雄君 加藤 精三君	一、去る六月二十日委員会に付託された議案は次の通りである。 恩給法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、衆法第四五号) 内閣委員会 付託	一、去る六月二十日委員会に付託された議案は次の通りである。 恩給法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、衆法第四五号) 内閣委員会 付託	一、去る六月二十日委員会に付託された議案は次の通りである。 恩給法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、衆法第四五号) 内閣委員会 付託	一、去る六月二十日委員会に付託された議案は次の通りである。 恩給法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、衆法第四五号) 内閣委員会 付託
公職選挙法改正に関する調査特別委員 岡崎 英城君 倉成 正君 蔵内 修治君 田中 正巳君 高橋清一郎君 服部 安司君 三田村武夫君 池田 清志君 大久保武雄君 加藤 精三君	一、去る六月二十日委員会に付託された議案は次の通りである。 恩給法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、衆法第四五号) 内閣委員会 付託	一、去る六月二十日委員会に付託された議案は次の通りである。 恩給法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、衆法第四五号) 内閣委員会 付託	一、去る六月二十日委員会に付託された議案は次の通りである。 恩給法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、衆法第四五号) 内閣委員会 付託	一、去る六月二十日委員会に付託された議案は次の通りである。 恩給法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、衆法第四五号) 内閣委員会 付託
公職選挙法改正に関する調査特別委員 岡崎 英城君 倉成 正君 蔵内 修治君 田中 正巳君 高橋清一郎君 服部 安司君 三田村武夫君 池田 清志君 大久保武雄君 加藤 精三君	一、去る六月二十日委員会に付託された議案は次の通りである。 恩給法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、衆法第四五号) 内閣委員会 付託	一、去る六月二十日委員会に付託された議案は次の通りである。 恩給法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、衆法第四五号) 内閣委員会 付託	一、去る六月二十日委員会に付託された議案は次の通りである。 恩給法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、衆法第四五号) 内閣委員会 付託	一、去る六月二十日委員会に付託された議案は次の通りである。 恩給法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、衆法第四五号) 内閣委員会 付託

一、去る六月二十三日委員会に付託された議案は次の通りである。
自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五一号)

小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五二号)

以上二件 商工委員会 付託
モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五三号)

運輸委員会 付託
一、去る六月三十日委員会に付託された議案は次の通りである。
總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五四号)

特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法案(内閣提出第一五五号)

以上二件 内閣委員会 付託
一、去る九日委員会に付託された議案は次の通りである。
恩給法等の一部を改正する法律案(大野伴陸君外八名提出、衆法第四六号)

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案(大野伴陸君外八名提出、衆法第四七号)

以上二件 内閣委員会 付託

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、衆法第四八号)

社会労働委員会 付託

一、去る十三日委員会に付託された議案は次の通りである。
日本放送協会昭和三十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

通信委員会 付託

一、今十五日委員会に付託された議案は次の通りである。
街燈整備促進法案(川村慈義君外十六名提出、衆法第四一五号)

建設委員会 付託

公職選挙法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外六名提出、衆法第三二一号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外六名提出、衆法第三二二号)

衆議院議員選挙区審査会設置法案(島上善五郎君外六名提出、衆法第三二三号)

以上三件 公職選挙法改正特別委員会 付託

(議案送付)
一、去る六月十七日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
積雪寒冷地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律案

同和对策審議会設置法案
東海道幹線自動車国道建設法案

一、去る六月十七日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案
昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法案
昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案
昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法案
昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律案
昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案
昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

(議案回付)
一、去る六月十七日、参議院送付の次の内閣提出案を参議院に回付した。
道路交通法案
(条約通知)
一、去る六月十九日、憲法第六十一条の規定により次の条約は本院の議決が国会の議決となつた旨参議院に通知した。
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件
(議案通知)
一、去る六月十七日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案
石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案
消防法の一部を改正する法律案
(回付議案受領)
一、去る六月二十日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

昭和三十五年七月十五日 衆議院會議録第四十一号(その一) 朗読を省略した議長の報告

運輸省設置法の一部を改正する法律案
(議案通知書受領)
一、去る六月二十日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案
農地被買収者問題調査会設置法案
自治庁設置法の一部を改正する法律案
建設省設置法の一部を改正する法律案
外務省設置法の一部を改正する法律案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法案
昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律案
裁判官の災害補償に関する法律案
裁判所法の一部を改正する法律案
昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案
昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案
昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案
昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案
国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案
日本電信電話公社法の一部を改正する法律案

一、去る六月二十日、参議院から、本院の回付した次の内閣提出案は同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。
道路交通法案
(返付議案受領)
一、去る六月十九日、参議院から返付された次の条約を受領した。
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件

(質問書提出)
一、去る五日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
山林の所有権に関する質問主意書
(石田資全君提出)
一、去る七日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
全国信用協同組合連合会並びに永代信用組合の不正事件に関する再質問主意書(松平忠久君提出)
一、去る十一日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
六・一五事件における警察官の職権乱用に関する質問主意書(猪俣浩三君提出)
(答弁通知書受領)
一、去る六月十七日、内閣から、衆議院議員石橋政嗣君提出A・B・C・C(米国民原爆被害調査委員会)誕生の経緯、性格及び日本人従業員の雇用関係等に関する質問に対して、調査に日時を要するため、昭和三十五年七月一日までに答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。
一、去る十二日、内閣から、衆議院議員石田資全君提出山林の所有権に関する質問に対して、調査等に日時を要するため、昭和三十五年七月十九日までに答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

(答弁書受領)

一、去る六月二十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山中吾郎君提出臨海都市建設に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山中吾郎君提出中立政策に関する質問に対する答弁書
衆議院議員堀内一雄君提出屋外広告物の規制に関する質問に対する答弁書

臨海都市建設に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和三十五年六月十一日
提出者 山中 吾郎
衆議院議長清瀬一郎殿
臨海都市建設に関する質問主意書

昨年の伊勢湾台風による災害につきき今回のチリ津波災害の惨状にかんがみ、海岸保全事業と臨海都市計画の重要性を痛感する。島国日本として、臨海地域は、つねに海からくる災害に対する特別の配慮を必要とするといふまでもない。ことに、港湾の地形によつて住民の居住地は集中する傾向があることから考へて、臨海市町村の都市計画については、港湾設備、堤防、埋立、その他土地の利用計画並びに住宅、水道等

の都市計画につき特別の配慮を必要とする。
なお、最近、海岸の埋立事業の無計画な推進の動きがあり、また国会において議員立法として臨海地域開発促進法案の審議が行なわれているが、災害を考慮しない臨海都市の開発が利権意欲に刺激されて行なわれる危険があり、憂慮にたえない。

これらの観点より、臨海都市建設に関する特別立法を行ない、次の内容につき、国の財政的援助と強力な指導を必要と考えるが、政府の見解をおききたい。
一 すべての臨海市町村は防災都市計画を樹立する義務をもつこと。
二 臨海市町村の樹立する防災都市町村計画に対して国は特別の財政援助を行なうこと。
三 住宅地域、開田地域、工業地域、商業地域等の設定は常に災害防止の見地をとり入れて決定せねばならないことにすること。
四 住宅様式も防災建築として特別の指導と特別の補助、金融の措置を行なうことにすること。
五 その他防災に必要な建設計画に対して市町村と国の責任をあきらかにすること。

右質問する。

昭和三十五年六月二十一日

内閣総理大臣 岸 信介

衆議院議長 清瀬一郎殿

衆議院議員 山中吾郎君提出臨海都市建設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員 山中吾郎君提出臨海都市建設に関する質問に対する答弁書

質問一及び二について

都市計画の決定にあつては、本来防災の目的をも含めた都市の重要施設の計画を樹立すべきものであり、臨海市町村の都市計画の策定にあつては、防災の見地をとり入れることは、現行都市計画法において対処しうるものと考ええる。

なお、国の財政援助については一般的には公共土木施設に関する管理法によつて措置し、また、必要があるときは、特別立法等の措置を検討したい。

質問の三について

工業地域、商業地域等の用途地域の指定にあつては、現在においても常に災害防止をも考慮に入れて指定しているが、今後も質問の趣旨にそつて適切な用途地域を

定めるようにしたい。また、建築基準法による災害危険区域の指定についても検討したい。

質問の四について

従来からも臨海地域については、できるかぎり堅牢な耐火構造の住宅を建設することに努めているが、今後とも質問の趣旨にそつて努力したい。

なお、住宅金融公庫の中高層融資の利用についても考慮したい。

質問の五について

防災施設の整備に関する国及び地方公共団体の責任については、公共土木施設に関する管理法によつて明確にされているが、これらの土木施設に関する計画の樹立及びその実施にあつては、都市計画の見地から全体の調整を図つて推進するよう努めたい。

右答弁する。

中立政策に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

提出者 山中 吾郎
衆議院議長 清瀬一郎殿

中立政策に関する質問主意書

岸首相は、しばしば中立主義は現実的でないとし、また共産圏に近づく危険あるとし、日米関係の経済的軍事的強化を図ることの理由にしている。この点につき、次の疑問につき政府の御見解を承りたい。

一 政府は「資本主義が善、社会主義、共産主義は悪」との偏見に立っていないか。人類はすでに社会主義を国家体制として実施しつつあり、その実績をあらわしている。日本国民は資本主義と社会主義を自由に選択して、これからの政治のあり方を定める権利があると思うが、政府の所見を承りたい。

二 戦後世界が米ソ二大陣営に分裂したために、その谷間に位置する弱小国家の中には、朝鮮、ドイツ、ヴィトナムのように民族が分裂して自由国家と社会主義国家にわかれていくものが多い。幸い、わが国は分裂をまぬがれて民族の統一を保持している。そのかわりに、国民の思想を反映して資本主義政である自民党と社会主義政である日本社会党、日本共産党及び民主社会党が対立して政党政治が行なわれているのは自然の成り行きと云ふところであろう。

この異質の政対立の中で議会主義を守り憲法にしたがつて民主政治を行なうためには、米ソいずれにも軍事基地を与えず、軍事的援助義務をもたない「中立政策」によつてのみ共通の土俵をもつことができる。すなわち民族の統一を守る道であるとともに議会主義を守る唯一の道であると思うが政府の所見を承りたい。

自民党が日米軍事同盟を主張し、社会党が日ソ軍事同盟を主張するとすれば、民族の分裂の道をあゆむか、しからざれば一方が他方を弾圧して議会主義を否定し、独裁の道を選ぶことにならうと思うが政府の見解をおききしたい。

右質問する。

昭和三十五年六月二十一日

内閣総理大臣 岸 信介

衆議院議長 清瀬一郎殿

衆議院議員 山中吾郎君提出中立政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員 山中吾郎君提出中立政策に関する質問に対する答弁書

一 通常資本主義、社会主義、共産主義等と称せられるものは、各種の社会ないし経済構造のあり方をその特徴にしたがつて分類したものであつて、善ないし悪というようないし倫理的、倫理的規準をもつて測定し得るものとは本質的にことなる。したがつて政府が資本主義は善であり、社会主義、共産主義は悪であるというようないし倫理的判断や偏見を有していると考えすることは誤りである。

わが政府は、自由民主主義の根本原則に則り、自由に表明された国民多数者の意志にしたがつて形成され、その多数者の意志にしたがつて行政を運営しているものであつて、現在わが国民の多数者は経済上ないし社会構造上の原則として資本主義の諸原則を採用することを適当と認めている。しかしながらここにいう資本主義という概念も時代とともに徐々に変化しているものであつて、わが国においても基本的人権としての自由と平等、勤労者の団結権等が憲法によつて保障されているのであり、かかる前提の上に資本主義の諸原則が適用されているのである。

昭和三十三年七月十五日 衆議院會議録第四十一号(その一) 附説を省略した議員の報告

これらは前述のごとく、すべて自由に表明されたわが国民の意志に基いて行なわれているのであつて、わが国民が将来とも自由にその多数者の意志にしたがつて政治なり経済なりのあり方を決める権利を有することは当然である。

二 民主主義といふ議會主義といわれるものは、自由に表明された国民の意志の中多数者の意志を実現することを根本原則とする。この原則が常に支障なく実現される限り、議會主義ないし民主主義は破壊される危険はない。

したがつて根本は常にわが国民多数者の欲するところにあるのであつて、「中立政策」といふような特定な政策を採用することによつて議會主義が守られるという論理には矛盾がある。

現在わが政府が国民多数の意志にしたがつて形成され、国民多数の意志にしたがつて國政の運営に当たつてゐることは前述のとおりであるが、政府は東西に相対立する世界の現状と、特に政治的、経済的に不安定な東亜の現状とを冷静に考慮すれば、現在わが國が「中立政策」をとることはわが國の

安全とその民主主義的發展を保障するゆえんではなく、むしろ米國との協力によつてその安全を保障することが最も適當であると考へてゐる。これは国民多数者の意志を反映するものであつて、民主主義の根本原則にしたがつて決定された意志であるから、このような意志をわが國民全体が尊重する限り、議會主義も、民族の統一も破壊される危険はない。民族の統一を破り、ないし独裁への道を開くものは、むしろこのような民主主義の根本原則を無視ないし否認することである。

右答弁する。

屋外広告物の規制に関する質問主意書

右の質問書を提出する。

昭和三十三年六月十三日

提出者 堀内 一雄

衆議院議長清瀬一郎殿

屋外広告物の規制に関する質問主意書

一 屋外広告物法は都市の美観、風致や居住地の環境、あるいは文化財などが広告物によつて害されないように、保護することを目的とした法律であるが、この保護の名

前に重点がかかり過ぎて、ややもすれば広告の取締りに行きすぎが生じ、広告の価値が軽視されるおそれが多分にある。

そこで産業や経済の發達の面での広告の役割、つまり広告の経済的価値をここで再認識する必要があると思ひ、政府の見解を伺いたい。

二 次に広告のなかには風致や美観の上で、逆に役だつてゐるものが多々ある。ことに市街地においては、プラスする面が非常に多い。

たとえば東京都では、現にオリンピック誘致のため東京の夜景を宣伝して、大いに役立ててゐる。また外人の間ではネオンなどによる日本の夜景の評判が非常にいい。

このため特に夜景を讚美した詩を寄せたイタリア人や、これに絶賛した外人旅行記などもあり、観光客の目を大いに楽しませていることは周知の通りである。

わが國は、輸出産業や観光事業を今後ますます伸ばさなければならぬ立場にあるが、この見地から広告取締りの行きすぎのないように、特にお願いしたいが当局の考えはどうか。

三 現在の屋外広告物法は終戦間も

ない昭和二十四年六月に制定されたが、その後産業や経済は急速に復興し、國民の生活様式も一変した。また広告そのものの質も技術も非常に進歩し、種類も複雑になつてきて、一律に取締るのは困難になつてきたが、当局の考えはどうか。

なお最近新聞などで、九十パーセント近くまで違反広告である、などといわれるのも、さきほど述べた取締りの行きすぎや、こうした法の制定当時と今日の發展変化によるものではないかろうか。

この意味から屋外広告物法を再検討されてはどうか。保護育成を要する面については、今後積極的に努力して欲しいと思ひ、政府の考えはどうか。

四 行政も地方の末端となると、とかく中央の意向が徹底しない場合が起り得る。趣旨がゆがめられたり、誤まれたりするものも少なくない。ことに末端の窓口では、どうかすると個人的趣味や思ひつき、あるいは感情とも思われるもので左右されることがある。

ことに通達があつたため出されたりすると、末端の理事者はとか

くこれに刺激されて、錯覚を起しやすいで間違ひのないようにお願いしたいが、この配慮について当局の考えはどうか。

五 さる一月四日付で出された建設次官並びに計國局長の、広告物規制強化についての通達は、これまでに法律や条例で規制されているにもかかわらず、これに違反したものが多く、規定通り実施されていないので、これを是正し、これまでの規則通りに実施するにあると見て差しつかえないかどうか。

つまり、未制定、未規制の県は別として、すでに規制している都道府県に関する限り、現行の条例の範囲で当局は満足してゐるのかどうか。さらには、既存の地方自治体の条例程度で、将来ともにいかどうかを伺いたい。というのは通達の題名が「広告物の規制の強化について」とあるので、今度あらためて規定を強化し、事実上規制を強くする意味があるように受けとれるので、特にこの点を押しておきたい。

六 通達のなかにある『記の第二項の第一号』は、屋外広告物法第四十条第一項第五号の運用であらう

が、ここにある『通過』とか『望見』という言葉の内容からすると、適用地域をいくらでも広げられる危険性がある。そこでこの解釈を、例をあげて具体的に説明された。

これは市街地、あるいは商業地域、工業地域にも適用されるのかどうか。景色のいい山岳や湖水、海浜を背景とする市街地や商業地域は、全国至るところにままある。富士山を背景にした静岡県などはその好例であるが、これらほどの程度に扱われるのか。対照になるかどうか。

七 つぎに同じく通過の『記の第二項の第二号』の意味はどうなのか。つまり『記の前号』以外の地域でも、美観や風致の必要を認めた地域は制限地域として、広告物を許可制にし得るという意味なのかどうか。

八 右の意味だとすると、さきほどの市街地や商業地域がふたたび心配になつてくる。これが対照になるとすれば、広告主や広告業者への影響は非常に大きい。ひいては観光や輸出産業の振興をも阻害するものと思う。

特に後段にある『表示面積三十メートル平方以下』とか、当該道路

などからの隔たりや広告物相互間の隔たり百メートル以上とする』規程は、市街地の広告も野立のみとなり、事実上広告を全面的に禁止するものなものである。したがって今日の経済の現状や、市街地の実体にそわないものであるが、現に東京都では、今後はネオンを規制するとのうわさが出ている。これはネオンの観光的効用に逆行するものである。そこでこの規制については市街地を除外することをできるだけ早く明文化されたいと思ふがどうか。

九 通過『記の第二項の第二号』は、屋外広告物法第四第一項の第七号の適用だと思うが、これと同様の懸念のあるのは、同じく法第四第二項の第四号の、指定する物件についての運用に問題が残る。この物件は市街地のビルなどの屋上を利用する建設物の場合や、広告塔などを含むのかどうかである。

そこで屋外広告物法第四第一項の第七号と、第二項の第四号の精神と内容を再確認したい。

一〇 なおネオン広告の場合など、

屋外広告物法第四第一項の規定によつて掲示できる広告塔などが、たまたま末端理事者の主観的考案で、大きさ、形態あるいは色彩を制限する場合が往々ある。これは技術的知識を持たない理事者の独善的行政執行であり、さきの通過の精神からいつても反するものと思うがどうか、政府の所信を質したい。

なお、この対策の一つとして、審議会に技術的にわかる業界代表や学識専門家を加える必要があらうと思うが、この点もあわせてお伺いしたい。

右質問する。

昭和三十五年六月二十一日

内閣総理大臣 岸 信介

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議員堀内一雄君提出屋外広告物の規制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員堀内一雄君提出屋外広告物の規制に関する質問に対する答弁書

質問一、二、三及び四について

屋外広告物については、その性質上法律により一律に規制することとは、必ずしも適当とは考えられないので、現行法においては一般的基準を示すにとどめ、具体的運用は地方条例にゆだねる立前をとっている。したがって、その運用にあつては、屋外広告物の経済的価値を考慮して法の趣旨にそつより十分行政指導を行なう所存であり、現在のところ屋外広告物法を改正することは考えていない。

質問五、六、七及び八について

さる一月四日付の建設事務次官ならびに建設省計画局長通過は条例の制定又は改正ならびにその運用の適正化をはかるよう指示したものである。したがって、従来よりも規制が強化される場合もありうるものと考ええる。

また、建設省計画局長通過中の「記の第二項」は原則として市街地の連たん区域については適用しないこととしている。なお、禁止又は制限の地域の指定にあつては、いたずらに過大な範囲にわたることのないよう屋外広告物審議会の議を経て決定する等慎重に行なうよう指導している。

質問九について

屋外広告物法第四第一項第七号及び第二項第四号の規定は、各地方の特殊事情により禁止又は制限の対象とする必要のあるものにつき都道府県の判断によつて、禁止制限する途を開いたものである。

質問十について

広告物の許可基準設定の際には屋外広告物審議会の議を経て決定する等慎重な取り扱いをするよう指導している。また、屋外広告物審議会の構成についても審議会の判断が公正に行なわれるよう十分指導したい。

右答弁する。

一、去る一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員石橋政嗣君提出A・B・C・C(米国原爆傷害調査委員会)誕生の経緯、性格及び日本人従業員の雇用関係等に関する質問に対する答弁書

A・B・C・C(米国原爆傷害調査委員会)誕生の経緯、性格及び日本人従業員の雇用関係等に関する質問主意書

昭和三十三年七月十五日 衆議院會議録第四十一号(その一) 朗読を省略した議長の報告

右の質問主意書を提出する。

昭和三十三年六月八日

提出者 石橋 政嗣

衆議院議長清瀬一郎殿

A・B・C・C(米国原爆傷害調査委員会) 誕生の経緯、性格

及び日本人従業員の雇用関係等

に関する質問主意書

A・B・C・Cは、純民間団体であるとして、その研究に要する費用の大部分は、A・E・C(原子力委員会)から支出されており、また、日本政府機関と共同して事業を行なっているようである。

かかる不明確な性格は、そのまま日本人従業員の雇用関係をも非常に不明朗なものとしているのが実状である。

この際、かかる点を解決するためにも必要なので、次に掲げる事項について詳細に答弁されたい。

記

一 A・B・C・C誕生の経緯並びに講和条約発効時における取扱いについて。

特に国際法、国内法上、同機関の占める地位について。

一 A・B・C・Cの性格、特に合衆国政府との関係について。

A・B・C・Cの経費と合衆国国家予算との関係について。

A・B・C・Cと駐留軍との関係について。

A・B・C・Cの機構及び任務について。

一 A・B・C・Cと日本政府との関係について。

一 A・B・C・Cに勤務する日本人従業員の雇用関係について。

特に、国内法上の取扱、あるいは最終的な雇用の責任者は誰であるかを明確にされたい。

右質問する。

昭和三十三年七月一日

内閣総理大臣 岸 信介

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議員石橋政嗣君提出 A・B・C・C(米国原爆傷害調査委員会) 誕生の経緯、性格及び日本人従業員の雇用関係等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員石橋政嗣君提出 A・B・C・C(米国原爆傷害調査委員会) 誕生の経緯、性格及び日本人従業員の雇用関係等に関する質問に対する答弁書

一 A・B・C・Cは、昭和二十一年十一月二十六日付米大統領の指令に基づき、原子爆弾放射能の人体に及ぼす影響について生物学的、医学的研究を行なうため、米

国学士院—学術会議(National Academy of Science National Research Council)の委託を受け、わが国において調査研究を行なっているものである。

二(1) A・B・C・Cの経費は、合衆国連邦政府予算によりまかなわれており、米原子力委員会より米国学士院—学術会議を通じて支出されている。

(2) A・B・C・Cは、在日米軍の一部でなく、その指揮監督も受けない。

(3) A・B・C・Cは、広島及び長崎に研究所、東京に連絡事務所を有し、前者は所長(広島研究所駐在)の下に事務、臨床、病理、社会医学、統計等の諸部門を有する。A・B・C・Cは、原子爆弾放射能の人体に及ぼす影響について生物学的、医学的研究を行なうことを任務とする。

三 A・B・C・Cは、昭和二十三年以来国立予防衛生研究所の支所たる広島及び長崎原子爆弾影響研究所と共同研究を行なっている。共同研究の主たる内容は、被爆者の健康調査並びに遺伝に関する研究、被爆小児の発育に関する研究、死亡被爆者の病理学的研究などであつて、研究結果は学会発表、刊行物等により公表されている。

四 A・B・C・Cの日本人従業員の雇用関係は、日本国法令が適用される。雇用契約のA・B・C・C側当事者はA・B・C・C事務部長であるが、最終的な雇用の責任者はA・B・C・Cを代表する所長であると思われる。

右答弁する。

一、昨十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員松平忠久君提出全国信用協同組合連合会並びに永代信用組合の不正事件に関する再質問に対する答弁書

全国信用協同組合連合会並びに永代信用組合の不正事件に関する再質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十三年七月七日

提出者 松平 忠久

衆議院議長清瀬一郎殿

全国信用協同組合連合会並びに永代信用組合の不正事件に関する再質問主意書

本件に関しては、昭和三十三年五月二十五日付質問第一〇号をもつて質問主意書を提出したのに対し六月三日付答弁第一〇号をもつて回答があつたが、右について更に次の事項を再質問する。

一 永代信用組合が貸出限度額を超過して融資している会社又は過去に融資した会社は興國農機株式会社、鎌倉ハム食品株式会社、一元青果株式会社、横浜電子株式会社等のほかに多数に上るものとうわさされているが、事実貸出限度額を超過して融資している融資先及びその融資額を調査の上回答されたい。

二 永代信用組合理事長山屋八万雄は、これらの融資先の会社の社長、会長、又はその他の重役を多数社にわたつて兼務している由であるが、山屋は現在永代信用組合の融資先のいかなる会社のいかなるポストを兼務しているか、あわせて調査の上回答されたい。

三 永代信用組合の不正事件に関する再質問主意書

三 全国信用組合連合会の永代信用

組合に対する貸出金が貸出限度額を超過して行なわれた事実を政府の昭和三十五年六月三日受領答弁第一〇号の回答は認めているが、右は明らかに一般法並びに金融機関を律する各種の特別法に違反すると思料せられるが、右については昭和三十五年三月十九日付をもつて東京地検に対し改めて告発が行なわれているが、その進捗よく状況を承りたい。

四 答弁第一〇号第三項及び第五項

記載の大蔵省並びに東京都の各検査時点における検査結果の回答は質問主意書の求めた検査時点と相違しているもので、昭和三十一年八月一日より昭和三十二年八月三十一日までの間における永代信用と全信連間の預金関係並びに貸借関係及び拡充費の受払いを調査の上、永代信用と全信連の間に不都合はないか回答されたい。

右質問する。

昭和三十五年七月十四日

内閣総理大臣 岸 信介

衆議院議長 清瀬一郎殿

衆議院議員 松平忠久君提出全国信用協同組合連合会並びに永代信用組合

の不正事件に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員 松平忠久君提出全国信用協同組合連合会並びに永代信用組合の不正事件に関する再質問に対する答弁書

1 東京都からの報告によれば、永代信用組合がその業務方法書に定める限度額を超過して貸し出してゐる事例は若干認められるが、検査の結果知り得た貸出の一般的内容等につき公にすることは適當でないと考える。

2 東京都からの報告によれば、永代信用組合長山屋八万雄氏は若干の会社の役員を兼務しているが、このような個人的事項につき公にすることは適當でないと考える。

3 山屋八万雄理事長については、松澤準人氏より東京地方検察庁に昭和三十五年六月一日付告発状が提出され、同地検において捜査中である。

4 昭和三十一年八月一日から昭和三十二年八月三十一日までの期間における永代信用組合の全国信用協同組合連合会に対する預け金の残高等と同連合会の同組合からの

預かり金の残高等の不符合の有無については、例えば昭和三十五年六月三日答弁第一〇号第四項にも述べたように、両者の帳簿上の金額が一致していなかった事実がある。

右答弁する。

昭和三十三年七月十五日 衆議院會議録第四十一号(その二)

三七三號)
五 同(保利茂君紹介)(第一三九
四號)

七六

- 六 同(河上丈太郎君紹介)(第一五五七号)
 - 七 同(岡本茂君紹介)(第一六一号)
 - 八 同(山中吾郎君紹介)(第一八四六号)
 - 九 同(鈴木一君紹介)(第二〇〇七号)
 - 一〇 同(本島百合子君紹介)(第二〇〇八号)
 - 一一 同(加藤勘十君紹介)(第二一九九号)
 - 一二 同(片山哲君紹介)(第二一六三三号)
 - 一三 同(河上丈太郎君紹介)(第二二〇七号)
 - 一四 同(黒金泰美君紹介)(第二二七九号)
 - 一五 同(櫻内義雄君紹介)(第二三七三三号)
 - 一六 同(武知勇記君紹介)(第二四三五五号)
 - 一七 同(藤本捨助君紹介)(第二七七三三号)
 - 一八 同(足鹿覺君紹介)(第二九二六号)
 - 一九 同(岡良一君紹介)(第三〇三九号)
 - 二〇 同(栗原俊夫君紹介)(第三〇四〇号)
 - 二一 同(小松信太郎君紹介)(第三一七一七号)
 - 二二 同(本島百合子君紹介)(第三一七二二号)
 - 二三 同(中會根康弘君紹介)(第三四一六一号)
 - 二四 同(西村直己君紹介)(第四一六二二号)
 - 二五 同(羽田武嗣郎君紹介)(第四一六三三号)
 - 二六 大神丸爆沈による損害補償に關する請願(山中貞則君紹介)(第三三六一号)
 - 二七 町名及び地番の整理に要する經費国庫負担に關する請願(足立篤郎君外二名紹介)(第六九六〇号)
 - 二八 鹿児島地方事務局喜入出張所存置に關する請願(上林山榮吉君紹介)(第六八八号)
 - 二九 宇都宮地方事務局間々田町出張所改築促進に關する請願(山口好一君紹介)(第二二七八号)
 - 三〇 横浜地方事務局寒川出張所存置に關する請願(岩本信行君紹介)(第六九八六号)
 - 三一 鎌倉簡易裁判所庁舎の改築に關する請願(中村梅吉君外二名紹介)(第一八四七号)
 - 三二 滋賀刑務所移転促進に關する請願(今井耕君紹介)(第七八八九号)
 - 三三 外務委員会
 - 一 世界連邦実現促進に關する請願(北村徳太郎君紹介)(第七七五五号)
 - 二 同(稻葉修君紹介)(第七七六三三号)
 - 三 同(佐々木盛雄君紹介)(第七七七七号)
 - 四 同(櫻内義雄君紹介)(第七七八八号)
 - 五 同外一件(村瀬宣親君紹介)(第七七九七号)
 - 六 同(山本猛夫君紹介)(第八一五五号)
 - 七 同(佐々木盛雄君紹介)(第八一六六号)
 - 八 同(北村徳太郎君紹介)(第八一七七号)
 - 九 韓国留滞漁船員救出等に關する請願(田口長治郎君紹介)(第九四六六号)
 - 一〇 世界連邦実現促進に關する請願(北村徳太郎君紹介)(第九八八八号)
 - 一一 同(佐々木盛雄君紹介)(第九八九九号)
 - 一二 同(櫻内義雄君紹介)(第九九〇〇号)
 - 一三 同(山本猛夫君紹介)(第九九一一号)
 - 一四 同(大野幸一君紹介)(第一三三七五号)
 - 一五 同外一件(中崎敏君紹介)(第一三七七六号)
 - 一六 同(水谷長三郎君紹介)(第一三七七七号)
 - 一七 同(門司亮君紹介)(第一三七七八号)
 - 一八 同(本島百合子君紹介)(第一三七七九号)
 - 一九 同(西村関一君紹介)(第一五五六〇号)
 - 二〇 同(帆足計君紹介)(第一五六二二号)
 - 二一 同(穂積七郎君紹介)(第一五六三三三号)
 - 二二 同(松平忠久君紹介)(第一五六三三三三号)
 - 二三 同外一件(稻葉修君紹介)(第一六〇五五号)
 - 二四 同外二件(北村徳太郎君紹介)(第一六〇六六号)
 - 二五 同外二件(櫻内義雄君紹介)(第一六〇七七号)
 - 二六 同外三件(中山マサ君紹介)(第一六〇八八号)
 - 二七 同外一件(村瀬宣親君紹介)(第一六〇九九号)
 - 二八 同外二件(山本猛夫君紹介)(第一六一〇〇号)
 - 二九 同外二件(長谷川保君紹介)(第一八四八八号)
 - 三〇 同(西村関一君紹介)(第一八四九九号)
 - 三一 同外二件(大野幸一君紹介)(第二〇一六六号)
 - 三二 同(菊川君子君紹介)(第二〇一七七号)
 - 三三 同外二件(門司亮君紹介)(第二〇一八八号)
 - 三四 同(松平忠久君紹介)(第二三七九七号)
 - 三五 同(辻原弘市君紹介)(第二三八〇〇号)
 - 三六 同(稻葉修君紹介)(第二三九五五号)
 - 三七 同(稻葉修君紹介)(第二四四四四号)
 - 三八 同(受田新吉君紹介)(第二四四五五号)
 - 三九 同(大久保留次郎君紹介)(第二四六四四号)
 - 四〇 同(佐々木盛雄君紹介)(第二四六四七号)
 - 四一 同(國田直君紹介)(第二四八八八号)
 - 四二 同(中山マサ君紹介)(第二四八九九号)
 - 四三 同(中崎敏君紹介)(第二六五〇〇号)
 - 四四 同(村瀬宣親君紹介)(第二六五一七号)
 - 四五 同(門司亮君紹介)(第二六五二二号)
 - 四六 同(帆足計君紹介)(第二六七五五号)
 - 四七 同(風見章君紹介)(第二七七六六号)
 - 四八 同(稻葉修君紹介)(第二七八四四号)
 - 四九 同(佐々木盛雄君紹介)(第二八四六六号)
 - 五〇 同(櫻内義雄君紹介)(第二八四七七号)
 - 五一 同(高瀬傳君紹介)(第二八四八八号)
 - 五二 同(村瀬宣親君紹介)(第二八四九九号)
 - 五三 同(佐々木盛雄君紹介)(第三一一一七号)
 - 五四 同(高瀬傳君紹介)(第三一二二二号)
 - 五五 同(村瀬宣親君紹介)(第三一二三三三号)
 - 五六 同(帆足計君紹介)(第三一二四四四号)
 - 五七 同(穂積七郎君紹介)(第三一二五五五号)
 - 五八 同(大野幸一君紹介)(第三一二六六六号)
 - 五九 同外一件(加藤謙造君紹介)(第三一二七七七号)
 - 六〇 同(春日一幸君紹介)(第三一二七八八号)
 - 六一 同(菊川君子君紹介)(第三一二八九九号)
 - 六二 同(西村関一君紹介)(第三一二九〇〇号)

七一八

- [illegible]

昭和三十五年七月十五日 衆議院會議録第四十一号(その二) 請願日程

- 五六 同(天野光晴君紹介)(第三九六二二號)
一五七 同(山本勝市君紹介)(第三九六三三號)
一五八 結核療養所、病院の建築費に關する請願(内田常雄君紹介)(第三七四五五號)
一五九 同(本島百合子君紹介)(第三七四六六號)
一六〇 動員学徒犠牲者援護に關する請願外三件(千葉三郎君紹介)(第三八二九九號)
一六一 戦傷病者のための単独法制定に關する請願(井出一太郎君紹介)(第四一六七七號)
一六二 同(八田貞義君紹介)(第四一六八八號)
一六三 同(齋藤邦吉君紹介)(第四一九七七號)
一六四 同(福田一君紹介)(第四二九七七號)
一六五 理容師法の一部改正に關する請願(大石武一君紹介)(第四一六九九號)
一六六 同(大橋武夫君紹介)(第四一七〇〇號)
一六七 同(網島正興君紹介)(第四一七一七號)
一六八 同(田中伊三次君紹介)(第四一九八八號)
一六九 同(永山忠則君紹介)(第四一九九九號)
一七〇 同(八田貞義君紹介)(第四二〇〇〇號)
一七一 同外一件(藤本捨助君紹介)(第四二八三三號)
一七二 同(臼井莊一君紹介)(第四二八四四號)
一七三 同(中村三之丞君紹介)(第四二八五五號)
一七四 同(水田三喜男君紹介)(第四二八六六號)
一七五 酒害対策費に關する請願(中會根康弘君紹介)(第四一七四四號)
一七六 同(西村直己君紹介)(第四一七五五號)
一七七 同(藤山愛一郎君紹介)(第四一七六六號)
一七八 酒癮矯正施設設立に關する請願(坂田英一君紹介)(第四一七七七號)
一七九 同(中會根康弘君紹介)(第四一七八八號)
一八〇 同(西村直己君紹介)(第四一七九九號)
一八一 同(藤山愛一郎君紹介)(第四一八〇〇號)
一八二 結核療養所、病院の建築費に關する請願(野田武夫君紹介)(第四一八一七號)
一八三 戦傷病者のための単独法制定に關する請願(天野光晴君紹介)(第四四〇九號)
一八四 理容師法の一部改正に關する請願(中山マサ君紹介)(第四四二二號)
一八五 同(古川丈吉君紹介)(第四四二三三號)
一八六 同(伊藤よし子君紹介)(第四四六三三號)
一八七 同(小林正美君紹介)(第四四六四四號)
一八八 同(大原亨君紹介)(第四四六五五號)
一八九 医療施設不燃化等の建築費助成に關する請願(中村高一君紹介)(第四六九二二號)
一九〇 戦傷病者のための単独法制定に關する請願(木村守江君紹介)(第四七二八八號)
一九一 理容師法の一部改正に關する請願(前尾繁三郎君紹介)(第四七二九九號)
一九二 同(西村榮一君紹介)(第四四九五五號)
一九三 同(門司亮君紹介)(第四四九六六號)
一九四 医療施設不燃化等の建築費助成に關する請願(北條秀一君紹介)(第五六三六六號)
一九五 理容師法の一部改正に關する請願(柳谷清三郎君紹介)(第五七七六七號)
一九六 同(今澄勇君紹介)(第五八八四四號)
一九七 医療施設不燃化等の建築費助成に關する請願(臼井莊一君紹介)(第五八八三三號)
一九八 理容師法の一部改正に關する請願(池田清志君紹介)(第六〇四一七號)
一九九 同(志賀健次郎君紹介)(第六〇四二二號)
二〇〇 同(齋藤邦吉君紹介)(第六四二二二號)
二〇一 同(飯塚定輔君紹介)(第六五五〇〇號)
二〇二 戦傷病者のための単独法制定に關する請願(北澤直吉君紹介)(第六五四七七號)
二〇三 同(始関伊平君紹介)(第六六八五五號)
二〇四 同(木倉和一郎君紹介)(第六九三三三號)
二〇五 同(臼井莊一君紹介)(第六九七六六號)
二〇六 大島青松園の施設整備に關する請願(藤本捨助君紹介)(第六九五〇〇號)
二〇七 国民健康保険事業療養給付費等に対する困庫負担率引上げに關する請願(中村幸八君外二名紹介)(第六六六三三號)
二〇八 理容師法の一部改正に關する請願(巨四郎君紹介)(第六九六五五號)
二〇九 同(周東英雄君紹介)(第六九七九七號)
二一〇 同(小金義照君紹介)(第六九九五五號)
二一一 同(古井喜實君紹介)(第六九九六六號)
二一二 同(田中角榮君紹介)(第七〇〇七七號)
二一三 榮養士法及び榮養改善法の一部改正に關する請願(菊池義郎君紹介)(第六九九三三號)
二一四 同(八田貞義君紹介)(第六九九四四號)
二一五 同(鍛冶良作君紹介)(第七〇〇五五號)
二一六 同(山崎巖君紹介)(第七〇〇六六號)
二一七 同(河本敏夫君紹介)(第七〇一五五號)
二一八 同(志賀健次郎君紹介)(第七〇一六六號)
二一九 同(中村三之丞君紹介)(第七〇一七七號)
二二〇 同(大石武一君紹介)(第七〇二七七號)
二二一 同(川崎秀二君紹介)(第七〇二八八號)
二二二 同(重政誠之君紹介)(第七〇二九九號)
二二三 同(國田直君紹介)(第七〇三〇〇號)
二二四 同(田中榮一君紹介)(第七〇三一七號)
二二五 同(田邊國男君紹介)(第七〇三二二號)
二二六 同(中山マサ君紹介)(第七〇三三三號)
二二七 同(野田武夫君紹介)(第七〇三四四號)
二二八 同(古川丈吉君紹介)(第七〇三五五號)
二二九 同(小泉純也君紹介)(第七〇四〇〇號)
二三〇 同(小金義照君紹介)(第七〇四八八號)
二三一 健康保険診療報酬点数表の病理組織検査点数改正に關する請願(八田貞義君紹介)(第七〇四五五號)
二三二 理容師法の一部改正に關する請願(愛知探一君紹介)(第七〇五三三號)
二三三 同(西村直己君紹介)(第七〇七五五號)
二三四 同(山口シツエ君紹介)(第七〇七九〇〇號)
二三五 榮養士法及び榮養改善法の一部改正に關する請願(大橋武夫君紹介)(第七〇五四四號)
二三六 同(齋藤邦吉君紹介)(第七〇六五五號)

- 一 低溫貯藏農業倉庫の設置に
関する請願(田中彰治君紹介)(第
二五三三號)

二 県外移出米助成金交付に關
する法律制定促進に關する請願
(吉川久衛君紹介)(第三〇六
號)

三 国有林用苗木買上げに關す
る請願(三田村武夫君紹介)(第
三〇八號)

四 同(生田宏一君紹介)(第三
六三三號)

五 同(館俊三君紹介)(第四六
七號)

六 林業種苗法の一部改正に關
する請願(三田村武夫君紹介)
(第三〇九號)

七 同(生田宏一君紹介)(第三
六四四號)

八 同(館俊三君紹介)(第四六
八號)

九 農道事業の國庫補助率引上
げに關する請願(櫻内義雄君紹
介)(第四六四號)

二〇 水産実習船操業回数の増加
に關する請願(關谷勝利君紹介)
(第四六五號)

二一 農業災害補償制度の改正に
關する請願(關谷勝利君紹介)
(第四六六號)

二二 国有林用苗木買上げに關す
る請願(荒松清十郎君紹介)(第
四九一號)

二三 同(井出一太郎君外二十七
名紹介)(第六四九號)

二四 林業種苗法の一部改正に關
する請願(荒松清十郎君紹介)
(第四九二號)

二五 同(井出一太郎君外二十七
名紹介)(第六五〇號)

二六 開拓道路及び橋りより、補修
費等國庫補助増額に關する請願
(鈴木善幸君紹介)(第四九六
號)

二七 めん羊事業振興特別措置法
制定に關する請願(大石武一君
紹介)(第六五一號)

二八 農地保全事業の関連工事に
對する國庫補助等増額に關する
請願(瀬戸山三男君紹介)(第六
五二號)

二九 甘しよの価格安定等に關す
る請願(瀬戸山三男君紹介)(第
六五三號)

三〇 國產大豆集荷業者を調整機
関に指定の請願(山本猛夫君紹
介)(第六五六號)

三一 鹿屋市、垂水市及び肝付地
区町村に部分林造成に關する請
願(二階堂進君紹介)(第六七五
號)

三二 鹿屋市に畜産試験場設置に
關する請願(二階堂進君紹介)
(第六七六號)

三三 鹿児島県肝付地区国有林道
網の整備拡充に關する請願(二
階堂進君紹介)(第六七九號)

三四 国有林用苗木買上げに關す
る請願(橋本龍伍君紹介)(第七
三二二號)

三五 林業種苗法の一部改正に關
する請願(橋本龍伍君紹介)(第
七三三號)

三六 同(松浦周太郎君紹介)(第
七九二號)

三七 鹿屋市に國立垂熱帶植物試
驗場設置に關する請願(前田郁
君紹介)(第七三四號)

三八 茶業振興法制定に關する請
願(赤城宗徳君紹介)(第七五八
號)

三九 同(秋山利恭君外三名紹介)
(第七五九號)

四〇 同(天野公義君紹介)(第七
六〇號)

四一 同(佐藤洋之助君紹介)(第
七六一號)

四二 同(丹羽翁四郎君紹介)(第
七六二號)

四三 同外二十件(松岡嘉兵衛君
紹介)(第七六三號)

四四 同(早稻田柳右門君外一
名紹介)(第七六四號)

四五 砂糖の貿易自由化反對に關
する請願(保岡武久君紹介)(第
七七三號)

四六 津市高茶屋旧軍用地処分
の實情調査に關する請願(角屋堅
次郎君紹介)(第七八一號)

四七 輕臼漁港の整備計画指定に
關する請願(椎熊三郎君紹介)
(第七八四號)

四八 林業種苗法の一部改正に關
する請願(田中正巳君紹介)(第
九四九號)

四九 国有林用苗木買上げに關す
る請願(田中正巳君紹介)(第九
五〇號)

五〇 國產大豆集荷業者を調整機
関に指定の請願(松平忠久君紹
介)(第一二三八號)

五一 同(三浦一雄君紹介)(第一
二三九號)

五二 同(増田甲子七君紹介)(第
一二八〇號)

五三 同(小澤貞孝君紹介)(第一
三九一號)

五四 林業種苗法の一部改正に關
する請願(本名武君紹介)(第一
二四〇號)

五五 同(石村英雄君紹介)(第一
四六六號)

五六 同(小平久雄君紹介)(第一
四六七號)

五七 同(鍛冶良作君紹介)(第一
四六八號)

五八 同(金丸信君外三名紹介)
(第一四六九號)

五九 同(小西寅松君外二名紹介)
(第一四七〇號)

六〇 同(内藤隆君紹介)(第一四
七一號)

六一 同(佐野憲治君外一名紹介)
(第一四七二號)

六二 茶業振興法制定に關する請
願(木村俊夫君紹介)(第一二六
六號)

六三 國立水産利用研究所設置に
關する請願(小林絹治君紹介)
(第一三〇四號)

六四 老朽ため池の補強促進に關
する請願(竹山祐太郎君紹介)
(第一三〇五號)

六五 国有林用苗木買上げに關す
る請願(石村英雄君紹介)(第一
四六〇號)

六六 同(小平久雄君紹介)(第一
四六一號)

六七 同(鍛冶良作君紹介)(第一
四六二號)

六八 同(金丸信君外三名紹介)
(第一四六三號)

一 低溫貯藏農業倉庫の設置に
関する請願(田中彰治君紹介)(第
二五三三號)

二 県外移出米助成金交付に關
する法律制定促進に關する請願
(吉川久衛君紹介)(第三〇六
號)

三 国有林用苗木買上げに關す
る請願(三田村武夫君紹介)(第
三〇八號)

四 同(生田宏一君紹介)(第三
六三三號)

五 同(館俊三君紹介)(第四六
七號)

六 林業種苗法の一部改正に關
する請願(三田村武夫君紹介)
(第三〇九號)

七 同(生田宏一君紹介)(第三
六四四號)

八 同(館俊三君紹介)(第四六
八號)

九 農道事業の國庫補助率引上
げに關する請願(櫻内義雄君紹
介)(第四六四號)

二〇 水産実習船操業回数の増加
に關する請願(關谷勝利君紹介)
(第四六五號)

二一 農業災害補償制度の改正に
關する請願(關谷勝利君紹介)
(第四六六號)

二二 国有林用苗木買上げに關す
る請願(荒松清十郎君紹介)(第
四九一號)

二三 同(井出一太郎君外二十七
名紹介)(第六四九號)

二四 林業種苗法の一部改正に關
する請願(荒松清十郎君紹介)
(第四九二號)

二五 同(井出一太郎君外二十七
名紹介)(第六五〇號)

二六 開拓道路及び橋りより、補修
費等國庫補助増額に關する請願
(鈴木善幸君紹介)(第四九六
號)

二七 めん羊事業振興特別措置法
制定に關する請願(大石武一君
紹介)(第六五一號)

二八 農地保全事業の関連工事に
對する國庫補助等増額に關する
請願(瀬戸山三男君紹介)(第六
五二號)

二九 甘しよの価格安定等に關す
る請願(瀬戸山三男君紹介)(第
六五三號)

三〇 國產大豆集荷業者を調整機
関に指定の請願(山本猛夫君紹
介)(第六五六號)

三一 鹿屋市、垂水市及び肝付地
区町村に部分林造成に關する請
願(二階堂進君紹介)(第六七五
號)

三二 鹿屋市に畜産試験場設置に
關する請願(二階堂進君紹介)
(第六七六號)

三三 鹿児島県肝付地区国有林道
網の整備拡充に關する請願(二
階堂進君紹介)(第六七九號)

三四 国有林用苗木買上げに關す
る請願(橋本龍伍君紹介)(第七
三二二號)

三五 林業種苗法の一部改正に關
する請願(橋本龍伍君紹介)(第
七三三號)

三六 同(松浦周太郎君紹介)(第
七九二號)

三七 鹿屋市に國立垂熱帶植物試
驗場設置に關する請願(前田郁
君紹介)(第七三四號)

三八 茶業振興法制定に關する請
願(赤城宗徳君紹介)(第七五八
號)

三九 同(秋山利恭君外三名紹介)
(第七五九號)

四〇 同(天野公義君紹介)(第七
六〇號)

四一 同(佐藤洋之助君紹介)(第
七六一號)

四二 同(丹羽翁四郎君紹介)(第
七六二號)

四三 同外二十件(松岡嘉兵衛君
紹介)(第七六三號)

四四 同(早稻田柳右門君外一
名紹介)(第七六四號)

四五 砂糖の貿易自由化反對に關
する請願(保岡武久君紹介)(第
七七三號)

四六 津市高茶屋旧軍用地処分の
實情調査に關する請願(角屋堅
次郎君紹介)(第七八一號)

四七 輕臼漁港の整備計画指定に
關する請願(椎熊三郎君紹介)
(第七八四號)

四八 林業種苗法の一部改正に關
する請願(田中正巳君紹介)(第
九四九號)

四九 国有林用苗木買上げに關す
る請願(田中正巳君紹介)(第九
五〇號)

五〇 國產大豆集荷業者を調整機
関に指定の請願(松平忠久君紹
介)(第一二三八號)

五一 同(三浦一雄君紹介)(第一
二三九號)

五二 同(増田甲子七君紹介)(第
一二八〇號)

五三 同(小澤貞孝君紹介)(第一
三九一號)

五四 林業種苗法の一部改正に關
する請願(本名武君紹介)(第一
二四〇號)

五五 同(石村英雄君紹介)(第一
四六六號)

五六 同(小平久雄君紹介)(第一
四六七號)

五七 同(鍛冶良作君紹介)(第一
四六八號)

五八 同(金丸信君外三名紹介)
(第一四六九號)

五九 同(小西寅松君外二名紹介)
(第一四七〇號)

六〇 同(内藤隆君紹介)(第一四
七一號)

六一 同(佐野憲治君外一名紹介)
(第一四七二號)

六二 茶業振興法制定に關する請
願(木村俊夫君紹介)(第一二六
六號)

六三 國立水産利用研究所設置に
關する請願(小林絹治君紹介)
(第一三〇四號)

六四 老朽ため池の補強促進に關
する請願(竹山祐太郎君紹介)
(第一三〇五號)

六五 国有林用苗木買上げに關す
る請願(石村英雄君紹介)(第一
四六〇號)

六六 同(小平久雄君紹介)(第一
四六一號)

六七 同(鍛冶良作君紹介)(第一
四六二號)

六八 同(金丸信君外三名紹介)
(第一四六三號)

七二

七三三

- 一四八 同外一件(板川正吾君紹介)(第四七〇五号)

一四九 同外六件(久保三郎君紹介)(第四七〇六号)

一五〇 同(小林進君紹介)(第四七七〇七号)

一一一 同外一件(芳賀貢君紹介)(第四七〇八号)

一二二 農業災害補償制度の改正に関する請願(足鹿寛君紹介)(第四七〇九号)

一五三 国有林用苗木木買上げに關する請願(丹羽喬四郎君紹介)(第四七三一號)

一五四 林業種苗法の一部改正に關する請願(丹羽喬四郎君紹介)(第四七三二號)

一五五 農業災害補償制度改正に關する請願(中垣國男君紹介)(第四七三三號)

一五六 農業災害補償制度の改正に關する請願(中垣國男君紹介)(第四七三四號)

一五七 同外六十一件(足鹿寛君紹介)(第四九六一號)

一五八 同外四十九件(小林鑄君紹介)(第五一一三號)

一五九 枕崎漁港を特定第三種漁港に指定の請願(上林山榮吉君外一名紹介)(第五五〇八號)

一六〇 同(床次徳二君紹介)(第五五〇九號)

一七一 農業災害補償制度の改正に關する請願(加藤高藏君紹介)(第五五一〇號)

一二二 農業災害補償制度改正に關する請願(木村俊夫君外二名紹介)(第五五一一號)

一二三 同外五件(小林鑄君紹介)(第五五二二號)

一二四 同(保利茂君紹介)(第五五二三號)

一二五 同外四十一件(早稻田柳右五門君紹介)(第五五一四號)

一二六 同外二十五件(小林鑄君紹介)(第五六三九號)

一二七 政府買入米包装容器の麻袋採用に關する請願(小澤貞孝君紹介)(第五六三八號)

一二八 農業災害補償制度改正に關する請願(古川久衛君紹介)(第五六七八號)

一二九 同(田邊國男君紹介)(第五七八九號)

一三〇 同外十二件(小林鑄君紹介)(第五八九七號)

一三一 国有林用苗木木買上げに關する請願(池田正之輔君紹介)(第五八八八號)

一三二 同(江崎眞澄君紹介)(第五八八九號)

一三七 同(本名武君紹介)(第五八九九號)

一三五 林業種苗法の一部改正に關する請願(池田正之輔君紹介)(第五八九二二號)

一三七 同(江崎眞澄君紹介)(第五八九三三號)

一三七 同(南條德男君紹介)(第五八九四四號)

一七八 同(本名武君紹介)(第五八九五五號)

一七九 大豆A制実施に伴う大豆の取扱ひに關する請願(本名武君紹介)(第五八九六六號)

一八〇 農産物価格安定法の拡大強化に關する請願(蔵内修治君紹介)(第六二七七號)

一八一 てん菜生産振興臨時措置法の一部改正に關する請願(蔵内修治君紹介)(第六二七八號)

一八二 米産農家の保護育成に關する請願(蔵内修治君紹介)(第六二七九號)

一八三 農業災害補償制度改正に關する請願外二十三件(小島徹三君紹介)(第六四二三號)

一八四 同外一件(小島徹三君紹介)(第六六八九號)

一八五 同(高瀬傳君紹介)(第六六九〇號)

一八六 政府買入米包装容器の麻袋採用に關する請願(吉川久衛君紹介)(第六五五三號)

一八七 早期栽培米に關する請願(菅野和太郎君紹介)(第六九九二四號)

一八八 同(田中伊三次君紹介)(第六九九三六號)

一八九 同(川野芳滿君紹介)(第七〇二四號)

一九〇 農業災害補償制度改正に關する請願(田中彰治君紹介)(第六九五五號)

一九一 同(小島徹三君紹介)(第六九六六號)

一九二 同外三件(小島徹三君紹介)(第六九八〇號)

一九三 同(小島徹三君紹介)(第六九九七號)

一九四 同(古井喜實君紹介)(第六九九八號)

一九五 政府買入米包装容器の麻袋採用に關する請願(増田甲子七君紹介)(第七〇〇〇號)

一九六 岩手県営胆沢川第一号幹線排水路事業を園芸事業に復活の請願(稚名悦三郎君紹介)(第七〇一八號)

一九七 農業災害補償制度改正に關する請願(小島徹三君紹介)(第七〇五六號)

一九八 同(天野光晴君紹介)(第七三三六號)

一九九 同外百十四件(足鹿寛君紹介)(第七八〇四號)

二〇〇 同外二十五件(石田育全君紹介)(第七八〇五號)

二〇一 同(今井耕君紹介)(第七八〇六號)

二〇二 同(太田一夫君紹介)(第七八〇七號)

二〇三 同外三件(上林與市郎君紹介)(第七八〇八號)

二〇四 同外十二件(栗原俊夫君紹介)(第七八〇九號)

二〇五 同外二十八件(小林進君紹介)(第七八一〇號)

二〇六 同(芳賀貢君紹介)(第七八一一号)

二〇七 同外三件(日野吉夫君紹介)(第七八一二號)

二〇八 同外八件(堀昌雄君紹介)(第七八二三號)

二〇九 同(三宅正一君紹介)(第七八一四號)

二一〇 同外一件(安井古典君紹介)(第七八一五號)

二一一 同外四件(山中吾郎君紹介)(第七八一六號)

二一二 国産大豆集荷業者を調整機関に指定の請願(吉川久衛君紹介)(第七〇六一號)

二二三 早期栽培米に關する請願(山崎巖君紹介)(第七〇六九七號)

二二四 同(辻寬一君紹介)(第七〇七七號)

- 二二五 同(廣瀬正雄君紹介)(第七〇七八号)
- 二二六 同(阿部五郎君紹介)(第七八〇三号)
- 二二七 昭和三十五年産生産者米価及び予約完渡諸条件確保に関する請願(植木庚子郎君紹介)(第七〇七二二号)
- 二二八 林業振興に関する請願(池田清志君紹介)(第七〇八五号)
- 二二九 昭和三十五年産米麦価に関する請願外一件(大久保留次郎君紹介)(第七五八四号)
- 二三〇 同外一件(佐藤洋之助君紹介)(第七五八五号)
- 二三一 同(丹羽喬四郎君紹介)(第七五八六号)
- 二二二 同外二件(赤城宗徳君紹介)(第七六九八号)
- 二三三 同(塚原俊郎君紹介)(第七六九九号)
- 二二四 同(大久保留次郎君紹介)(第七八一八号)
- 二二五 同(赤城宗徳君紹介)(第七八四七号)
- 二二六 同外二件(加藤高蔵君紹介)(第七八四八号)
- 二二七 同外一件(北澤直吉君紹介)(第七八四九号)
- 二二八 同(赤城宗徳君紹介)(第七八二二号)
- 二二九 同外三件(石野久男君紹介)(第七八八三三号)
- 二三〇 同(大久保留次郎君紹介)(第七八八四号)
- 二三一 同外一件(風見章君紹介)(第七八八五号)
- 二三二 同(北澤直吉君紹介)(第七八九四号)
- 二三三 同(佐藤洋之助君紹介)(第七八九五号)
- 二三四 同外一件(橋本登美三郎君紹介)(第七八九六号)
- 二三五 果樹農業振興特別措置法案の成立促進に関する請願(下平正一君紹介)(第七七九三三号)
- 二三六 農産物加工のための試験研究機関強化に関する請願(下平正一君紹介)(第七七九四号)
- 二三七 政府買入米包装容器の麻袋採用に関する請願(下平正一君紹介)(第七八二〇号)
- 二三八 同(中澤茂一君紹介)(第七八二一號)
- 二二九 同(松平忠久君紹介)(第七八二二號)
- 二四〇 枕崎漁港を特定第三種漁港に指定の請願(赤路友蔵君紹介)(第七八二六号)
- 二四一 昭和三十五年産麦の等外麦買上げに関する請願(相川勝六君紹介)(第七八八一號)
- (商工委員会)
- 一 物価値上げ抑制に関する請願(加賀田進君紹介)(第七一一号)
- 二 同(栗原俊夫君紹介)(第七一二号)
- 三 同(穂積七郎君紹介)(第八四三三号)
- 四 韓国ひじき輸入に関する請願(角屋堅次郎君紹介)(第七一三三号)
- 五 不況炭鉱地帯の中小商工業者救済に関する請願(木村守江君紹介)(第八四四号)
- 六 同(正木清君紹介)(第八四五号)
- 七 物価値上げ抑制に関する請願(淺沼稻次郎君紹介)(第一四七四号)
- 八 同(石橋政嗣君紹介)(第一四七五号)
- 九 花火工場等の爆発事故防止に関する請願(小川平二君紹介)(第一六二七号)
- 一〇 貿易及び為替の自由化に関する請願(村瀬宣親君紹介)(第二五九一號)
- 一一 常磐地区の臨時石炭鉱害復旧法適用地域指定に関する請願(天野光晴君紹介)(第二六九三三号)
- 一二 炭鉱地区中小商工業者の救済に関する請願(木村守江君紹介)(第二六九四号)
- 一三 かんがい排水用電気料金値上げ反対に関する請願(竹山祐太郎君紹介)(第三四三七号)
- 一四 炭鉱保安に関する請願(横路節雄君紹介)(第三八八九号)
- 一五 中小企業に対する特別融資に関する請願(長谷川保君紹介)(第三八九九号)
- 一六 当面の中小企業対策に関する請願(村瀬宣親君紹介)(第六四二四号)
- (運輸委員会)
- 一 宇野、高松間鉄道敷設に関する請願(福家俊一君紹介)(第四〇号)
- 二 同(星島二郎君紹介)(第八七号)
- 三 国鉄稻荷山線早期復活に関する請願外一件(星島二郎君紹介)(第八六号)
- 四 信越線改良及び電化による輸送力強化に関する請願(中澤茂一君紹介)(第一五〇号)
- 五 同(松平忠久君紹介)(第一五一号)
- 六 飯田線設備改良及び急行運転に関する請願(中澤茂一君紹介)(第一五二号)
- 七 同(松平忠久君紹介)(第一五三三号)
- 八 国鉄貨物取扱駅の集約化に関する請願(芳賀貢君紹介)(第一五四号)
- 九 中央東、西線のディーゼルカー運転に関する請願(中澤茂一君紹介)(第二一九九号)
- 一〇 同(松平忠久君紹介)(第二二〇号)
- 一一 同(吉川久衛君紹介)(第三一三三号)
- 一二 農林畜水産関係物資国鉄貨物運賃公共政策割引存続に関する請願(池田清志君紹介)(第二五一号)
- 一三 神足駅の大口貨物取扱い存続に関する請願(川崎末五郎君紹介)(第二五五号)
- 一四 北信鉄道敷設に関する請願外一件(小坂壽太郎君紹介)(第二五七号)
- 一五 国鉄貨物取扱駅の集約化等反対に関する請願(田中彰治君紹介)(第二五八号)
- 一六 信越、小海、中央東三線を結ぶディーゼルカー運転に関する請願(中澤茂一君紹介)(第二五九号)
- 一七 同(松平忠久君紹介)(第二六〇号)
- 一八 同(吉川久衛君紹介)(第三一五号)
- 一九 信越線改良及び電化による輸送力強化に関する請願(吉川久衛君紹介)(第三一四号)
- 二〇 東北本線古河、間々田両駅間に野木駅設置に関する請願(山口好一君紹介)(第四九五号)

七二四

- [illegible]

七二五

昭和三十三年七月十五日 衆議院會議録第四十一号(その二) 請願日程

七三六

- 一四一 同(松平忠久君紹介)(第三九三九号)
- 一四二 鹿兒島に管区海上保安本部設置に関する請願(山中貞則君紹介)(第三九七五号)
- 一四三 長野県の観光施設に対する融資順位の引上げに関する請願(井出一太郎君紹介)(第四一六五号)
- 一四四 観光事業に対する財政措置に関する請願(井出一太郎君紹介)(第四一六六号)
- 一四五 大糸線の輸送改善に関する請願(井出一太郎君紹介)(第四一八五号)
- 一四六 国鉄長野、新潟間の各駅停車デューゼルカー導入に関する請願(井出一太郎君紹介)(第四一八六号)
- 一四七 小海線の輸送力増強等に関する請願(井出一太郎君紹介)(第四一八七号)
- 一四八 鹿兒島に管区海上保安本部設置に関する請願(前田郁君紹介)(第四一八八号)
- 一四九 国鉄自動車営業係臨時雇用員の定員化に関する請願外八件(岡良一君紹介)(第四七一五号)
- 一五〇 中央西線旅客輸送力増強に関する請願(小澤貞孝君紹介)(第五六四〇号)
- 一五一 同(吉川久衛君紹介)(第六五五四号)
- 一五二 福島県に鉄道管理局設置に関する請願(天野光晴君紹介)(第六九五一号)
- 一五三 東北本線の輸送力増強に関する請願(天野光晴君紹介)(第六九五二号)
- 一五四 磐越東西両線の輸送力増強に関する請願(天野光晴君紹介)(第六九五三号)
- 一五五 常磐線の輸送力増強に関する請願(天野光晴君紹介)(第六九五四号)
- 一五六 陸羽東線岩出山、池月両駅間に停留場設置に関する請願(長谷川峻君紹介)(第六九六七号)
- 一五七 国鉄廃止予定線の存続に関する請願(高橋清一郎君紹介)(第六九八一号)
- 一五八 中央西線旅客輸送力増強に関する請願(増田甲子七君紹介)(第七〇〇一号)
- 一五九 真岡線存続に関する請願(小平久雄君紹介)(第七〇〇八号)
- 一六〇 同(山口好一君紹介)(第七〇四六号)
- 一六一 鹿兒島に管区海上保安本部設置に関する請願(池田清志君紹介)(第七〇八六号)
- 一六二 同(池田清志君紹介)(第七八二九号)
- 一六三 長野県の観光施設に対する融資順位の引上げに関する請願(下平正一君紹介)(第七七九一号)
- 一六四 観光事業に対する財政措置に関する請願(下平正一君紹介)(第七七九二号)
- 一六五 大糸線の輸送改善に関する請願(下平正一君紹介)(第七七九五号)
- 一六六 国鉄長野、新潟間の各駅停車デューゼルカー導入に関する請願(下平正一君紹介)(第七七九六号)
- 一六七 小海線の輸送力増強等に関する請願(下平正一君紹介)(第七七九七号)
- 一六八 中央西線旅客輸送力増強に関する請願(下平正一君紹介)(第七七八二二号)
- 一六九 同(中澤茂一君紹介)(第七八二四号)
- 一七〇 同(松平忠久君紹介)(第七八二五号)
- 一七一 国鉄自動車営業係臨時雇用員の定員化に関する請願外十五件(井岡大治君紹介)(第七八二七号)
- 一七二 同外十五件(矢尾喜三郎君紹介)(第七八二八号)
- 一七三 車扱貨物の集約反対に関する請願(今井耕君紹介)(第七八八九七号)
- 一七四 国鉄信濃線及び柳ヶ瀬線存続に関する請願(今井耕君紹介)(第七八九八八号)
- 一七五 新東海道線の路線変更反対に関する請願(野田武夫君紹介)(第七九〇一号)
- (建設委員会)
- 一 国土開発縦貫自動車道建設に伴う土地提供者の生活再建措置等に関する請願(今井耕君紹介)(第四六六号)
- 二 建設業法施行令の一部改正に関する請願(和田博雄君紹介)(第三二二二号)
- 三 道路整備五箇年計画事業費増額に関する請願(池田清志君紹介)(第二六八八号)
- 四 二級国道新潟、平線の整備促進に関する請願(田中彰治君紹介)(第二六九九号)
- 五 二級国道中津、日田間の昇格に関する請願(西村英一君紹介)(第二七一七号)
- 六 碓氷川右岸の地すべり対策に関する請願(中曾根康弘君紹介)(第三二一〇号)
- 七 県道姫路、豊岡間の国道編入に関する請願(五島虎雄君紹介)(第四七四四号)
- 八 大阪湾沿岸の高潮防止対策に関する請願(五島虎雄君紹介)(第四七五五号)
- 九 県道小山足尾線栃木市、栗野町間改修に関する請願(山口好一君紹介)(第四七八八号)
- 一〇 東北自動車道の早期建設に関する請願(山本猛夫君紹介)(第四七九七号)
- 一一 綾瀬川等水防対策強化に関する請願(天野公義君紹介)(第六一〇号)
- 一二 特殊土じょう対策事業の推進に関する請願(瀬戸山三男君紹介)(第六五四四号)
- 一三 五反田駅前の明治道路横断用歩行地下道建設に関する請願(宇都宮徳馬君紹介)(第六六〇号)
- 一四 肝付川の改修工事促進に関する請願(二階堂進君紹介)(第六八〇号)
- 一五 都城市、指宿市間県道の二級国道編入に関する請願(二階堂進君紹介)(第六八一七号)
- 一六 県道唐津呼子線等の国道編入及び改修に関する請願(保利茂君紹介)(第六八二二号)
- 一七 県道八戸軽米線市野沢、盛岡間の二級国道編入に関する請願(三浦一雄君紹介)(第六八三三号)

- | | |
|---|--|
| <p>四 南九州の産業振興に関する総合的特別措置法制定に関する請願(床次徳二君紹介)(第四八二号)</p> <p>五 未開発地域における建設事業の国庫負担率引上げに関する請願(鈴木善幸君紹介)(第二五四六号)</p> <p>六 同(今井耕君紹介)(第二六九八号)</p> <p>七 未開発地域の開発促進事業に対する国庫負担率の特例法制定に関する請願(木村守江君紹介)(第二七五一号)</p> <p>八 中国地方開発促進に関する請願(足鹿覺君紹介)(第二七五二号)</p> <p>九 甲信北陸開発公庫法の制定に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第三四四六号)</p> <p>一〇 未開発地域の開発促進事業に対する国庫負担率の特例法制定に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第三四四七号)</p> <p>一一 甲信北陸開発公庫法の制定に関する請願(松平忠久君紹介)(第三九四六号)</p> <p>一二 同(中澤茂一君紹介)(第三九四七号)</p> <p>一三 同(原茂君紹介)(第三九四八号)</p> <p>一四 同(増田甲子七君紹介)(第三九八二号)</p> | <p>一五 未開発地域の開発促進事業に対する国庫負担率の特例法制定に関する請願(松平忠久君紹介)(第三九四九号)</p> <p>一六 同(中澤茂一君紹介)(第三九五〇号)</p> <p>一七 同(原茂君紹介)(第三九五一号)</p> <p>一八 甲信北陸開発公庫法の制定に関する請願(井出一太郎君紹介)(第四一九二号)</p> <p>一九 未開発地域の開発促進事業に対する国庫負担率の特例法制定に関する請願(井出一太郎君紹介)(第四一九三号)</p> <p>二〇 同(下平正一君紹介)(第七八〇一号)</p> <p>二一 甲信北陸開発公庫法の制定に関する請願(下平正一君紹介)(第七八〇二号)</p> |
|---|--|

昭和三十五年七月十五日 衆議院會議録第四十一号(その二)

七三〇

明治三十五年
三月三十一日第三種郵便物認可

定價 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)

(郵政特許)

発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一五 報紙

官報

号外 昭和三十三年七月十五日

第三十四回 衆議院會議録 第四十一号(その三)

本期国会において衆議院に提出された議案、請願、質問、国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件、国家公務員の任命について同意を求めるの件、の総数及びその結果

委員会審査未了 二件
委員会未付託 五件
国会の議決を求めるの件 一件
両院可決
国会の承認を求めるの件 一件
両院承認
議員提出議案 六十九件

内閣提出議案 百八十五件
内 予算 五件 両院可決
条約 十二件

内 兩院承認 七件

参議院が条約を受け取つた後三十日以内に議決しないため本院の議決が国会の議決となつたもの 二件

本院閉会中審査 二件
委員会未付託 一件
予備費支出の件 六件 両院承認
決算その他 五件

内 閉会中審査 四件
委員会審査未了 一件
法律案 百五十五件

成立 百二十四件
本院閉会中審査 二十件
本院通過、参議院閉会中審査 一件

参議院に提出、同院閉会中審査(衆議院準備書) 二件
議決不要 一件

議員提出議案 六十九件

内 法律案 四十八件

成立 九件

否決 一件

委員会否決 一件

議決不要 一件

本院閉会中審査 十八件

委員会審査未了 十七件

撤回 一件

規則案 二件 可決

衆議院予備金支出の件 一件 承認

諸 議案 十件

内 可決 五件

未決 二件

撤回 三件

重要動議 八件

内 可決 七件

撤回 一件

参議院提出法律案及び参議院議員提出法律案 四件

内閣提出法律案 四件

成立 一件

本院通過、参議院閉会中審査 二件

議決不要 一件

議員提出法律案 二十五件

成立 四件

本院閉会中審査 十五件

本院通過、参議院閉会中審査 一件

委員会審査未了 一件

撤回 四件

決算その他 七件 委員長報告の通り議決

懲罰事犯の件 四件 委員会審査未了

参議院において前国会から継続し本国会本院に送付された議案 一件

本院提出法律案 一件 閉会中審査

請願 七千九百三十三件(百六十五万八千九百七十七通)

内 採択、内閣送付 千二百三十三件(二千九百三十六通)

委員会議決不要 六十三件(二百二十六通)

委員会不採択 十三件(四十七通)

委員会審査未了 六千六百二十四件(百六十五万五千七百八十八通)

質問 三十一件

内 質問 十八件 書面答弁

緊急質問 十三件 口頭答弁

国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件 三件 可決

国家公務員の任命について同意を求めるの件 七件 同意

○議長報告

(法律公布案上及び通知)

一、今十五日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

運輸省設置法の一部を改正する法律

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律

薬師法

薬劑師法

(議決通知)

一、今十五日、本院は閉会中次の通り委員会が審査及び調査を継続することとを議決した旨参議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

二、自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

三、行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号)

四、総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五四号)

五、特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法案(内閣提出第一五五号)

六、石炭産業會議設置法案(武藤武雄君外八名提出、衆法第二八号)

七、連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案(石橋政嗣君外八名提出、衆法第三九号)

八、恩給法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案(大野伴陸君外九名提出、衆法第四五号)

九、恩給法等の一部を改正する法律案(大野伴陸君外八名提出、衆法第四六号)

一〇、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案(大野伴陸君外八名提出、衆法第四七号)

一一、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(石橋政嗣君外二十名提出、第三十一回国会衆法第六九号)

一二、地盤沈下対策特別措置法案(松前重義君外二十一名提出、第三十三回国会衆法第二二二号)

一三、行政機構並びにその運営に関する件

一四、恩給及び法制一般に関する件

昭和三十三年七月十五日 衆議院會議録第四十一号(その三) 議長の報告

七三二

一五、国の防衛に関する件 一六、公務員の制度及び給与に関する件 一七、栄典制度調査並びに栄典法案起草に関する件 地方行政委員会 一、地方自治に関する件 一、地方財政に関する件 三、警察に関する件 四、消防に関する件 法務委員会 一、裁判所の司法行政に関する件 二、法務行政及び検察行政に関する件 三、国内治安及び人権擁護に関する件 外務委員会 一、国際法定計量機関を設立する条約の締結について承認を求めの件(条約第九号) 二、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めの件(条約第一一号) 三、国際情勢に関する件 大蔵委員会 一、日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号) 二、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出第七九号) 三、所得税法一部を改正する法律案(佐藤次郎君外十二名提出、第三十一回国会衆法第六号)	四、所得税法の一部を改正する法律案(平岡忠次郎君外六名提出、第三十一回国会衆法第五九号) 五、国の会計に関する件 六、税制に関する件 七、金融に関する件 八、証券取引に関する件 九、外国為替に関する件 一〇、国有財産に関する件 一一、専売事業に関する件 一二、印刷事業に関する件 一三、造幣事業に関する件 文教委員会 一、教育、学術、文化及び宗教に関する件 社会労働委員会 一、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(勝岡田清一君外十四名提出、第三十一回国会衆法第七号) 二、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(勝岡田清一君外十四名提出、第三十一回国会衆法第八号) 三、失業保険金の給付日数に関する臨時措置法案(多賀谷真稔君外十三名提出、第三十一回国会衆法第九号) 四、健康保険法、労働者災害補償保険法、失業保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案(多賀谷真稔君外十三名提出、第三十一回国会衆法第六一号) 五、政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律案(五島虎雄君外十三名提出、第三十一回国会衆法第六二号)	提出、第三十一回国会衆法第六二号) 六、職業訓練法の一部を改正する法律案(五島虎雄君外十三名提出、第三十一回国会衆法第六五号) 七、労働関係訴訟における労働組合の当事者適格に関する法律案(堤ツルヨ君外三名提出、衆法第一号) 八、労働基準法の一部を改正する法律案(堤ツルヨ君外二名提出、衆法第二号) 九、健康保険法等の一部を改正する法律案(滝井義高君外十六名提出、衆法第四号) 一〇、最低賃金法(大原亨君外十名提出、衆法第三四号) 一一、港湾労働者の雇用安定に関する法律案(五島虎雄君外十名提出、衆法第三七号) 一二、労働組合法の一部を改正する法律案(堤ツルヨ君外二名提出、衆法第三八号) 一三、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(大野伴睦君外九名提出、衆法第四八号) 一四、厚生関係及び労働関係の基本施策に関する件 一五、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件 一六、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件 農林水産委員会 一、農家負債整理資金融通特別措置法案(芳賀貢君外十名提出、第三十一回国会衆法第二二号)	提出、第三十一回国会衆法第六二号) 二、飼料需給安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十三名提出、第三十一回国会衆法第四一八号) 三、農産物価格安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十三名提出、第三十一回国会衆法第四二二号) 四、水産業改良助長法案(赤路友蔵君外十六名提出、第三十一回国会衆法第四五五号) 五、果樹農業振興特別措置法案(内閣提出第四五五号) 六、農地法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二五五号) 七、農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二六号) 八、農林水産業の振興に関する件 九、農林水産物に関する件 一〇、農林水産業団体に關する件 一一、農林水産金融に関する件 一二、農林漁業災害に関する件 商工委員会 一、海外経済協力基金法案(内閣提出第八八号) 二、割賦販売法案(内閣提出第一一八号) 三、輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号) 四、自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五一号) 五、小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五二二号)	提出、第三十一回国会衆法第六二号) 六、通商産業の基本施策に関する件 七、経済総合計画に関する件 八、公益事業に関する件 九、鉱工業に関する件 一〇、商業に関する件 一一、通商に関する件 一二、中小企業に関する件 一三、特許に関する件 一四、私的独占の禁止及び公正取引に関する件 一五、鉱業と一般公益との調整等に関する件 運輸委員会 一、モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五三三号) 二、陸運に関する件 三、海運に関する件 四、航空に関する件 五、日本国有鉄道の経営に関する件 六、港湾に関する件 七、海上保安に関する件 八、観光に関する件 九、気象に関する件 通信委員会 一、郵便局舎等整備促進法案(森本靖君外九名提出、衆法第五号) 二、郵政事業に関する件 三、郵政監察に関する件 四、電気通信に関する件 五、電波監理及び放送に関する件 建設委員会 一、日本住宅公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二二号)
---	--	---	---	--

ているが、警察庁長官において責任をおうものであるか。

五 右文書中には、警察官の教授団に対する暴行傷害、三宅坂における青山学院講師に対する暴行傷害、報道陣に対する暴行傷害等については、一言も触れず、また右翼の新劇人会議やキリスト教信者等、学生以外のデモ隊に対する暴行傷害については一言も触れていないのはいかなる理由であるか。

六 デモ隊に対する右翼の襲撃と思われるものを、「双方の乱闘」と記載しているのは、いかなる理由であるか。双方の乱闘であれば、右翼だけを逮捕したのはいかなる理由か。

七 警棒の使用については、十五日午後七時五十四分以後は「警棒を収め」の命令を出したとの警視庁第五方面本部長伊藤秀宏氏の言明(週刊現代七月十日記載三十二頁)、十六日一時すぎの学生、教授団に対する実力行使に際し、警棒使用は許可していないとの警視庁赤木恭二広報課長の言明(朝日ジャーナル七月十日号七十三頁)等に含まれる事実についても調査されたか。

八 右文書の発行については国家公安委員会にかけたか。

九 関係警察官について

次の各項目について回答されたか。

(一) 六月十五日午後五時すぎ参議院南通門附近で発生した右翼の襲撃の際

(1) 現場にいた制服(私服がいたとすればこれも含む)の警

官の人員数、所属並びに指揮者の等級氏名

(2) 右制止のためおもむいた警官隊の人員数、所属、指揮官の官等級氏名

(3) 右暴行時国会構内で右暴行場所面に勤務していた警官隊の人員数、所属、指揮官の官等級氏名

(二) 同日午後七時すぎ、衆議院南通門附近及び構内で発生した衝突の際、現場に居た警官隊の部隊名、人員数、指揮者(総指揮者より末端の指揮者まで)の官等級氏名

(三) 十六日午前一時すぎ、正門附近の学生その他に対し、また同時刻ごろ、南通門と首相官邸との間の道路上に位置していた各大学研究所の教授、研究者グループに対し実力行使をした警官隊の所属部隊名、指揮者、人員数

(四) 同日午前一時三十分ごろ、参議院会館内に入り込み、学生その他に対し実力行使又は逮捕行為をした警官隊の所属部隊名、指揮者、人員数

(五) 同日午前二時十五分ごろ、三宅坂において青山学院講師松山正男氏に対して行なつた暴行につき関係した警官所属、人員数、指揮者の官等級氏名

(六) 報道人員が暴行を受けたといわれる次の各事件に関係した警官の所属、官等級氏名

(1) 十五日午後五時すぎ右翼の暴行に因り起つた騒ぎを取材しようとしたラジオ東京デ

レビのカメラマンに対し「写すな、帰れ」ととなり、アナウンサーのマイクを取りあげようとした警察官

同時刻ごろ、ラジオ東京報道員の一人に対し警棒で五針縫う負傷を与えた警官(以上は朝日ジャーナル七月三日号七頁による)

(2) 同日午後十時すぎの学生隊に対する第二回目の実力行使に際し、ラジオ東京の神岡報道員及び北村美憲部員に対し警棒等で暴行を加えた警察官(前同誌十三頁及びジャーナリスト三十八号千九百六十年六月二十五日附北村美憲氏の手記による)

(3) 十六日午前一時すぎ国会南門前附近のラジオ関東FMカーで放送の際に従事していた同社島崎彌アウンサー及び窪田アウンサー等に対し暴行を加え、島氏に傷害を与えた警察官(週刊朝日七月三日号三十頁及びサンデー毎日七月三日号三十六頁記載の記事による)

その他報道人員に対する暴行行為をなした警察官がありとすれば、その警察官

十 警棒の使用について

(一) 警察官職務執行法第七条にいう「兇悪な罪」として、警察官けん銃使用及び取扱規範第二条第三項では「殺人・強盗・放火・ごうかん及び傷害の罪並びに警察庁長官の指定するその他

の罪」と規定しているが、右にいうその他の罪とは何か。

(二) 警視庁第五方面本部長伊藤秀宏氏による「私が命令を下した」との表題の週刊現代(七月十日号)に登載された文章又は所見の公表は警視庁警察職員職務規程第三十二条による警視庁当局の許可を経たものであるか。

(三) 右文章中「午後七時五十四分には、『警棒を収め』の命令を出した」との事実はあるか。

(四) 右文章中「警棒は肩の高さ以上に振り上げてはならない」と記載があるが、右についての規定を示されたか。

(五) 右文章中「報道陣に対する暴行は私の指揮下の者がやつたことではない。国会構内から部隊は出ていないのである」とあるのは事実か。また「しかし、その後正門側で車の焼き打ちをしたデモ隊をチャペルセンター方向と首相官邸方向へ追い払つた機動隊があつたことが判明した」とある機動隊名並びに右は第五方面本部長の指揮下にあつたものかどうかについて回答されたか。

(六) 朝日ジャーナル(七月十日号)七十三頁所載赤木恭二氏による文章は警視庁当局の前掲職務規定による許可を得たものであるか。

(七) 右文章中、十六日午前一時すぎの事件につき、「なお、この際警棒使用は許可していないので」とあるのは事実か。事実

とすれば許可しないことについては誰が何時何分にどのような命令を下したのか。

(八) 右文章に就いて「もし使用した者があつたとすれば警察官が、使用したかと思われ、その方法など目下詳細について調査中であるが、右調査の結果はどうであつたか。

(九) 朝日ジャーナル(七月三日号)十三頁に十五日二十二時五分衆議院南通門構内での状況と「第二次乱闘はこうして初まつた。すでに前線の警官は指揮官の指揮に従おうとしない状態になつた。指揮者は『警棒を収めろ』と命令し、伝令は慎重にという本部指示です」と叫んで回つたうんぬん」との記載があるが、このような事実の有無。

(十) 警視庁警察官警棒等使用及び取扱規定第九条の規定に基づく「警棒等を第七条により使用した時又は警棒等の使用によつて人に傷害を与えたことに該当した場合」状況報告は警視庁当局に報告済みであるか、その内容の概要を示されたか。

(十一) 右規定第三条第三号の特種警棒(材質は金属とする)は使用されているか。その購入又は備付けの月日、並びに数量を示されたか。また六月十五日右特種警棒を使用したかどうかを示されたか。

十二 第九項の条項に該当する事件に因り、警視庁当局は調査をされたか。また右に因り、関係警察官

に告発懲戒等の手続をとられたか。また将来かかる手段をとられる意思があるか。

(十二) 朝日ジャーナル(七月三日号) 七十六頁所載の赤木恭二名による文章は、前掲服務規程による許可を得たものであるか。

(一) 右文章中「警察はこの維新行動隊については私服数人をつけて警戒している」とあるが、右私服の所属並びに人員数及びいつどこからどこまで、いかなる方法で(徒歩又は車等)警戒していたか。

(三) 朝日ジャーナル(七月三日号) 六頁に「十七時十九分、丸の内警察署から八十三人の警官がトラックで現場へ到着した。この八十三人の警官隊は十一日

ごろから右翼が騒ぐという情報に基づいて丸の内署に待機していたものである」との記載があるが、右は事実か。また当日の結果から見るとデモ隊に多大な被害が出ているが、八十三名の警官隊の現場到着ははなはだしく遅かつたのではないか。

(四) 当日右翼の警戒に当たっていたという私服は、彼等が極のこん棒を携帯していたことに気づかなかつたか。

(五) 右右翼を現場で逮捕せず任意同行により連行した事実があるか。社会党議員から「警察で逮捕しないならわれわれが逮捕する」との発言があつた事実があるか。あるとすればその事情。

(六) 朝日ジャーナル(七月三日号) 八頁所載の「右翼団を徒歩で麹町署まで連行する途中警官たちは連行途中の男に買物物を許し、公衆電話の使用を二回も許しさらに警察電話の使用を一回許可した」とあるが、右事実の有無及び理由。

(七) 同誌七頁に「この騒ぎを取材しようとしたラジオ東京テレビのカメラマンは警官から「写すな、帰れ」とどなられ、アナウンサーはマイクを取りあげられかけた。ラジオ東京の報道員が二人負傷した。一人は五針縫うケガで警棒でやられたものである」とあるが事実調査したか。

十三 負傷者の取扱いについて

(一) 朝日ジャーナル(七月三日号) 十二頁中、二十一時四十五分から二十三時五十分までの間の記述中「このころ負傷学生

の重傷者は、新議員面会所の地下面会所に投げ出されていた。その入口には警官隊が頭張つていて、報道陣も、国会議員も、学生の身を気づかづてかけつけた大学医学関係の看護班もガンとして入れなかつた」とあり、また「この部屋は重傷は二十二時近くから救急車に収容されだしたが、大部分は十六日零時まで放置されていた」との記載があるが、かかる事実の有無。

(二) 右新議員面会所の地下室並びに一階の使用許可は何人からいつ受けたか、また国会議員を地下面会所に入れなかつたとすればその根拠規定を示されたか。また報道陣や看護班を入れなかつた理由を示されたか。

十四 議事堂構内における警察官の行動について

(一) 国会法第百五十五條衆議院規則第二百八條による衆議院議長の内閣に対する警察官派遣出(六月十五日分)の手続きは議長からいついかなる手続きでなされたか。

(二) 議長から警棒を武器として使用することについてなんらかの指揮があつたか。

(三) 議事堂構内における警察官の放水、催涙弾の使用につき議長の許可があつたか。

右質問する。

昭和三十三年七月十五日

内閣総理大臣 岸 信介

衆議院議長 清瀬一郎殿

衆議院議員猪俣三三君提出六・一五事件における警察官の職権乱用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員猪俣三三君提出六・一五事件における警察官の職権乱用に関する質問に対する答弁書

一 警察庁発行支書「六・一五国会突入事件を中心として」の発送部数は、約九〇〇部であり、その送付先は、警察部内、衆参両院議員(地方行政委員会、法務委員会、委員等)、政務役員、政府関係機関、言論機関、その他民間有識者等である。

二 該支書に記載した事件は、国の最高機関たる国会の警備に関連して惹き起こされたものであり、その事件のわが国内外に与えた影響は甚大であつた。したがつて、この事件に直接対処したのは、東京都警察であるが、この事件をめぐる警察に対する各種の誤解等にもとづくいろいろな批判は、全国都道府県警察の警察活動に影響するところが極めて大である。警察庁としては、全国的な視野に立つて、この事件に関し明らかになつてゐる事実を各方面に率直に伝え、国民の了解を得んとしたのである。

三 該支書の内容は、主として警察庁の調査による報告にもとづき、警察庁において慎重検討のうえ、作成されたものである。

四 該支書は、所屬長の意を体して、警察庁の広報担当課長である長官官房総務課長の責任において作成されたものである。

五 該支書は、六月二十三日に発行されたものであつて、質問主意書のこの項で指摘された事項については、当時まだその事情が明らかでなく、調査中であつたからである。

六 右翼がデモ隊になぐりかかつた後においては、デモ隊側もこれに對して全くの無抵抗ではなく、デモ隊の一部には反撃の行動に出たものもあつて、その状況を「双方の乱闘」と表現したにすぎない。したがつて、この事件については、まず、主動的に攻撃を加えた右翼を現場において逮捕したので

あり、もし今後の取り調べにおいて、デモ隊側等に刑事責任を追求すべきものが判明すれば、必要な捜査手段をとる場合も考えられる。

七 この項に指摘された雑誌の記事は、いずれも七月十日号のものであり、警察庁発行の該支書は六月二十三日のものであるから、指摘の記事にもとづいての調査は、警察庁の文書発行までには行なわれていない。しかしながら、その後においては、この項に指摘の事実については目下調査中である。

八 該支書の発行の趣旨について、あらかじめ国家公安委員会の了承を得ている。

九

(一)

(1) 参議院南通用門というのは参議院第二通用門のことであると思ふが、現場配置の警察官は十二名であり、指揮者は麹町警察署警部中村克巳(制服)および公安第二課警部補中村秋夫(私服)である。

(2) 第四機動隊 一〇〇名

警部 三矢 金吾

城東大隊 九名

警部 吉田七之助

丸の内署部隊 八三名

警部 小林 重

(3) 当時国会構内参議院第二通用門附近の警備を担当していた部隊ならびに指揮官は次のとおりである。

第四機動隊 一〇〇名

警部 三矢 金吾

赤羽大隊 一七一名

学校部隊 一〇〇名

警視 川村 信夫

八王子大隊 二四六名

警視 小黒 新

(二) 午後七時以降同七時四十分

ごろに至る間、衆議院南通用門

附近に配置されていた警察部隊

は、次のとおりである。

その内訳は、

第五方面本部

1 伊藤秀宏警視正 以下 一名

2 第二機動隊 以下 三十四名

3 第四機動隊 以下 三十五名

4 滝野川大隊 以下 一五三名

5 北沢大隊 以下 一五〇名

6 本所大隊 以下 一九二名

7 立川大隊 以下 一九六名

(三) 国会正門前において学生等

を排除した部隊は、

第一機動隊

近藤 始警視正 以下 四一八名

ならびに

第三機動隊

木村正一警視 以下 四四〇名

であり、

正門から南通用門をへて首相

官邸、特許庁方向に至る道路上

において学生等を排除したの

は、

第五機動隊

末松実雄警視 以下 四二九名

である。

(四) 現在までの調べでは、一時

二十分すぎ参議院議員会館構内

から約二三十名の学生を排除

した警察官は、第三機動隊員数

十名で、指揮者は警部小宮山勝

三郎である。

(五) 現在までの調査によれば、

同日同時刻ごろ、第三機動隊が

三宅坂交差点下の道路上を通行

中、議事堂前電停方向から来た

眼鏡をかけた三十歳の男が近

寄つてきて大声で口ぎたなく悪

ばを浴びせてきた。そのとき数

名の巡査が隊列から飛び出し、

「あつちへ行け。」と同人を突き

とばしたので男はその場に倒れ

たが、直ちにそのうちの一巡査

が助け起こしたという事案があ

り、この事案に関係した者は第

三機動隊員五名であり、関係部

隊の指揮者は、第三機動隊勤務

警部天野政晴である。

(六)

(1) 現在までの調査では、その

ような事実とは認められない。

(2) ラジオ東京報道部員神岡邦

夫、北村美憲の両氏から「十

五日後午後十時十五分ごろ南通

用門内において警察部隊の実

力行使の際に警棒で殴打され

た。」との申し立てがあつたの

で、詳細について目下調査中

であるが、はたして警棒によ

り殴打されたものか確認する

に至つていない。

(3) 現在までの調査によれば、

当時現場附近の学生たちの排

除に当たつた部隊員数名が南

通用門附近で、「警察官云々」

と言つてゐる一人の若い男を

認め、その男の肩に手をかけ

「何を言つてゐるのだ。」と聞

いたところ、その男はマイク

に向つて「いま警察官が私の

肩をつかんで云々」と言い出

し「ラジオ関東の放送中であ

る……」とも言つたので、は

じめてアナウンサーであるこ

とを気づいた事案がある。こ

の男に対して、警棒をふりあ

げたり、なぐつたということ

は認められない。

(二) 「その他の罪については、

現在までのところ警察庁長官の

指定は行なわれていない。

(三) 所見公表については、所属

長の許可を得たものである。た

だし、この記事は、文責在記者

として要点筆記されたものであ

る。

(三) 第五方面本部長が衆議院南

通用門附近の警備に当たつて

いた滝野川大隊長等に、「警棒納

め」の命令をなしたことは事実

である。

(四) 規定はない。

(五) 第一の点については、国会

構外の報道陣を指するものと思

われるが、第五方面本部長指揮

下の部隊は国会構外には出てい

ない。

第二の点については、第一、

第三、第五機動隊である。第五

方面本部長の指揮下にはない。

(六) 質問の赤木恭二は、警視庁

広報課長赤木泰二の間違いであ

ると思われる。この投稿は所屬長

の許可を受けたものである。

(七) 警棒は原則として指揮官の

命令によつて使用することにな

つてゐるが、当時その命令は出

ていない。ただし、指揮官の命

令によつてゐる場合でないとき、

やむを得ず個々の判断で使用する

ことが認められてゐる。

(八) 第五機動隊の一部では、学

生、または周辺の野次馬風の組

織不明の一群から絶え間なく続

けられる数石の破片、石塊等の

投てき、あるいはプラカードの

柄、竹竿等による暴行のため身

体の危険を感じ、各警察官が自

己の判断によつて警棒を用いて

ゐる。

(九) 激しい投石等の行なわれる

混乱の渦中であり、また一部の

部隊は学生に押された際分断さ

れた状態になつていたので、命

令が整一に徹底しなかつたこと

もあつたと思われるが、個々の

警察官が故意に従わなかつた

り、命令に反した行動をとつた

事案はない。

また、警棒使用にあつたつて

は、慎重を期することはもちろ

んであるが、現場において命令

が特にそのようなことを叫んで

回つたということは聞いていな

い。

(十) 警棒の使用状況報告は、そ

れぞれの部隊から報告されてお

りその概要は次のとおりであ

る。

第一回は、午後五時三十五分

ごろ学生が南通用門を破壊して

国会構内に侵入し始めてから大

挙侵入するに至る間、第二回

は、午後十時ごろ集會を終つた

学生が正門方向に向かうとして

警察部隊に突き当たつてから

これを排除する際、第三回は、

正門附近において車両に対する

放火等を行なつてゐた学生等を

解散させる際、の三回にわたつ

て使用してゐる。

(十一) 指摘の特殊警棒は、一部

に報道された金属製の棒とは全

く異なるものであつて、同規程

第五条第三号に明示してゐるよ

うに、私服警察官が犯人逮捕、

押収、搜索等必要がある場合に

使用するもので、その購入月日

は次のとおりである。

昭和三十一年六月二十五日

七〇〇本

昭和三十一年十二月十三日

五〇〇本

昭和三十四年二月二十七日

一〇〇本

なお、六月十五日の警備実施

にはこの特殊警棒は全然使用し

ていない。

十一 これらのことについては、警

視庁において鋭意調査を進めて

ゐる。しかし、現在までのところ

告発、懲戒等の手続をとつたもの

はない。

将来のことについては、今後の

調査の結果を待ち、もし警察側

に非違の点があれば、当然その責

任を明らかにする所存である。

十二

(一) 質問の赤木恭二は、警視庁

広報課長赤木泰二の間違いであ

ると思われるが、その投稿は所

属長の許可を受けたものである。

(一) 私服員は

公安第二課員 四名

警備課員 二名

の計六名であり、午後三時ごろから護国塾周辺において維新行動隊の動向視察に当たつた。

午後三時五十分ごろ、同隊が貨物自動車一、観光バス一、宣伝カー一、の計三台に分乗して護国塾を出発したので、乗用自動車で追尾警戒に当たつた。

(二) 当日、丸の内署部隊八十三名は維新行動隊の対策部隊に指定されその国会周辺に進出するの準備をたてたのであるが、どの方向から現われるのか不明であつたので、まず内幸町、その後人事院前に前進待機していたのである。その後急報に接し午後五時二十五分ごろ現場に到着したのであるが、その到着が遅れたのはその直前の情報入手がおくれたためと、当時、すでに国会周辺の交通事情から徐行を余儀なくされ人事院前から現場到着に約五分を要したためである。

(四) 単なる煙の棒としては、一本も携帯していなかつた。

当日現場で維新行動隊の使用した煙の棒と云われるのは彼等が携帯していたプラカードの柄と、日の丸の旗の煙材であらうと思う。ただし、プラカードの柄、旗竿として単に所持携帯していただければ実際上取り締まることは困難である。

(五) 現場では被疑者七名を現行犯として逮捕した。その他の者については、個々の犯罪事実がからずしも明白ではなかつたために、全員を所轄麹町署に任意同行を求めて取り調べを行つた。社会党議員の発言については、つまびらかでない。

(六) 麹町署に任意同行の途中、被同行者が買物(ペン入ジュース)をした事実はあるが、公衆電話の使用については、調査の結果同行中のものではないものが使用したことが明らかになつてゐる。被同行者が警察電話を使用した事実は認められない。

なお、刑法上の任意同行については、被同行者の行動を警察官が強制的に束縛することは認められていない。

(七) 第九項の(六)の(1)に述べたとおりである。

十三

(一) 当日、午後六時三十分以降逮捕された学生は百数十名におよび、これらの者は全員衆議院議員面会所一階の一般議員面談所、同地下の警察官詰所等に一時収容して被疑者の簡単な取り調べをしたが、そのうち、負傷者と判明した者については、救護、病院護送等に努めたのである。

なお、同室では被疑者の取り調べ中であり、また、必要な救護は警視庁の救護班において処置されていたので同室に対する出入を制限したのである。

(二) 六月十三日衆議院当局と打合せを行つた際、議員面会所地下の警察官詰所および一階の一般面談室等を使用することについて承認をうけていた。

十四

(一) 六月十五日の警察官の国会派出については、六月十四日衆参両院議長から内閣を通じて警視庁に両議院各二千名の警察官の派出要請があり、更に六月十五日午後七時十分再び内閣を通じて警視庁に対し、両議院に各千五百名の警察官の追加派出要請があつたものである。

(二) 議長より国会構内に侵入された場合は、退去を要求し、これに従わない者は排除または逮捕するよう指示されているが、そのための具体的技術的事項については、議長から特別の指示のない限り、警察の判断において行なうこととされてゐる。

(三) 放水、催涙ガスの構外に向かつての使用については、前号のとおりである。

右答弁する。

衆議院會議録第四十一号(その二)中
正誤

ページ 行 誤 正
六三 四 終り 一 処分をした 処分をした
から 一 ときは、 ときは、